

# 2017年度 「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業 シンポジウム 報告書



「手話」を表現している  
ぐんまちゃん

2018年2月18日（日）

群馬大学荒牧キャンパス 教養教育GB棟155教室



**2017年度**  
**「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業**  
**シンポジウム**

**報告書**

**2018年2月18日（日）**  
**群馬大学荒牧キャンパス 教養教育GB棟155教室**



# 目次

シンポジウム開催リーフレット	4
開会あいさつ	5
学術手話通訳養成の背景となる行政説明	9
障害者差別解消法の取組と障害者施策	11
寺本 琢哉 氏	
意思疎通支援事業としての手話通訳養成の現状と課題について	21
引間 愛 氏	
高等教育機関における手話通訳支援の課題について	29
井上 諭一 氏	
群馬県手話言語条例と手話施策実施計画について	41
野中 博幸 氏	
本事業の説明	47
日本財団助成「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業説明	
金澤 貴之	
基調講演	57
学術手話通訳と聴覚障害学生支援をめぐる諸課題	
中野 聡子 先生	
パネルディスカッション	65
学術手話ニーズに応えることの意義と課題	65
石川 芳郎 氏	
県内の手話通訳者の養成・派遣事業の現状と課題	73
堀米 泰晴 氏	
学術手話通訳を利用する当事者の立場から	79
後藤 睦 氏	
来賓紹介・コメント	85
閉会あいさつ	87
アンケート集計結果	89
掲載記事	91

# 「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」 事業シンポジウム

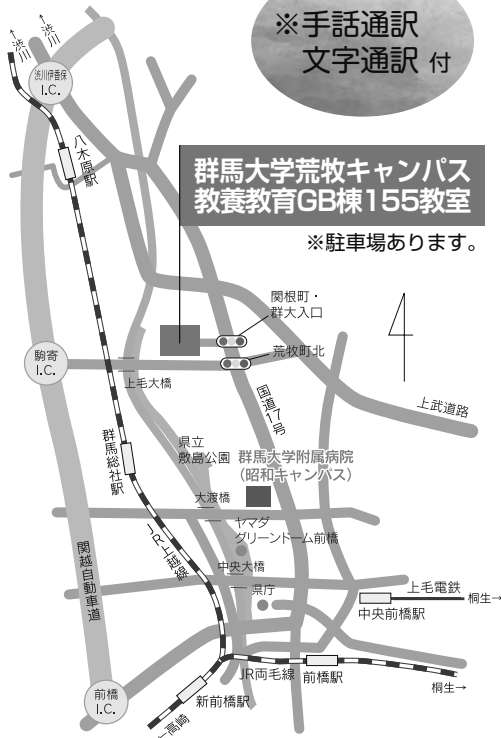


2018年  
**2月18日** 日  
13:00~17:00【開場12:00】

群馬大学荒牧キャンパス  
教養教育GB棟155教室

〒371-8510 前橋市荒牧町4-2  
※参加費無料。会場に直接お越しください。

※手話通訳  
文字通訳 付



前橋駅からバスが出ております。詳しくは群馬大学公式HPなどをご参照ください。

## プログラム

「手話」を表現している  
ぐんまちゃん

13:00	開会挨拶
13:15	学術手話通訳養成の背景となる行政説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者差別解消法の取り組みと障害者施策 内閣府 政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官(障害者施策担当) 寺本 琢哉 氏</li> <li>●意思疎通支援事業としての手話通訳養成の現状と課題について 厚生労働省 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 情報・意思疎通支援係長 引間 愛 氏</li> <li>●高等教育機関における手話通訳支援の課題について 文部科学省 高等教育局 学生・留学生課長 井上 諭一 氏</li> <li>●群馬県手話言語条例と手話施策実施計画について 群馬県 健康福祉部 障害政策課 地域生活支援係長 野中 博幸 氏</li> </ul>

14:15 本事業の説明 金澤 貴之(群馬大学教育学部教授)

10分休憩

14:40 基調講演

大阪大学キャンパスライフ健康支援センター 相談支援部門講師 中野 聡子 先生

『学術手話通訳と聴覚障害学生支援をめぐる諸課題』



筑波大学大学院卒('96-97ギャロレット大学留学)。日本の大学で初の聾者自身による手話研究で博士号を授与。東京大学先端科学技術研究センター特任助教、広島大学アクセシビリティセンター特任講師、国立民族学博物館プロジェクト研究員を経て、現在、大阪大学キャンパスライフ健康支援センター講師。著書：『大人の手話・子どもの手話—手話にみる空間認知の発達』（明石書店）等。聴覚障害学生の情報保障についての認知心理学的研究を継続的に進めており、現在、認知・言語的アセスメントに基づいたアプローチによる学術手話通訳養成プログラムの開発に取り組んでいる。

15:10

10分休憩

15:20 パネルディスカッション

『学術手話通訳ニーズに応えることの意義と課題』

ファシリテーター：金澤 貴之

パネリスト：石川 芳郎 氏(全国手話通訳問題研究会理事)

堀米 泰晴 氏(群馬県聴覚障害者情報提供施設コミュニケーションプラザ職員)

後藤 睦 氏(大阪大学大学院博士後期課程)

16:50

閉会挨拶

問合せ先

手話サポーター養成プロジェクト室  
TEL & FAX 027-220-7157



ID: gunma-u-sign



<https://www.facebook.com/gunmasign/>



主催 群馬大学

共催 群馬県

後援 群馬県聴覚障害者連盟

助成 日本財団

<https://www.nippon-foundation.or.jp/>



## 開会あいさつ



### 川端／

皆さま、こんにちは。

本日はお集まりいただき、ありがとうございます。

本シンポジウムの総合司会を担当いたします、群馬大学研究員の川端伸哉と申します。

司会進行中、至らないことがあるかと思いますが、ご協力をお願いします。

シンポジウムを始める前に皆様にお願いがございます。

ここでは、飲食、たばこは禁止となっております。

飲み物は蓋のあるものであれば、水分を取ることは問題ありません。

携帯電話やアラームなど音の鳴るものは電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

撮影記録についてはご遠慮いただきたいと思えます。

記録のための撮影スタッフがおりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

学術手話通訳に対応した通訳の養成事業シンポジウムの開始にあたり、本学副学長理事の窪田より、開会の挨拶を申し上げます。

### 窪田／

ただ今、ご紹介いただきました、群馬大学教育学部 教育企画担当理事で副学長の窪田でございます。

今日はお寒い中、ご出席いただきありがとうございます。

シンポジウムの開催に当たり、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日のシンポジウムには、内閣府政策統括官付参事官の寺本 琢哉様、厚労省環境保健福祉部の引間 愛様、文科省高等教育局の井上 諭一様、そして群馬県健康福祉部の野中 博幸様のご講演をいただくことができ、誠にありがとうございます。

一昨年4月にスタートしました障害者差別解消法の施行に伴い、様々な場面で重要な課題となってきた学術手話通訳の養成の背景について、行政の側からのご説明をいただきます。

また、大阪大学キャンパスライフ健康支援センターの中野 聡子先生には、「学術手話通訳と聴覚障害学生支援をめぐる諸課題」として、基調講演をいただきます。

大学においては、障害学生支援の大きな柱である聴覚障害学生が、大学生活を円滑に過ごし、学術面で広く活躍できる環境を構築していく上での諸課題等について、お話しいただけるものと思います。また、全国手話通訳問題研究会理事の石川 芳郎さま、群馬県聴覚障害者情報提供施設コミュニケーションプラザの堀米 泰晴さま、大阪大学大学院の後藤 睦さまによるパネルディスカッションでは、学術手話通訳ニーズに関して、多様な視点からご議論をいただくことができるものと思います。

このような多彩で内容豊富なシンポジウムを本学で開催できることとなりましたのは、本学の金澤教授の尽力もありましたが、ひとえに日本財団からの熱いご支援があったからこそであると考えております。





ここに厚く御礼申し上げます。

また本学との共同事業として参加いただいている、群馬県のご協力の賜物でもあると考えております。

実際、群馬県は、県内の市町村を含め広く手話言語条例を制定した県であり、聴覚障害のある児童・生徒・学生に対して様々な支援が行われております。

本事業を通して、より充実した障害者への支援体制の構築をめざしていくとともに、この事業が、群馬県内の地域の繋がり、地域の活力をより一層豊かなものとしていくものであると、確信しております。

障害者基本法にも謳われております「障害者に対する情報保障、また情報利用の機会の拡大」という考えは、これからの情報化社会において、聴覚障害者が一般社会のみならず、高度な専門領域・分野において活躍していく上で必須となる考えであると思います。

群馬大学は、平成 17 年度には「群馬大学障害学生修学支援実施要項」を制定し、障害学生支援室には手話通訳技術を持つ職員も採用して、全学的な障害学生への支援合理的配慮の提供や修学機会を作り、実際の障害学生支援の取り組みにおいては、ノートテイクなど在学生のサポートも得ることを通して、障害者との共生意識の拡大も図ってきたところであります。

共生社会の実現、ダイバーシティの実現は、単に地域の活性化とか多様な働き方の理解という観点のみならず、人権という観点から個々人の違いを尊重し認めあい、協働して我々の社会を構成していくという考えとして捉えなおすことができると思います。

そこでは、障害のある人にとっても、社会を構成する一員として自らができる役割を果たしていくこと、またその環境を社会が作っていくことにより、その社会がより活力のあるものとなっていきます。

このような観点から、障害のある学生が健常者とともに同じキャンパスで学び、社会に巣立っていき、社会活動に広く参加していくことを私たちは期待しております。

平成 29 年度からスタートした本事業は、学術手話通訳技術を修得した学生を育てていくだけでなく、地域の手話通訳者の研修と技能向上にも大きく貢献できるものと考えます。

本日のシンポジウムを基に、ここにご参加いただきました皆さまが、地域の色々な場面で聴覚障害のある人々との共生、地域の支援体制の構築に活躍していただくことを期待し、群馬大学を代表しての私からの挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 川端／

ありがとうございます。

ご来賓の方々にご挨拶いただきたいところですが、後ほどお願いいたします。

続きまして、ご来賓の方々のご紹介をいたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただければ幸いです。

日本財団、筒井 智子様。

群馬県議会議員、小川 晶様。

東京都北区議員、斉藤 里恵様。

厚生労働省障害福祉専門官、秋山 仁様。

以上、来賓のご紹介をさせていただきました。

ここから、本学研究員の二神に、司会進行をバトンタッチします。

行政説明の進行をいたします。

よろしくお願いいたします。



学術手話通訳養成の背景となる行政説明

## 学術手話通訳養成の背景となる行政説明

### 二神／

こんにちは。群馬大学研究員の二神です。

行政説明の流れを説明します。

まず、最初に内閣府の立場で、2016年4月に施行された障害者差別解消法の基本的考え方、捉え方を解説していただいた後、施行から丸2年が経過した今、聴覚障害者に対する施策にどのように反映されているかをお話いただきます。

次に、福祉行政の立場から厚生労働省の引間係長に聴覚障害者が地域で生活していく上で必要な手話通訳などの情報保障支援に関する現状と課題につきまして、より具体的な行政サービスと結びつけながらご報告いただきます。

その次は教育分野から文部科学省 高等教育局学生・留学生課の井上 諭一課長からは、大学等の高等教育機関における手話通訳による支援についてお話いただきます。

群馬大学で行われている情報保障支援にも触れつつ、本事業がどのような役割を担っていくかについてもお話いただきます。

最後に、群馬県健康福祉部障害政策課の野中 博幸課長補佐に、本事業が開始されるきっかけともなりました、群馬県手話言語条例の内容と、それに基づいた手話施策実施計画についてお話いただきます。

それでは、内閣府障害者施策参事官の寺本 琢哉氏より障害者差別解消法の取り組みと障害者施策をお話していただきます。

よろしく願いいたします。



学術手話通訳養成の背景となる行政説明

**障害者差別解消法の取組と障害者施策**

寺本 琢哉 氏

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）

# 学術手話通訳養成の背景となる行政説明

## 障害者差別解消法の取組と障害者施策

寺本 琢哉 氏

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）



皆さん、こんにちは。

ご紹介いただきました内閣府の寺本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日のシンポジウムのテーマである聴覚障害学生の支援など、高等教育を初めとした様々の分野での障害者への配慮の取り組みが着実に進んでいると思いますが、これには障害者差別解消法ができたことが非常に大きな後ろ盾になっているものと思います。

2006（平成18）年12月	第61回国連総会にて条約が採択される
2007（平成19）年9月	日本による条約への署名
2008（平成20）年5月	条約が発効
2011（平成23）年8月	障害者基本法の改正
2013（平成25）年6月	障害者差別解消法の成立
9月	第3次障害者基本計画の策定
2014（平成26）年1月	日本として条約を批准
2016（平成28）年4月	障害者差別解消法の施行

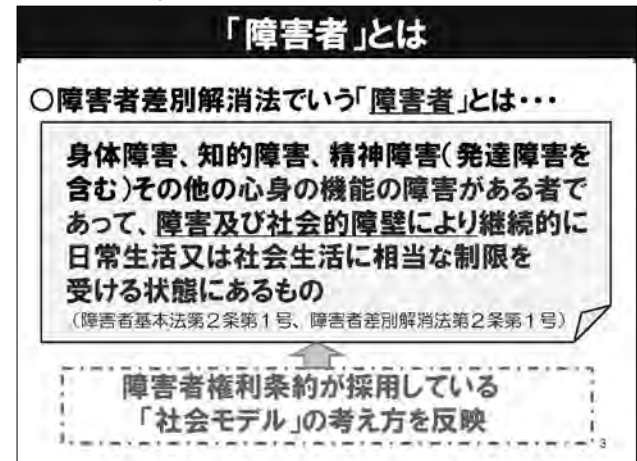
まずはこの法の枠組みについて、ご承知の方も多いかと思いますが、概観させていただきます。

お手元の資料の8ページです。

障害者権利条約が2008年に発効しました。

日本はこの条約を批准すべく障害者基本法を改正し、障害者差別解消法を制定し、国内環境の整備を行い、平成26年に条約に批准しました。

障害者差別解消法でいう「障害者」については、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に制限を受ける方々ということで、権利条約が採用している「社会モデル」の考え方を採用しています。

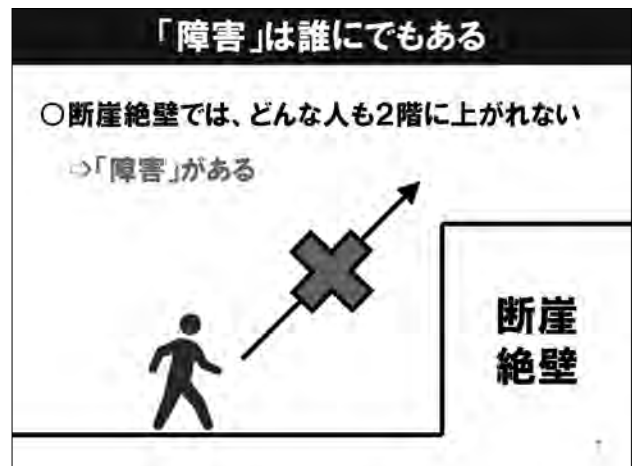


簡単に言うと、車いすの方が階段しかない場面では2階には上がりません。障害がある状態です。ところが、エレベーターがあれば2階に上がれます。

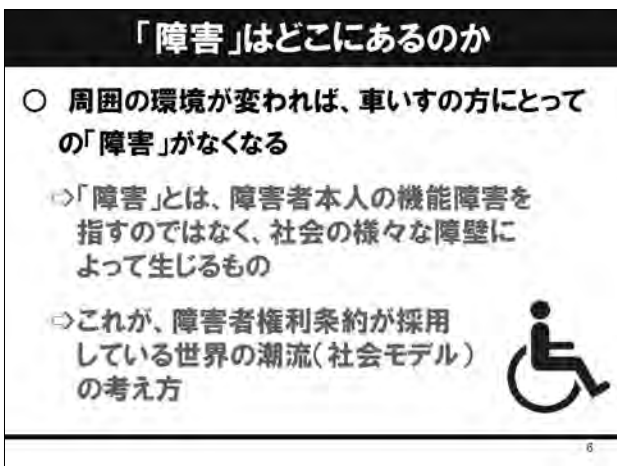
これ、単純な話ですが。

この場面においては、車いすの方にとって障害がなくなっている状態と言えます。

つまり、周囲の環境が変われば車いすの方にとっても、障害がなくなる。



つまり障害とは本人の機能障害というよりは、社会の様々な障壁によって生じる、これが条約が採用している「障害」の考え方です。



障害者基本法、そして障害者差別解消法でもこの考え方を反映したものとしています。

健常者の方でも、階段のない断崖絶壁では、どんな人でも2階には上がれない、つまり、この方にとっても障害がある状態です。

ハシゴを持ってくれば2階に上られる。

差別解消法で言うところの「合理的配慮」です。

更に、階段をもとから設置すれば、いつでも2

階に上られる、環境の整備になります。

障害者差別解消法には大きな2つの枠組みがあります。

不当な差別的取り扱いの禁止、そして合理的配慮の提供。差別的取り扱いの禁止は国や地方公共団体、事業者には義務として課されています。

障害を理由に対応を拒否したり、介助者なしの入店を拒否すると、不当な差別になります。

右の合理的配慮の提供ですが、国、地方公共団体には法的義務、事業者には努力義務として課されています。

携帯スロープをわたして乗車時に補助する、或いは手話通訳、要約筆記を実施し、障害者にシンポジウム等の際には前列に座っていただく。こういったものが「合理的配慮」です。



不当な差別的取り扱いというのは、正当な理由なく障害を理由として各種サービス提供を拒否する、時間帯等を制限する、障害のない人には付けない条件を付ける、こういったことで権利を侵害することを言います。

### 「不当な差別的取扱い」とは

○障害者に対して、正当な理由がなく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を

- ・拒否する  
(例：障害者からの問合せ対応そのものを拒否)
- ・場所や時間帯等を制限する  
(例：特定の日程に限定して問合せに対応)
- ・障害のない人にはつけない条件をつける  
(例：介助者がいる場合に限り問合せに対応)

などにより、障害者の権利利益を侵害することが禁止される

正当な理由ですが、個別に目的・内容に応じて、「正当な理由」に該当するかは、個別的に判断していかないとはいけません。

分かりやすい例だと、心臓に障害がある人に、ジェットコースターの乗車はご遠慮いただく。これは障害者の安全の確保という意味で「正当な理由」になるかと。

ただ、これも障害の状況や状態・程度によって、個別・具体的に判断しなくてはならない。

合理的配慮の提供ですが、障害者の方からの配慮の求めに応じて過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くための合理的配慮が求められます。

### 【例外】「正当な理由」がある場合

○「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、

- ◆障害者、事業者、第三者の権利利益  
例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等
- ◆行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持

などの観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断

### 「合理的配慮の提供」とは

○障害のある方から何らかの配慮の求めに対し、「過重な負担」がない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要で合理的な配慮(「合理的配慮」)を行うことが求められる

※社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

例えば、車いす利用者の方に段差に携帯スロープを渡す、高いところに陳列された商品を取って渡すなどの、物理的環境への配慮。

筆談、手話等の意志疎通の配慮、障害の特性に応じた休憩時間の調整等、柔軟な対応、こういったものが合理的配慮になります。

### 「合理的配慮」の具体例

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更 等

過重な負担がある場合、つまり合理的配慮の例外としてどのような場合があるか。これも事業・事務への影響の程度、実現可能性の程度といった制約を考慮して考えます。

端的な例では、元々階段のない駅に「どうしてもここから乗車したい」という人がいた時、駅員



が1人しかいない場合であれば、駅員さんがお1人で車いすを抱え上げて乗車対応することには危険も伴います。

このような過重な負担がある場合は、合理的配慮の提供には至らずということもあるかも知れない。

このような個別具体的な状況で判断しなくてはなりません。

### 【例外】「過重な負担」がある場合

- 「過重な負担」については、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
- ◆事務・事業への影響の程度  
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ◆実現可能性の程度  
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ◆費用・負担の程度
- ◆事務・事業規模
- ◆財政・財務状況

差別解消法の意義ですが、障害者への差別は障害への無理解・無知から生じると言っても過言ではないと思います。無理解・無知を解消し、話し合いや対話を通じて、まず相互理解を深め、その上で対応可能な配慮を行うことを国民1人1人に促すという役目が解消法には大きなものとしてあります。

差別対応に繋がる発想としては、ここにあるように、もし何かあったらあなただけを特別扱いできません、先例がない、などの発想。

### 障害者差別解消法の意義

- 「差別」は、障害への無理解、無知から生じる  
→話し合い、対話を通じ、まず相互理解を深め、対応可能な配慮を行う  
ことを、国民一人一人に促進する意義
- (差別対応につながる視点・発想(→NG)と、求められる方向)
- ◆「もし、何かあったら」  
→どんなリスクがあり、その回避のために可能な対応策がないか、具体的に検討
- ◆「あなただけを特別扱いできません」
- ◆「先例はありません」  
→これまでの慣行や「先例」にこだわらず、可能な配慮が  
できないか検討

もし何かがあったら、ということに関しては、どんなリスクがあり、その回避のために対応可能な対応策がないのか具体的に検討し、その上での結果ということになるかと思えます。

或いは、特別扱いできない、先例がないなどという前に、これまでの慣行や先例にとらわれずに、可能な配慮ができないかを考えてみることで、この法律に照らして要請されるものといえます。

### 「環境の整備」とは

- 個々の障害者への合理的配慮を的確に行うための「環境の整備」として、不特定多数の障害者を主な対象とする事前的改善措置の実施が努力義務となっている
- 具体的には、次のような取組が考えられる
  - ◆公共施設や交通機関におけるバリアフリー化
  - ◆意思表示やコミュニケーション支援のためのサービス・介助者などの人的支援
  - ◆障害者向けの情報アクセシビリティの向上

次は18ページ、障害者差別解消法の実効性を確保するための大事な要素として地域協議会というのがあります。

今、各都道府県や市町村では関係機関がそれぞれの実情に応じてネットワークを形成して、差別の解消を連携して進める取り組みを進めています。

都道府県や政令市では、概ね100%今年度中には設置をされます。

この資料の中で、設置済みが「平成28年4月」になっていますが、「平成29年」の誤りです。

中核市、特別市では設置が進み、8割方今年度中には設置される見込みですが、その他の市町村では半分強となっています。

これから更に設置を進めていく予定です。以上が障害者差別解消法の関係です。

### 地域協議会の設置状況

- 地域における様々な関係機関が、それぞれの地域の実情に応じた差別解消の取組を主体的に行うネットワークとして、「地域協議会」を組織できることとされている
- 今年度末時点で都道府県・政令市は100%、中核市は8割弱、その他市町村は約5割、全体では5割強が設置見込み

<地域協議会の設置状況>

	設置済み (H28.4/1時点)	今年度中に 設置予定	今年度末時点の 設置見込み	全体(母数)
都道府県、政令指定都市	66 (98.5%)	1 (1.5%)	67 (100%)	67 (100%)
中核市、特別区、庁所在地	56 (68.3%)	8 (9.8%)	64 (78.0%)	82 (100%)
その他市町村	619 (37.8%)	215 (13.1%)	834 (50.9%)	1,639 (100%)
計	741 (41.4%)	224 (12.5%)	965 (54.0%)	1,788 (100%)

資料の20ページをご覧くださいと、現在、政府では、障害者基本計画の改定を進めています。

**<小規模市町村における地域協議会メンバーの具体例>**

分野	メンバーの具体例
当事者	障害者団体、家族会 など
行政	障害者担当部署、人権担当部署、教育委員会 など
関係機関	教育 学校会 など
団体等	福祉等 社会福祉協議会、民生委員 など
	医療・保健 保健師、看護師 など
	事業者 地域の事業者 など
	法曹等 行政書士、人権擁護委員 など
その他	自治会 など

※これらのほか、市町村の規模によっては、以下のような機関等をメンバーとして加えることも効果的と考えられます。

国の機関	法務府、公共職業安定所（ハローワーク）
自治体	福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、学校、警察署、消防本部
教育	P.T.A.連合会
福祉等	相談支援事業者（基幹相談支援センター）、市町村障害者相談支援事業者）、社会福祉施設、児童委員
医療・保健	医師、歯科医師
事業者	商工会議所、公共交通機関
法曹等	弁護士、司法書士
その他	学識経験者

**第4次障害者基本計画の策定に向けた障害者政策委員会意見(案)概要**

**I 位置付け**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。また、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**II 目的の明確化**

国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**III 各領域別（基本理念、基本原則、構造的視点等）**

**1. 基本理念**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**2. 基本原則**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**3. 構造的視点**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**4. 2020年東京パラリンピックを契機とした取組の推進**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**5. 各分野に共通する構造的視点**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**IV 各領域別（各分野の取組の方向性）：聴覚障害と関連の深い領域**

**1. 安全・安心な生活環境の整備**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**2. 情報アクセシビリティの向上及び意識啓発活動の推進**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**3. 教育・就業等の推進**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**4. 権利の保護、権利意識の醸成及び権利の防止**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**5. 自立した生活の実現・意思決定支援の推進**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**IV 各領域別（各分野の取組の方向性）：聴覚障害と関連の深い領域**

**6. 情報・情報の推進**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**7. 行政等における認識の充実**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**8. 雇用・就業、経済的自立の支援**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**9. 教育の推進**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**10. 文化芸術活動・スポーツ等の推進**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

**11. 国際社会での協力・連携の推進**

障害者基本計画は、国が定める。地方自治体の障害者政策委員会は、国が定める障害者基本計画に基づき、地方自治体の障害者基本計画を策定する。

現在の計画が今年度最後となるので、来年度からの新しい計画の策定ということで、障害者政策委員会の意見書をまとめました。

これを反映して計画とすることにしています。特に2020年東京パラリンピックを迎えます。これを契機として取り組みを一層推進していくこと、②の社会のあらゆる場面のアクセシビリティの向上を謳っています。

今日のテーマもまさに「アクセシビリティの向上」ということで、この計画に沿った対応を幅広く進めて行くことが、計画の肝になると思います。次のページ以降、様々な分野についての取り組みを計画に盛り込んでいます。

赤字で聴覚障害との関連の深い政策を挙げています。安心・安全な生活環境の整備では、公共交通機関での案内表示の充実。

2. 情報アクセシビリティの向上では、聴覚障害者向け電話リレーサービスの実施体制の構築。

字幕・手話放送の普及、手話通訳、要約記者の育成支援、更には情報コミュニケーションの支援機器の開発の支援など、こういった項目を掲げています。

次のページをご覧ください。9教育の振興、これは今日のテーマと関連しています。

授業への情報保障、コミュニケーションへの配慮、個別のニーズに基づく支援、各大学での支援部署の設置の取り組みなどをこの計画に盛り込んでいます。

このような内容の計画を今年度中に閣議決定をして、来年度から取り組みを進めていくことにしています。

最後にお手元にもう1つ、合理的配慮の事例として事例集を配っています。聴覚障害者関係の事例を中心にお配りをしています。

合理的配慮として求められるものはどういふものかという事例を蓄積して、配慮のレベルの底上げを図っていきます。

以上、私の説明を終わります。

# 合理的配慮等の事例 (聴覚障害者関係)

「障害者差別解消法・合理的配慮等事例集」  
(内閣府) より抜粋

I 合理的配慮の提供事例

【生活場面例：行政】

1

大きな会場で開催されるフォーラムでは、手話通訳者がいても見えにくい場合がある。

会場全体から手話通訳者の手話が見えやすいように、高さ60cmほどの台を用意し、手話通訳者を見やすい前の席を希望者向けに確保した。また、拡大スクリーンも設置し、後の席からも見やすいようにした。

2

左耳のほうが聞き取りやすいので、参加予定の講習会では、講師に向かって右側の位置に配席してもらいたい。

希望に沿う位置に配席した。

3

会議の傍聴時にパソコンによるノートテイクを行いたいが、パソコンの持込みが禁止されている。

一律にパソコンの持込みを禁止するのではなく、個別に判断して必要と認められる場合には持ち込めるようにした。

【生活場面例：教育】

4

難聴がある影響で、授業を聞くこととノートを書くことの両立が難しいときがある。

授業の撮影は禁止されているが、障害の状況から合理的配慮の提供に当たると判断し、黒板の撮影を認めることとした。

5

出席点呼を聞き取れないが、他の生徒と同じように返事をしたい。

出席点呼をするときには、口頭だけではなく身振り・指文字・手話などを加えて、その生徒に自分の順番となったことが伝わるようにした。

1

6

難聴のため、音楽の授業で扱う曲について、当日初めて聴くと内容がよく分からない。

学習予定曲のCDを貸し出し、事前に聴いておくことができるようにした。

7

英語の試験にリスニングがあるが、聴覚障害により受験することができない。

代替試験を設けて点数を補えるようにした。

【生活場面例：雇用・就業】

8

補聴器を使っているが、業務連絡の放送が聞き取りにくく、放送自体に気づかないこともある。

対応が必要と思われる業務連絡の場合には、同僚が確認の声かけを行うようにした。また、業務連絡を電子メールでも行うこととした。

9

多人数の参加者がいる会議では、難聴により誰が発言しているのか区別しづらく、会議の流れが分からなくなってしまう。

複数の発言が交錯しないように一人ずつ発言することとし、発言前にはその都度手を挙げて名乗るようにした。

【生活場面例：サービス（買物、飲食店など）】

10

病院の待合室で診察順を待っているとき、呼び込まれても分からない。

通常は診察室から次の受診者の名前を呼んでいるが、待合室の座席まで呼びに行くようにした。

2

11

食券制の飲食店で、呼ばれたらカウンターまで自分で取りに行く仕組みになっていた。

呼ばれても分からないという申出があったので、身振りによって料理ができたことを伝えた。それでも気づかなかったようなので、店員が座席まで配膳した。

12

飲食店ではメニュー表への指差しで注文しているが、細かい希望を伝えることが難しい。

麺類を扱っているお店で、これまでは注文された麺類を出すだけだったが、筆談ボードを使うことによって、「固い麺か柔らかい麺か」、味付けについて「辛口か甘口か」などを店員が聞けるようになり、他のお客と同じように細かい注文にも対応できるようになった。

13

会員登録の内容を変更したいのだが、受付が電話のみのため手続を行うことができない。

受付用ではないが他の業務で使っているFAXがあったので、そちらに新しい登録事項を連絡してもらい変更手続をした。

14

検定試験の開始前に監督者から注意事項が述べられるそうだが、口頭だと内容が分からない。

注意事項を文章にしたものを配付した。

【生活場面例：災害等】

15

避難所で弁当の配給時間などのアナウンスがあっても、聞こえないので情報を得ることができない。

掲示板やホワイトボードなどを用いて、アナウンス内容を文字化してお知らせするようにした。

3

【生活場面例：その他】

16

地域で開催される住民行事（球技大会）に、聴覚障害のある子供も参加できるように配慮してほしい。

事前に行われるルール説明会において、聴覚障害のある子供も参加する旨を伝えるとともに、他の参加者と一緒に競技できるよう音声ではなく視覚的に伝える工夫について話し合っ合意形成を図った。

4

## II 環境の整備事例

【生活場面例：行政】

1

受付窓口が整理券方式なので、番号が呼ばれるまで担当者の口元をじっと見つめているか、自分の前の番号の者が呼ばれたら、受付窓口に近づいてスタンバイしなければならない。

視覚的にも順番が分かりやすいように、整理番号が表示される電光掲示板を設置した。

2

受付窓口に手話通訳者を常駐させてほしい。

予算面から常駐は難しかったので、定期的到手話通訳者が受付窓口に派遣される仕組みを設けるとともに、派遣される日を広報することとした。

3

通常の対応時間外の訪問では、インターホンで警備室に連絡してドアを開けてもらうようになっており、入館することができない。

カメラ・モニター付きのインターホンを設置し、身振りや筆談なども伝わるようにした。

4

ホームページに掲載されている施策の広報動画について、音声がかえらないので内容がよく分からない。

新しい広報動画を作成するときには、字幕を表示できる機能を追加するようにした。

5

配偶者からの暴力に悩んでいるが、相談窓口への連絡先が電話番号だけなので、通報も相談もできない。

FAX番号やメールアドレス及び電話リレーサービスの連絡窓口も示して、通報や相談を受け付けられるようにした。

5

【生活場面例：教育】

6

補聴器を使っているが、授業で聞き取りにくいことがある。

携帯できるFM音声送信機を導入し、話し手はそれを装着して授業を行うこととした。また、本人から申出があれば、ノートテイクを配置できるようにした。

7

頻繁に丁々発止の議論をするゼミ形式の授業なので、議論のやり取りをフォローするのが難しい。

筆談などにより議論のやり取りを素早く伝えるのは困難であったことから、手話通訳者と派遣契約をし、授業の補助員として配置した。

8

理工系大学のため化学反応などを伴う実験を行うことになるが、もしものときに危険を察知しづらい。

非常時の警報が視覚化されるように、回転灯で知らせる装置を実験室に設置した。

【生活場面例：サービス（買物、飲食店など）】

9

受付の順番となって呼ばれていたとしても分からない。声に出して呼ぶ以外の方法はないだろうか。

順番になると振動してお知らせする機器を導入した。

10

難聴のため聞こえにくいのが、筆談をするほどではない。

受付窓口に指向性の対話支援機器を備え、店員が話したことを聞き取りやすいようにした。

6

11

現在は筆談でやり取りしているが、より簡単に意思疎通できるようにするとありがたい。

タブレットを導入し、店員が話した内容が文章に自動変換されるアプリをインストールした。

12

窓口に手話通訳者を常時配置してほしい。

全ての店舗の窓口に手話通訳者を常時配置することは難しいので、事前に連絡をいただいて基幹店舗から派遣する仕組みを設けた。

13

TVショッピングで買いたい商品があっても、電話受付だけなので買うことができない。

電話受付のオペレーターに加え、FAXや電子メールによる受付のオペレーターも配置することとした。

14

劇場で演劇など鑑賞するときには、聞こえている人と同じように楽しみたい。

ポータブル字幕機器を導入し、希望者への貸出しを始めることとした。また、劇場に磁気ループを設置し、補聴器や人工内耳へ音声を送れるようにした。

【生活場面例：災害時】

15

警報は音声によるものが多く、聴覚障害があると気づきにくい。

災害情報を登録された電子メールのアドレスへ配信する警報システムを導入した。また、普段は業務のお知らせなどを表示している電光掲示板に、災害時には緊急速報などの情報が表示されるようにシステム改修を行った。

7

16

災害などがあってもアナウンスが聞こえないので状況判断が難しく、周囲の動きを見て行動するしかない。せめて聴覚障害があることを示すものがほしい。

公的機関などで配布されている『災害時パンダナ』（耳が聞こえないことを示すパンダナ）を取り寄せて、非常時に着用できるようにした。

8

## 二神／

ありがとうございました。

寺本参事官は7月に異動されたばかりと伺っていました。一般的な差別解消法の概略の説明をお願いしたのですが、聴覚障害の事例を集めて出して下さいました。

もうこんな専門性を発揮されていてほんとにすごいなと思いました。

ちなみに寺本さんは下戸(げこ)だそうで、お酒は全く飲めないそうですが、お酒を飲む人のペースにどんどん付いて来れる希有な方だと思います。

続きまして、厚生労働省 障害保健福祉部 意思疎通支援係長 引間 愛より、意思疎通支援事業としての手話通訳養成の現状と課題についてお話しさせていただきます。

よろしくお願いたします。

学術手話通訳養成の背景となる行政説明

意思疎通支援事業としての手話通訳養成の現状と  
課題について

引間 愛氏

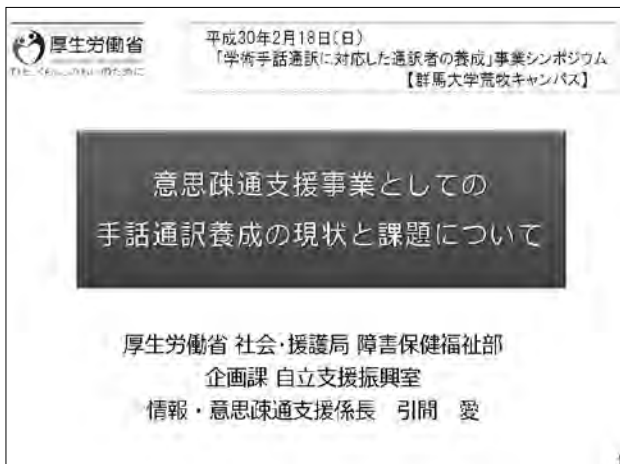
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 情報・意思疎通支援係長

# 学術手話通訳養成の背景となる行政説明

## 意思疎通支援事業としての手話通訳養成の現状と課題について

引間 愛氏

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室  
情報・意思疎通支援係長



皆さん、こんにちは。厚生労働省の引間と申します。

だいぶ、先ほどの寺本参事官に比べて若いヤツが来たなと思われたと思いますが、実際、かなり下っ端です。

係長って何をするのかイメージがつかないと思いますが、簡単に言うと、担当する業務、私なら情報支援・意思疎通支援の関係で、今後どういう事業を国としてやっていくかを決めて、必要なお金を財務省からもらってくるというのが仕事です。日々、財務省に「こういうお金が必要です」という説明をしながら、どうにかして予算を減らされないように頑張っているという業務内容です。イメージつくでしょうか。

ちなみに、私も下戸です。

前置きが長くなってしまってすみません。

今回、金澤先生から意思疎通支援事業としての手話通訳養成の現状と課題についてというお題をいただきました。

ご説明したい内容として3点あります。

1つ目は意思疎通支援が必要な方の状況。

2つ目は意思疎通支援の現状について。

3つ目が意思疎通支援事業の現状と課題。

説明資料、結構分量が多いのですが、時間は15分しかないので、飛ばし飛ばしの説明となってしまいますが、ご了承下さい。

早速ですが、行政説明らしく総論的なお話から始めます。

1つ目の必要な方の状況です。





障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について①			
〇 現行の意思疎通支援は、主に地域生活支援事業において実施されており、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者を対象としている。			
障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
<b>視覚障害者</b> (約32万人) H23.12.1時点 「生活のしづらさ」に關する調査	・代筆者、代読者の養成及び派遣 ・点字・関係者仕員の養成及び派遣 ・日常生活用具の給付(点字ディスプレイ、拡大読書器など) ・聴覚支援事業 ・補助犬(盲導犬)の育成	・居宅介護(家事援助)の中で代読・代筆事業 ・旅行支援(移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む)) ・生活介護(通定・聴覚言語障害者支援体割加算あり) ・自立訓練(技能訓練)・多職種、点字読み書き等の訓練加算あり	・補具等の給付(盲人安全手丸、眼鏡など) ・多言語通訳の運用 ・視覚障害者用図情情報ネットワーク「サビエ」の運営
<b>聴覚障害者</b> (約32万人) H23.12.1時点 「生活のしづらさ」に關する調査	・手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣 ・日常生活用具の給付(フォックス、情報交換装置など) ・字義入り録音ライブラリー事業の推進 ・補助犬(聴導犬)の育成	・居宅介護(家事援助)・ヘルパー研修において障害特性ごとのコミュニケーション研修を受講 ・生活介護(通定)・聴覚言語障害者支援体割加算あり	・補具等の給付(補聴器など) ・聴覚障害者情報提供施設の運営
<b>盲ろう者</b> (約1.4万人) H24.10.1時点 「盲ろう者に關する実態調査」	・盲ろう者向け通訳・介助者の養成及び派遣 ・日常生活用具の給付(点字ディスプレイなど)	・居宅介護、生活介護、自立訓練、同行支援などが利用可能	・盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 ・上記の施設運営費助付、聴覚障害者向けの事業の実施(可能)

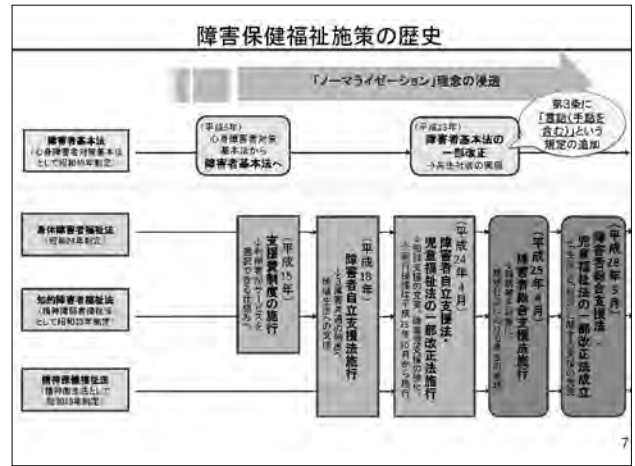
障害種別ごとの意思疎通支援のニーズとその対応について②			
障害種別	意思疎通支援の方法		
	地域生活支援事業	障害福祉サービス	補助事業など
<b>失語症</b> (約20～50万人) H23.3.1時点 「失語症回復訓練調査」	・失語症者向け意思疎通支援者の養成(H30～)	・多(く)は身体障害を伴うため、居宅介護、生活介護、共同生活援助など各種サービスの利用が可能(言語障害の場合、その障害という特性があるため、ヘルパー等支援者は意思疎通を図るための訓練が必要)	・補具等の給付(重度意思伝達装置など)
<b>ALS等(構音障害)等</b> (ALS患者 約8千人) H26.4.31時点 「構音障害調査」	・人形師、ヘルパー派遣によるコミュニケーション支援を実施	・居宅介護、重度訪問介護、生活介護などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援はサービス提供の一部として実施	・補具等の給付(重度意思伝達装置など)
<b>総合支援法の対象となっている聴覚障害者</b> 知的障害 (約55万人)H17.3.1時点「特別障害児(者)基礎調査」	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、障害者総合支援法(自立))、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援は必要に応じて実施される。	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、障害者総合支援法(自立))、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援は必要に応じて実施される。	・補具等の給付(重度意思伝達装置など)
<b>発達障害</b> (小中学生の9.5%程度)H25.5.時点「文科科学調査」	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、障害者総合支援法(自立))、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援は必要に応じて実施される。	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、障害者総合支援法(自立))、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援は必要に応じて実施される。	・補具等の給付(重度意思伝達装置など)
<b>高次脳機能障害</b> (約27万人) H17.5.17時点「高次脳機能障害支援モデル事業」	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、障害者総合支援法(自立))、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援は必要に応じて実施される。	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、障害者総合支援法(自立))、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援は必要に応じて実施される。	・補具等の給付(重度意思伝達装置など)
<b>精神障害者</b> (約320万人)H23.10.3時点「社会調査」	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、障害者総合支援法(自立))、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援は必要に応じて実施される。	・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労支援(就労移行支援、障害者総合支援法(自立))、共同生活援助などのサービスが利用可能であり、意思疎通の支援は必要に応じて実施される。	・補具等の給付(重度意思伝達装置など)

意思疎通支援が必要な方という、聴覚障害のある方という方は、皆さんイメージつくと思いますが、聴覚障害の方以外にも視覚障害者や盲ろうの方、次のページで、失語症、ALS等で発音が困難な方も含め、幅広く意思疎通支援が必要な人の対象とされています。

これから説明する意思疎通支援の対象には、これらの方が全て基本的に含まれるとイメージしていただければと思います。

次に現状について。

## II 意思疎通支援事業の現状



障害福祉施策の歴史をおおまかにまとめた表です。

遡って、戦後まもなく制定された社会福祉制度では、身体・知的・精神がそれぞれ別の法律で規定されていて、地方公共団体が給付決定する措置制度として実施されてきました。

この仕組みが大きく変わったのが平成15年の支援費制度の実施です。

利用者がサービスを自由に選択できる仕組みとして支援費制度が開始されました。

その後、身体・知的に加えて、精神障害も対象として、3障害共通のものとして、障害者自立支援法が施行されました。平成25年から当事者との議論を経て、障害者総合支援法というものが施行され、現状もこれに基づいて、サービス提供されている状況です。

「障害者総合支援法」の概要	
<b>1. 目的</b> 障がい者制度改善推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。	<b>2. 対象者</b> 1. 障害者 ① 障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。 ② 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由等であっても常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする) ③ 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ④ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するための重点的な支援を必要とする者として厚生労働省令で定めるものとする) ⑤ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を含む支援事業等)
<b>3. 障害者の範囲</b> (障害者の範囲も同様に対応) 「制度の整備」を目的とす。障害者の範囲に聴覚障害者を含む。	<b>4. サービス基盤の持続的整備</b> ① 障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定 ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者のニーズ把握等を行うこと努力義務化 ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に成して定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を促進化
<b>5. 施行期日</b> 平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日)	

次は障害者総合支援法の概要です。

次のページで説明します。

### 地域生活支援事業への追加内容

○ 市町村が実施する地域生活支援事業の**必須事業**として、以下の事業を追加。

- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ★④ 意思疎通支援を行う者の養成（※ 手話ボランティアの養成と併進）  
【その他、手話及び契約筆記を行う者の養成も実施】

○ 都道府県が実施する地域生活支援事業の**必須事業**として、以下の事業を追加。

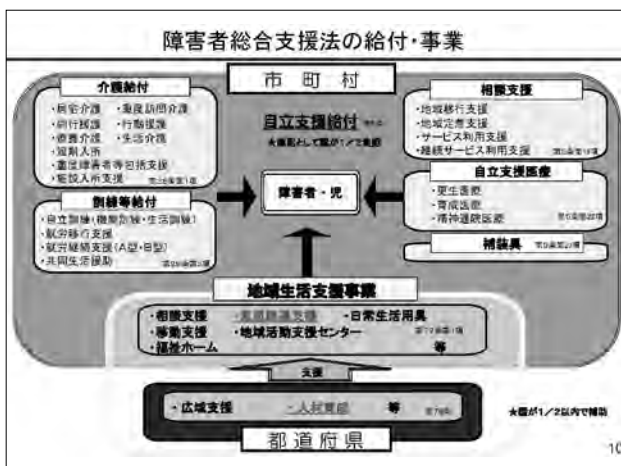
- ★① 意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者若しくは派遣する事業  
※ 手話通訳者、契約筆記者、手話及び符号字を行う者の養成又は派遣を指す
- ② 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が  
必要な事業

⇒ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、  
地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、  
成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化

障害者総合支援法で意思疎通支援で大きく変わったことは、養成事業が都道府県の「必須」事業として位置付けられたことです。

障害者総合支援法が施行される前は、あくまでも任意事業として、養成研修の実施は都道府県が自由に決められることになっていました。

ただ、それだと、やる自治体、やらない自治体できて、どうしても地域間格差が出てきてしまうので、障害者総合支援法では、意思疎通支援者の養成をしなくてはならないとした、というのが大きな違いです。



そもそも地域生活支援事業ですが、イメージがつかない方もいると思います。

障害者総合支援法での支援内容は、この図の通り、大きく上下2つに分かれて構成されています。上は自立支援給付、下は地域生活支援事業、黄色の枠です。

自立支援給付は、利用者に個別に給付される介護給付、補装具などの市町村が提供するサービスです。

このサービス提供に係る費用は、原則国が2分の1を負担することになっています。

一方で、地域生活支援事業は地域の実情に応じて実施されるもので、実施主体の市町村、これは上です、そして下の部分、都道府県が柔軟に事業を行う仕組みです。

事業に係った費用は、国が2分の1以内で負担する仕組みです。

### 地域生活支援事業について

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

【事業の目的】  
障害者及び障害児が基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。

【事業の性格】  
1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業  
【地域の特性】 地理的条件や社会資源の状況  
【柔軟な形態】 ①委託契約、広域連携等の活用  
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能  
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能  
2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）  
3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

【財源】  
補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助  
【都道府県事業】 国1/2以内で補助  
【市町村事業】 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

【予算額】  
平成30年度（案） 493億円

地域生活支援事業の詳細です。

大きな特徴は、「国が細かいことを何も決めていないという制度」です。

そうすることでメリットは地域特性、利用者の状況に応じて、効果的・効率的な事業が実施できるとい点です。

例えば自立支援給付なら、サービス利用の前に、障害者支援区分の認定を受け、サービス内容や利用料の決定をして、利用計画に沿ってという手順なので、ある程度時間も掛かるとは思いますし、手続きが煩雑というイメージもあります。

一方で地域生活支援事業であれば、突発的ニーズにも臨機応変に対応することが制度上は可能です。

また、自立支援給付だと1対1の事業が基本ですが、地域生活支援事業であれば、複数の事業者での支援も可能になっています。

一方で、デメリットです。

地域毎に使えるサービスの格差が生まれてしまうことです。

おそらく皆さんも、お住まいの地域によって使えるサービスが違うと感じたことがあると思います。

私の母親は、10年前からヘルパーとして働いていて、一時期、障害児の移動支援を担当していたことがあります。

移動支援も地域生活支援事業ではポピュラーなサービスで、どこでもやっているものですが、移動支援をする中で、とある2つの自治体で使えるサービスが全然違うがこれってどうなの？という相談を受けたことがあります。

私は制度の説明を丁寧にしたのですが、「分かりにくい」と言われました。

皆さんも同じような気持ちになったことはあるんだらうと思っています。

地域間格差をなくし、どの市町村でも同じように使えればというのは、私も充分理解できます。

ただ、ご理解いただきたいのは、国もわざと分かりにくい制度を作ったわけではなく、限られた予算の中で最大限皆さまのニーズを満たせるよう苦肉の策としてこのようにしています。

国だけでなく、県や市町村も少ない予算をやりくりしている現状なので、ちょっと分かりにくいですが、決して意地悪でしているわけではないと、ご理解いただければと思っています。

次は地域生活支援事業の一覧となっています。ご参考までにご覧下さい。



このページでは、意思疎通支援者の養成の仕組みを記載しています。

障害者総合支援法が始まると同時に、これまで市町村と都道府県の役割分担が明確でなかった反省を踏まえて、この表のように国で指導者を養成して、都道府県で養成・研修を実施し、市町村で支援者を派遣するという仕組みで実施をしています。

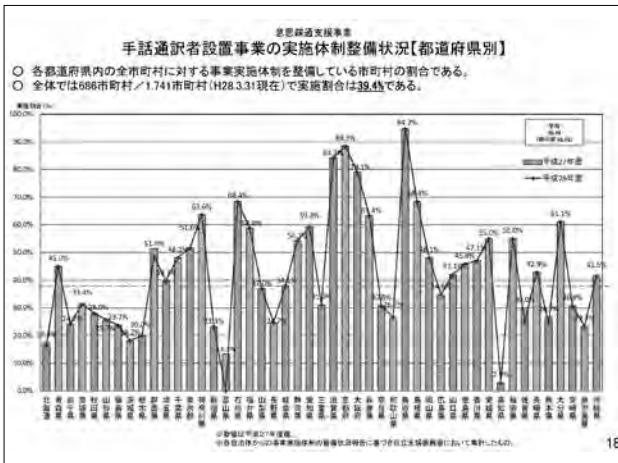
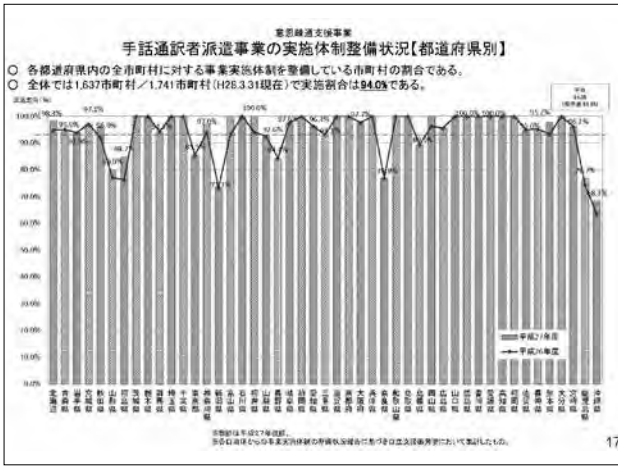
次の意思疎通支援事業の資料をご参考までにご覧下さい。

地域生活支援事業一覧	市町村地域生活支援事業
<p><b>【必須事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 理解促進研修・啓発事業</li> <li>イ 自発的活動支援事業</li> <li>ウ 相談支援事業</li> <li>エ 成年後見制度利用支援事業</li> <li>オ 成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>カ 意思疎通支援事業</li> <li>キ 日常生活用具貸付等事業</li> <li>ク 手話筆士員養成研修等</li> <li>ク 移動支援事業</li> <li>コ 地域活動支援センター機能強化事業</li> </ul> <p><b>【任意事業】</b></p> <p>(日常生活支援) 1. 福祉ホームの運営 2. 訪問入浴サービス 3. 生活訓練等 4. 日中一次支援 5. 地域移行のための安心生活支援 6. 巡回支援専門員整備 7. 相談支援事業所等(地域援助事業所)における巡回支援体制確保 8. 協議会における地域資源の活用・利用促進等の支援</p> <p>(社会参加支援) 1. レクリエーション活動等支援 2. 芸術文化活動振興 3. 食卓・声の広報等発行 4. 奉仕員養成研修 5. 障害者市町村による意思疎通支援の共同実施促進</p> <p>(就業・就労支援) 1. 福祉ホームの運営 2. 始末障害者職業訓練</p>	<p>※平成26年度まで「その他事業」として実施していたものは、地域生活支援促進事業(特別促進事業)として実施。</p>

意思疎通支援事業(市町村必須事業)	【平成26年度予算 地域生活支援事業費等(48億円)の内訳】
<p><b>事業の目的</b></p> <p>聴覚・言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることによる支援がある障害者等に、手話通訳、要約筆記者の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。</p> <p><b>事業内容等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業内容 手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・代筆・代読・音声訳等による支援事業の実施により、意思疎通の円滑化を図る。</li> <li>実施主体 市町村(団体等への委託も可能)</li> <li>補助率 国1/2以内、都道府県1/4以内</li> </ol> <p>●実施例 手話通訳者派遣の利用イメージ(通訳時の付き添い)</p> <p>市町村は手話通訳者等の派遣、要約筆記者等の派遣、点訳・代筆・代読・音声訳等による支援事業の実施により、意思疎通の円滑化を図る。</p> <p>手話通訳者は利用者と両読者の意思疎通を支援</p>	<p>利用者(視覚障害者)</p> <p>市町村又は委託事業者</p> <p>手話通訳者</p>

地域生活支援事業一覧	都道府県地域生活支援事業
<p><b>【必須事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 専門性の高い相談支援事業</li> <li>イ 専門性の高い意思疎通支援等を行うための養成研修事業</li> <li>ウ 専門性の高い意思疎通支援等を行うための養成研修事業</li> <li>エ 巡回支援等を行うための巡回支援体制確保</li> <li>オ 広域的な支援事業</li> <li>カ サービス・相談支援者、指導者育成事業</li> </ul> <p><b>【任意事業】</b></p> <p>(日常生活支援) 1. 福祉ホームの運営 2. オストメイト(人工肛門、人工尿嚢設置者)社会適応訓練 3. 音声機能障害者発声訓練 4. 児童発達支援センター等の機能強化等 5. 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 6. 医療型短期入所事業所開設支援 7. 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業</p> <p>(社会参加支援) 1. 手話通訳者派遣 2. 字幕入り映像ライブラリーの提供 3. 点字・声の広報等発行 4. 点字による即時情報ネットワーク 5. 障害者ITサポートセンター運営 6. パソコンボランティア養成・派遣 7. 都道府県障害者社会参加推進センター運営 8. 身体障害者補助犬育成 9. 奉仕員養成研修 10. レクリエーション活動等支援 11. 芸術文化活動振興 12. サービス提供情報提供等 13. 地域における障害者自立支援機構の普及促進 14. 視覚障害者専用地域情報提供 15. 企業CSR連携促進</p> <p>(就業・就労支援) 1. 福祉ホームの運営 2. 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工員支援) 3. 一般就労移行促進 4. 障害者就業・生活支援センター体制強化等</p> <p>(重度障害者に係る市町村特別支援)</p>	<p>※平成26年度まで「その他事業」として実施していたものは、地域生活支援促進事業(特別促進事業)として実施。</p>

意思疎通支援の支援者の養成について				
養成主体	聴覚障害者	聴覚障害者	盲ろう者	生活指
<p>障/ハ、次等、専門学校等</p> <p>※平成26年度予算(48億円)の内訳</p>	<p>手話通訳士の養成(認定試験)</p> <p>手話通訳者の養成</p> <p>要約筆記者の養成</p> <p>盲ろう者向け通訳・介助員の養成</p>	<p>点訳・代筆・代読・音声訳等による支援</p>	<p>盲ろう者向け通訳・介助員の養成</p>	<p>失語症向け意思疎通支援者の養成</p> <p>聴覚障害者向け意思疎通支援者の養成</p>
<p>地域生活支援事業(必須事業)</p> <p>手話通訳者派遣</p> <p>要約筆記者派遣</p> <p>盲ろう者向け通訳・介助員派遣</p>	<p>基本研修36時間 応用研修24時間 実践研修90時間 計150時間 E 要件</p> <p>手話筆士員の養成</p> <p>入門研修35時間 基礎研修45時間 計80時間 E 要件</p>	<p>点訳・代筆・代読・音声訳等による支援</p>	<p>必修47時間 選択42時間 計89時間</p>	<p>失語症向け意思疎通支援者の養成</p> <p>聴覚障害者向け意思疎通支援者の養成</p>



最後のテーマです。  
意思疎通支援の課題についてです。

**Ⅲ 意思疎通支援事業の課題**

19

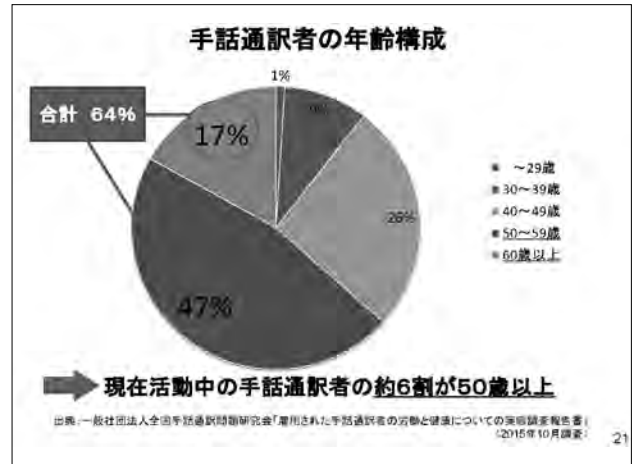
**手話通訳養成の課題**

- ・ 手話通訳者の高齢化
- ・ 専門分野における手話通訳ニーズへの対応  
例) 医療、教育、司法(裁判員裁判)など
- ・ ICTを活用した支援サービス(遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスなど)への対応

20

手話通訳者の養成に関して、現状としては3つ課題があると考えています。

1つ目が手話通訳者の高齢化です。



この資料は全通研のデータをまとめたものです。

現在活躍されている手話通訳者の6割程度が50歳以上になっていて、将来的なサービス提供が十分にできるか懸念されます。

国としてもこの状況は問題だと、事態を重く受け止めています。

そのため、平成30年度より、若年層の手話通訳者養成モデル事業を実施する予定にしています。

若年層の手話通訳者養成モデル事業の実施	
【平成30年度予算額 3,714千円】	
<b>事業の趣旨</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、手話通訳者として登録されている者の半数以上は50歳以上で、今後高齢化が進むことが懸念される。</li> <li>○ また、障害者差別解消法において合理的配慮が義務づけられたことから、様々な分野において手話でコミュニケーションできる人材が求められている。</li> <li>○ 若年層の手話通訳者養成を促進するため、大学生を対象としたモデル事業を実施し、手話通訳者の人材確保を図ることを目的とする。</li> </ul>	
<b>事業内容等</b>	
1. 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 全国の高等教育機関において実施されている手話教育についての実態把握。</li> <li>(2) 高等教育機関において実施可能な手話通訳者養成カリキュラムの作成。</li> <li>(3) 作成した養成カリキュラムに基づく、養成研修のモデルの実施。</li> <li>(4) 高等教育機関において養成された手話通訳者が地域で円滑に活動可能となるよう、都道府県及び市町村、手話関係団体等との調整を図る。</li> </ul>
2. 実施主体	社会福祉法人全国手話研修センター（委託事業としての実施）
3. 補助率	国10/10

22

この事業は手話通訳者の指導者養成を担っている全国手話研修センターへ委託をして実施する予定ですが、今回のテーマでもある、群馬大学で取り組まれているような、大学生を中心とした若い手話通訳者を養成する仕組みを全国への展開をしていくことを目標に、まずは1年間、それ以降も継続して実施したいと考えています。

2つ目の課題です。

専門分野における手話通訳ニーズへの対応についてです。

例えば、今日のテーマにもなっている学術手話通訳などは、ある程度の専門知識がないと手話通訳が円滑に実施できない場合があると指摘されています。

他には、医療現場での医者と患者とのやり取りや、裁判員裁判に聴覚障害がある方が参加する場合の司法分野での手話通訳者への派遣にも、課題があると考えられます。

今回は資料をつけていませんが、平成30年度障害者総合福祉推進事業という調査・研究事業がございまして、その中でこの課題について1年かけて現状を把握し、整理していきたくと思っています。

最後は3つ目。

ICTを活用した支援サービスについてです。

近年のICTの技術の向上を踏まえて、障害者支援でもICTが注目を集めています。

厚生労働省でも、平成29年度に2つの事業を開始しました。

**手話通訳者設置事業における遠隔手話サービスの実施**  
【平成30年度予算(案) 地域生活支援事業等(493億円)の内訳】

**事業の趣旨**  
手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話サービスを導入した場合にも手話通訳者設置事業の対象とすることで、聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の整備促進を図る。  
●遠隔手話サービス:遠隔地の手話通訳者を介して聴覚障害者と聴覚障害者の会話を通訳するサービス。

**事業内容等**

1. 事業内容  
手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話サービスを導入した場合に、その導入に係る経費(タブレット購入費、遠隔手話サービス利用契約料等)を、手話通訳者設置事業の対象とする。
2. 実施主体 市町村、都道府県
3. 補助率 市町村事業:国1/2以内、都道府県1/4以内  
都道府県事業:国1/2以内

【参考】遠隔手話サービスの実施イメージ

23

**電話リレーサービス提供事業**  
【平成30年度予算(案) 89,820千円】

**事業の趣旨**  
聴覚障害者情報提供施設において、電話リレーサービスを実施することで、聴覚障害者と他者との意思疎通を支援し、もって聴覚障害者の地域生活における自立を図る。  
●電話リレーサービス:聴覚障害者が電話する際に、通訳者が代って通訳するサービス。

**事業内容等**

1. 事業内容  
聴覚障害者情報提供施設において、聴覚障害者が一人で電話をかけられるよう、電話リレーサービスを提供するオペレーターを各施設に配置し、電話リレーサービスの全国的な提供体制を構築する。  
※オペレーターはサービス提供に必要な人数を配置することとし、手話通訳及び文字通訳のいずれにも対応できる者とする。
2. 補助率 国10/10

※平成29年度の実施施設は4箇所。(平成30年度は増予定)

【参考】電話リレーサービスの実施イメージ

24

1つ目が手話通訳者設置事業における遠隔手話サービスの実施です。

2つ目は電話リレーサービス提供事業です。

電話リレーサービスは日本財団のご協力を得て、事業化することが可能になりました。

ICTを活用することにより、これまで対面支援だった手話通訳という制度に、遠隔地でのオペレーターでの支援が可能になっています。

そうすると今までの支援者養成の仕組みと同じでいいのか、例えば、ICTを活用して聴覚障害者にとってもっと使いやすい支援ができるのではないか、まだ検討の余地があるのではないかと考えています。

皆さんはICTというとマイナスのイメージ、使いにくいというイメージを持つ方もいると思います。

もちろん現状の人的支援は継続した上で、更により使いやすい形でICTを必要な場面で使うという事業展開も考えられるので、その点は引き続き考えていきたいと思っています。

最後に1つ、宣伝になりますが、電話リレーサービスの予算は平成30年度は約9千万円に増額しました。その分、今まで以上に多くの方の受付が可能になります。

予算は残酷で、利用が伸びないと削られます。せっかくついた予算が削られないためにも、皆さん1人でも多くの方に電話リレーサービスを使っただけだと思っています。

利用申込みは日本財団のホームページから可能になっていますので興味のある方は一度ご覧になって下さい。

拙い説明で聞き苦しい説明になって申し訳ありませんでした。

以上で、意思疎通支援事業の概略の説明を終わります。

ありがとうございました。

## 二神／

ありがとうございました。

是非、皆さん電話リレーサービスを使って下さい。私からもお願いします。

引間係長、緊張したり、電話の時などはちょっと怒っているような淡々とした話し方になるように、誤解されてしまうこともあるそうです。

でも、皆さんお察しの通り、とてもキュートで素敵な方です。

1か月ほど前にシンポジウムの打ち合わせをしました。

その時に、キュッと握り拳を作って、「頑張ります」と仰ってとても素敵でした。

後半の課題のところは引間さんが頑張ったところだと思います。

続きまして、文部科学省 高等教育局 学生・留学生課長 井上諭一氏より、高等教育機関における手話通訳支援の課題についてをお話していただきます。

よろしくお願いたします。

学術手話通訳養成の背景となる行政説明

高等教育機関における手話通訳支援の課題について

井上 諭一 氏

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課長

# 学術手話通訳養成の背景となる行政説明

## 高等教育機関における手話通訳支援の課題について

井上 諭一 氏

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課長



情報技術の進展やグローバル化により社会構造が急速に変化する中、世の中のニーズ・課題はどんどん変わっています。

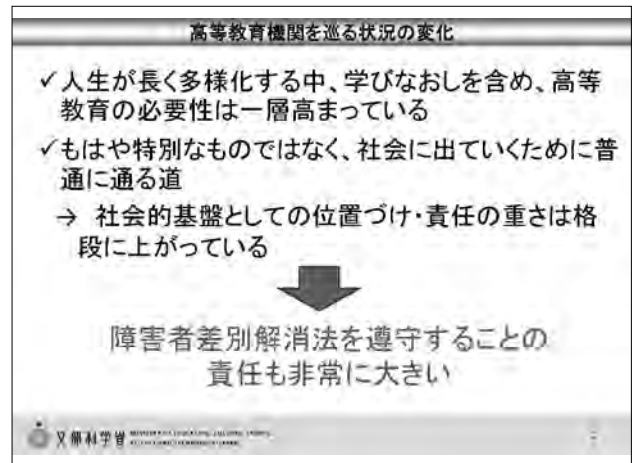
これに応じた解決策やサービスを、新しい技術を取り込みながら如何に創造していけるのが課題です。

これには、非常に高度な学びが必要であり、高等教育機関の役割は非常に重い。

そして、今や高等教育の進学率は 80%です。

次のページにまとめています。

皆さん、こんにちは。  
文部科学省の井上です。  
障害のある学生の支援を担当しています。  
ちなみに私は、前の 2 人と違ってお酒は大好きです。  
大学など高等教育を巡る状況はどんどん変わっています。



	1955年(S30)	1975年(S50)	2017年(H28)
人口	8928万人	1億1194万人	1億2979万人
平均寿命 男	63.60歳	71.73歳	80.75歳
女	67.75歳	76.89歳	86.99歳
専業主婦/共働き	—	1114/614万世帯 (1980年)	602/1129万世帯 (2016年)
労働 第1次産業	98万人	46万人	223万人
第2次産業	755万人	1530万人	602万人
第3次産業	925万人	2116万人	5640万人
高等教育進学率	10.1%	50.2%	80.0%

人生が長く多様化する中、学び直しを含めて、高等教育の必要性は一層高まっています。

もはや特別なものではなく、社会に出ていくために普通に通る道、従って、社会的基盤としての位置づけ、責任の重さは格段に上がっています。

だからこそ、高等教育機関が障害者差別解消法を遵守する責任も非常に大きいのです。

高等教育機関に在籍する障害のある学生数はどんどん増えています。

特に精神障害、発達障害、病弱・虚弱といった

最初に「時代は変わる」と書きましたが、特に見ていただきたいのは労働人口です。

今や第 3 次産業の方が 87%います。



障害の学生が、その認知が進んだこともあり増加していますが、聴覚や言語障害も確実に増加しており、平成18年の1200人から平成28年には1900人となっています。

一方、障害学生の在籍率は0.86%ですが、実は顕在化していない障害学生が多いと思われます。欧米等の例から考えるとおそらく在籍率は10%くらいであってもおかしくない。

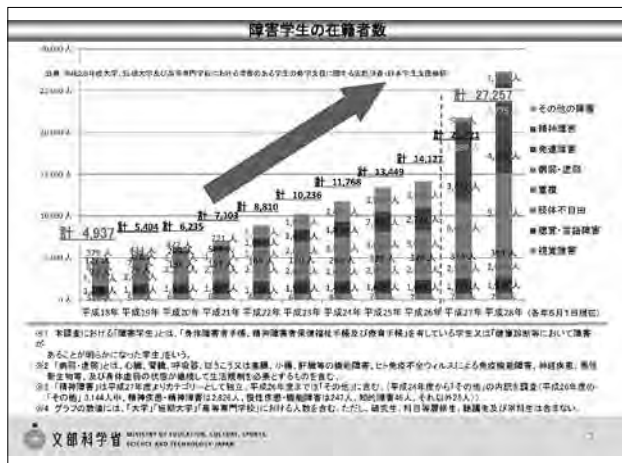
そう考えると、障害学生支援スタッフの人材不足は益々顕著になっていきます。特に、クラシカ

ルな障害である聴覚障害支援人材の不足は、大きな潜在的課題と言えます。

次に、高等教育における課題を挙げてみました。一言で言うと、目の前の課題にも対応できていないと言えます。

例えばホームページでの修学支援状況の公開は3割台にとどまっています。また相談受付も増えてきてはいますが、7割弱です。

対応要領や規定がある、これも3割弱です。大学などにおける体制整備は進んでいない。



### 高等教育機関における課題(2)

- ▶ 体制整備
  - ✓ 対応要領または基本方針、規程等がある  
H27年度256校(21.7%) ⇒ H28年度426校(36.4%)
  - ✓ 専門委員会または他委員会による組織的対応  
H24年度783校(65.4%) ⇒ H28年度1004校(85.7%)  
うち専門委員会設置は358校(30.6%)
  - ✓ 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置  
H28年度61校(5.2%)、他機関で対応385校(32.9%)
  - ✓ 専門部署・機関または他部署・機関による組織的対応  
H24年度995校(83.1%) ⇒ H28年度1090校(93.1%)  
うち専門部署・機関設置は196校(16.7%)

### 急増する障害学生数

- ▶ 障害学生在籍者数 10,236人(H23) ⇒ 27,257人(H28)
  - ✓ 精神障害、発達障害、病弱・虚弱が増加 聴覚・言語障害も着実に増加!
  - ✓ 在籍率 0.86%(H28)
    - ※ 特別支援教育対象児童生徒数 36.2万人(在籍率3.58%)(H27)
    - ※ 発達障害の可能性のある児童生徒在籍率 約6.5%(H27)
    - ※ 文科省調べ
    - ※ 英国ケンブリッジ大の障害学生在籍率 11%(H28.1)
    - ※ ケンブリッジ大DRC調べ
- ▶ 障害学生在籍学校数 898校(在籍率76.7%)(H28)
- ▶ 発達障害学生(診断書あり)在籍学校数 570校(在籍率48.7%)(H28)
- ▶ 聴覚・言語障害学生在籍学校数 477校(在籍率40.7%)(H28)
- ▶ 聾学生在籍学校数 118校(在籍率10.1%)(H28)

### 高等教育機関における課題(3)

- ▶ 教材の確保
  - ✓ 点訳・墨訳 H28年度40校(5.5%)
  - ✓ テキストデータ化 H28年度80校(11.1%)
  - ✓ 拡大 H28年度132校(18.3%)
  - ✓ ビデオ教材への字幕付け H28年度73校(10.1%)
- ▶ 就職支援
  - ✓ キャリア教育 H28年度185校(29.8%)
  - ✓ 求人情報の提供 H28年度206校(33.2%)
  - ✓ 就職支援情報提供、支援機関紹介 H28年度236校(38.1%)
  - ✓ インターンシップ先の開拓 H28年度78校(12.6%)
  - ✓ 就職先の開拓、就職活動支援 H28年度185校(29.8%)

### 高等教育機関における課題(1)

- ▶ 情報の公開
  - ✓ ホームページでの修学支援情報の公開  
H24年度113校(9.4%) ⇒ H28年度401校(34.2%)
  - ✓ 入試における配慮を入試要項及びホームページに記載  
H24年度499校(41.7%) ⇒ H28年度697校(59.5%)
- ▶ 相談受付窓口の設置  
H26年度650校(54.9%) ⇒ H28年度780校(66.6%)

### 高等教育機関における課題(4)

高等教育は社会に出ていくために普通に通る道

- ▶ 高度な専門的内容に係る情報保障
- ▶ 実習やインターンシップ
- ▶ 資格取得を目的とする学部・学科、授業

→ 一般的な授業における支援もまだまだ課題が多い。留年率・中退率が高く、就職活動にたどり着けない学生が多いとの声あり

→ 現場において、キャリア教育活動への支援はどうしてもプライオリティが低くなるとの声もあり

- ✓ そもそも全ての教育はキャリア教育を含むという発想!
- ✓ 障害故にキャリア感を育むことを一層意識する必要!

年度	H23	H24	H25	H26	H27
卒業生数	1,660	1,881	2,122	2,930	3,690
就職者数	831	919	1,061	1,470	1,953
進学者数	179	247	270	349	428
臨床研修医	3	6	11	14	23
専門学校等	65	46	74	76	90
就職者の割合	50%	49%	50%	50%	53%
うち聴覚障害					
卒業生数	279	288	292	331	310
就職者数	185	168	192	231	208
進学者数	37	48	36	42	49
臨床研修医	1	1	1	1	3
専門学校等	5	4	7	1	4
就職者の割合	66%	58%	66%	70%	67%

そして特に学びに必要な教材確保、点字訳、墨字訳も 5.5%等、なかなか進んでいません。

先ほど、大学は多くの方が社会に行くために必ず通ると言いましたが、そうすると就職支援も重要になります。

しかし、インターンシップ先の開拓ができていいる所が 10%台にとどまるなど、まだまだ課題があります。

高等教育は社会へ出て行くために必要な道ですが、十分な支援がなされなかったのか、卒業にたどり着かない学生も増えています。

これをどのように克服していくかが大きな課題です。

表に障害のある学生の卒後の進路、就職者の割合を示していますが、聴覚障害の方は全体の平均よりは就職者の割合は多い。それでも 15%の方が卒後の進路が決まっていない。

このような中、文部科学省では、障害のある学生の修学支援に関する検討会を開催し、各大学等における対応を具体的に示したガイドラインをと

りまとめました。

各大学において、どのように対応したらいいかわからないという声が多いので、まとめた次第です。

今日は詳しくは説明しませんが、文科省、障害学生支援で検索するとすぐ見ることができますので、ご参照下さい。

**学術手話通訳支援における課題(1)**

▶学術手話通訳者は何人必要か？

- ✓群馬大学の実践(H28年度)
  - 4人の学生に対し17人の手話通訳活動者で対応
  - 通常講義144コマ、教育実習87回を支援
  - 大雑把に一人当たり36コマ
- ✓卒業に必要な単位数:124単位以上
  - 仮に1学年で通常講義30単位を取得するとすると...
  - 30単位×10コマ=300コマ
- ✓聾学生数:575人(2.1%)
- ✓聾学生在籍校数:118校(10.1%)

さて、今日のテーマである学術手話通訳支援という課題です。何と言っても学術手話通訳をする方が、圧倒的に足りないことに尽きると思います。

何人くらい必要なのかを試算しようと思いました。

群馬大学の実践では利用学生 4 人に対して 17 人の手話通訳者で対応した。

1 年間 144 コマ、教育実習 87 回に対応。

一方、卒業に必要なのは 124 単位以上です。

1 単位に必要な授業数は、大学により異なりますが、10 コマと考えました。

そうすると、試算の 1 番目、全国の学生に群馬大学レベルの支援を行うと 2444 人が必要。

障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめの趣旨

**0 各大学等における対応の道しるべ**

- ✓「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の考え方を改めて整理
- ✓整備すべき体制や行うべき対応を出来るだけ具体的に記述
- ✓オールジャパンの取組を促進するための施策「社会で活躍する障害学生支援センターの形成」を提案

文部科学省 障害学生支援

**学術手話通訳支援における課題(2)**

▶試算① 全国の学生に群大レベルの支援を行う  
 支援者17人/学生4人×全国の聾学生数575人  
 = 2,444人

▶試算② 全聾学生に全ての通常講義で支援を行う  
 支援者17人/現状144コマ ×300コマ = 36人  
 36人 × 575人 = 20,700人

▶手話通訳士数 3,524人(H30.2.1現在)  
 \*聴力障害者情報文化センターHPより

試算の2番目、すべてのろう学生、575人いますが、その方々に全ての通常講義で支援をすると2万700人の方が必要です。

一方、手話通訳士は3524人で、全然足りません。

しかもこれは、地域間に大きな偏りがあります。

さらに、現在、手話通訳士、3524人いますが、学術手話に対応できるかどうかは未知です。

ろう・難聴の学生がどのような分野で学んでいるか。

**学術手話通訳支援における課題(3)**

北海道 104	東京都 761	滋賀県 42	香川県 21
青森県 30	神奈川県 350	京都府 105	愛媛県 40
岩手県 18	新潟県 35	大阪府 247	高知県 19
宮城県 31	富山県 15	兵庫県 156	福岡県 120
秋田県 19	石川県 36	奈良県 41	佐賀県 4
山形県 17	福井県 12	和歌山県 35	長崎県 31
福島県 51	山梨県 28	鳥取県 22	熊本県 33
茨城県 40	長野県 53	島根県 14	大分県 24
栃木県 32	岐阜県 24	岡山県 44	宮崎県 25
群馬県 64	静岡県 76	広島県 88	鹿児島県 32
埼玉県 228	愛知県 118	山口県 31	沖縄県 23
千葉県 119	三重県 49	徳島県 16	在外 1

(単位:人)

登録者合計: 3,524人    地域間で大きな偏り!  
学術手話に対応できるかは未知数

文部科学省    13

ご覧のように、あらゆる学術分野で学んでいらっしゃいます。

あらゆる学術分野で、通訳支援が求められているわけです。

現状の支援はどうなっているのか。やはり、コストの問題もあり、ノートテイクやパソコンテイクが中心であり、手話通訳は17.2%に留まっています。

こういう中、我々は一体どんな対策を取るべきか。

一般的には次のようなアイデアが考えられます。

まず、人材確保のため、学術手話通訳の通訳者バンクを作る。これで、どんな分野でどんな通訳士がいるのかを学術機関で共有する。

次に、地域格差を埋めるための遠隔通訳設備の整備。

あとは埋もれている人材の発掘。

既に手話通訳士の方は、高齢化が進んでいるという課題がありますが、やはりシニア層に頼れないかなど。

そして、人材育成です。これは今日のテーマでもあります。

**学術手話通訳支援における課題(4)**

学科別障害学生数【大学】

	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	医学(薬・歯)	歯学	農林学	工学	芸術	看護	薬学	獣医学	その他	計
障害学生数	4,630 (2,585)	5,651 (2,666)	864 (455)	4,402 (2,301)	505 (492)	538 (289)	2,332 (1,113)	4 (2)	539 (250)	1,803 (207)	1,138 (922)	1,781 (1,216)	1,781 (1,216)	24,686 (12,941)	
うち 盲	66 (24)	140 (129)	10 (8)	234 (12)	5 (0)	4 (0)	21 (0)	0 (0)	4 (0)	53 (46)	16 (15)	15 (14)	15 (14)	569 (549)	
聴覚	180 (181)	306 (183)	44 (15)	132 (13)	26 (18)	30 (73)	145 (73)	0 (0)	43 (19)	129 (71)	39 (22)	76 (140)	76 (140)	1,158 (622)	

( )は当該障害学生数

平成29年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する調査報告書【P11, 28】  
(平成29年3月) (注)日本学生支援機構

文部科学省    14

**学術手話普及に向けて**

- ▶学術手話通訳者バンク
- ▶遠隔通訳設備の整備
- ▶埋もれている人材の発掘 特にシニア層
- ▶人材育成

しかし、人的資源とコストを考えれば極めてハードルが高い  
近年急速に発展しているAI、VR、ICT技術を活用できないか?

文部科学省    15



人材育成で、1ついい話があります。

皆さん、「人生100年時代」という話がよくできますが、実は、今、人間の寿命はどんどん上がって、現在20歳の方は、100歳以上まで生きる可能性は50%以上。

ですから、今の学生さんに手話通訳者になってもらおうと、健康寿命も延びる予定なので、80歳ぐらいまでは、バリバリ働いていただく。

人によっては90歳くらいまでバリバリやってくれる。

これは1つの大きな希望です。



しかし、一方で、人的資源とコストを考えると、これも極めてハードルが高い。

それで、私は近年急速に発展している、AI、Virtual 技術、情報技術を活用できないかと考えています。

まず、富士通のLiveTalkですが、これは音声認識をして翻訳するものです。

音声認識は皆さんUDトークで、だいぶ慣れているとは思いますが、まだまだ課題があります。

手話の翻訳エンジンを作ることも大きな課題だと思います。

それをNTTとシャープがやっています。

左側はロボット君が手話を話す方を画像で認識してそれを文字化する。

右は健聴者が話す言葉を文字化する。

画像認識、手話翻訳等、こういった技術があれば、意思疎通が随分楽になる。

今、前に出している絵は、左側の講師が話す言葉を音声認識エンジンで受け止め、文字化する。

UDトークはこういうものだと思います。

手話も画像認識することで、手話翻訳エンジンを介して文字化・音声化できる。

また、学生さんでどうしても手話で見たいという人は、手話翻訳エンジンを通せば、手話で情報を受けることができる。

こういう技術はどこまでできるのかと皆さん思っていると思います。

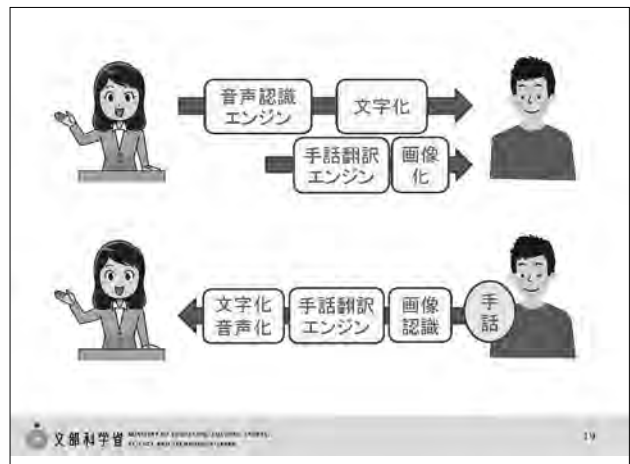
実は今、人工知能研究の場で1つ大きな技術革新が生まれています。

Deep Learning 技術です。

この技術のすごいのは、これまでは人間が機械に、コンピュータに教えてあげないと機械は動かなかったのですが、Deep Learning 技術は自ら学んで、自ら特徴を見出す。

従って、これをうまく使えば、ありとあらゆるところに応用が可能です。

お手元の資料にもいくつか例示を挙げています。



「自然言語処理」とありますが、今の研究開発の最前線では、文法などを教えなくても大量のデータを与えれば、文法法則も自分で理解してどんどん翻訳をする。

この精度がどんどん良くなっています。

次にもいくつか例があります。AlphaGo。これは最近、プロの棋士をやったAIがいるという話です。

初期のタイプはプロ棋士の棋譜を勉強させて強くなったのですが、最新版は教えてもらわなくても、自分対自分の対戦でどんどん能力を上げて、10日間の学習で世界最高のプロ棋士を追い抜いたと。

みなさんUDトークで苦労していると思いますが、現時点での技術発展予測では、2025年には自然な言語認識、言語翻訳ができると言われてい

ます。この技術革新の流れで学術手話対応システムが出来ないか。このためにはDeep Learning技術、これを実行する強力なコンピュータとネットワークが必要になります。

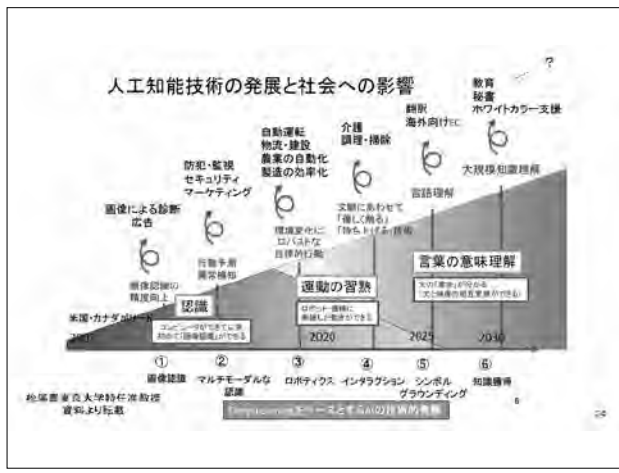
これはなかなか大変だと思いますが、大学にはものすごく強力な学術情報ネットワークがあります。そして、群馬大学もこれに繋がっています。

神戸には蓮舫さんに「2位じゃダメですか？」と言われた、「京」コンピュータがあります。

**近年のAI技術(Dep Learning)の例(2)**

- ワトソン(2011):** クイズ番組「Jeopardy!」に出場するため、合計100万問の質問に答える。自然言語処理と検索エンジン、データベースに精通せしめられた。文字を入力した瞬間からキーボードを叩くスピードで答えを返す。
- AlphaGo(2016-17):** Googleの子会社Deep Mindによるコンピュータ将棋。深層学習を用いた、インターネット環境での対戦の経験は万単位で使われて学習。手番が回ると、自分が強くなる強化学習を一日12時間行い、さらに、強み手番(Value Network)を強化学習によって、コンピュータが対戦相手を用いて探索を行う(Monte Carlo Tree Search)を用いた探索をする。Value Networkを強制的に用いて探索。強みがいかに強くなるか、AlphaGoが勝利を遂げた。第4回は、その7年間のワトソンと、AlphaGoの対戦の対決は5日12時間対戦した。2017年には、棋士藤井聡太と対戦し、勝利。勝利を収めた。
- ワトソン等による音声認識技術(2016-17):** 音声データをテキストに変換する機能により、会議の議事録の作成や、アプリケーションのボイスコントロールの用途に活用される。

**世界最大の人工知能プロジェクト 作業者は2016**  
 Smart City 1000以内の環境の心臓の神経とされ、重要事項の50%は自動化のレベルに到達する。50%は、人間と人工知能が協力して完成させた。約1000人の開発者によって一度一度学習を通過。



**人工知能について**

- 人工知能とは**  
 大量の知識データに対して、高度な推論を行うことを目指したもの(一般社団法人人工知能学会設立趣意書から抜粋)  
 <分類>  
 ① 特殊型人工知能  
 特定の分野に高い能力を発揮するもの  
 例) IBM-Watson、自動運転、AR/VR、Siri  
 ② 汎用型人工知能  
 特定の分野に限らず、新しい知識を学習し、自律的に問題解決の能力を持つもの  
 例) 実用化はしばらく先、汎用パーソナルアシスタント・秘書・事務員
- 人工知能研究の歴史**  
 【近年への期待の背景】  
 アルゴリズムの進歩、ビッグデータの利用が可能となったこと、計算能力の大幅な向上
- 機械学習とディープラーニング**  
 タスク別 画像認識(コップを識別する)  
 初期のみ: 単純モデル作成 (人間が100%のような単純モデルを作成(機械学習しない))  
 従来の機械学習: 特徴抽出 (人間が特徴抽出する) / 学習(特徴) (人間が学習する) / 判断モデル作成 (人間が判断する)  
 ディープラーニング: 特徴抽出(自動) / 学習(特徴抽出+判断) (データを入力すると特徴抽出と判断の両方を自動で行う) / 判断モデル作成 (自動)

**近年のAI技術(Dep Learning)の例(1)**

- 画像認識(2012-15):** 2010年にはなかった大規模画像認識コンテストILSVRC Large Scale Visual Recognition Challengeで、2012年に、深層学習(Deep Learning)が、サポートベクトルマシンに10%以上の差をつけて優勝。エドワード・シェンとの対決で、14.4%の誤り率。2015年、エドワード・シェンと、MicrosoftのAlex、GoogleのGoLeNetが対決。人間の水準を破る。
- DQN(Deep Q-network)(2015):** 深層学習でゲームをプレイさせて、ゲームのルールを教えずとも、最適な取り方を学習させる。Atari 2600の49種類のゲームで、43種類の従来の人工知能による得点を上回り、20のゲームで100%のスコアを獲得する。これは人間のプレイマンがプレイするよりも、400%プレイするよりも高いスコアに匹敵する。1000プレイの後には、スコアを伸ばし出し、高得点。インベーダーゲームでは、高得点を狙って、100%のスコアを獲得。上達したレベルでは、人間の25倍のスコアを取った。
- 旅行 itineraries を自動で生成(2015):** PNNによる旅行 itineraries の取り組み。コンピュータ上でシミュレーションを繰り返すと、果は、旅行 itineraries を生成するだけでなく、やがて、旅行 itineraries が生成される。旅行 itineraries が生成される。旅行 itineraries が生成される。旅行 itineraries が生成される。
- 自然言語処理(2015):** 大量の文字(数語~数行の文章)があれば、文法は一切教えず、数学的な手法で単語(語)に意味の関連性(単語のつながり)を学習し、単語の意味を推定。単語の意味からその単語を推定し、単語の意味を推定。単語の意味からその単語を推定し、単語の意味を推定。単語の意味からその単語を推定し、単語の意味を推定。

**音声認識** **データマイニング技術** **文字化** **手話翻訳** **画像**

**強力なコンピュータ**

**強力なネットワーク**

**文字化** **音声化** **VR技術** **画像認識** **ほぼ実用化**

翻訳エンジンを京コンピュータに置いて全国の575人のろう学生とデータのやり取りをする。

Google社が世界中を相手にしていることを考えれば、京コンピュータが575人の相手することはすぐにできると思います。

こういう技術ができると、例えばスマートグラスというのがありますが、これを使うと講義を受けながら文字情報が見えます。また、自分の手元に自分の好きなキャラクターで、手話をするホログラムを浮かび上がらせれば、そのまま手話で情報を受けることもできます。

こんなことも簡単にできるんじゃないかと思っています。

技術革新の世界では、ものすごいことが起こっています。

今ある技術を前提にするのではなく、5～10年後を想定したプラン作り、未来のプランを作って、それでむしろ技術を引っ張る。

未来創造型のプラン作りを産学官の連携で取り組んでみる。

こんなことも考えると面白いのではないかと考えています。

ご清聴ありがとうございました。

**学術情報ネットワーク (SINET)**

- ◆ 日本全国の国立私立大学等を結ぶ学術情報ネットワーク。国立情報学研究所 (NII) が構築・運用。(SINETは平成4年から継続して整備、第3世代となるSINET3は平成20年4月から運用開始。)
- ◆ 全国の大学等が100Gbpsで相互に接続。海外の学術ネットワーク (米国、欧州、アジア) とも相互接続。
- ◆ 民間事業者から未使用回線 (ダークファイバー) を借り上げることで効率的に整備。(平成20～22年度)
- ◆ 通信回線の運用に合わせて、利用者の立場に立ったネットワークサービス機能の整備・拡充。
- ◆ モバイル網を利用したデータ収集基盤の運用を平成20年度に運用開始予定。

【技術仕様】 国内回線: 100Gbps  
 運用回線: 100Gbps  
 標準: 光ファイバー (ロサンゼルス)  
 標準: 光ファイバー (ロサンゼルス)  
 標準: アジア (シンガポール)

【平成20年度中の設備整備申請】  
 申請: 2010年度、2011年度、2012年度  
 申請: 2010年度に申請予定  
 申請: 2010年度に申請予定  
 申請: 2010年度に申請予定  
 申請: 2010年度に申請予定  
 申請: 2010年度に申請予定

**支援体制構築の新機軸検討の可能性は？**

- ✓ 5～10年後の技術を想定したプラン作り
- ✓ これを前提とした技術開発とルール(規制)の検討
  - 未来プランが技術と規制を引っ張る
  - 未来創造型アプローチ
- ✓ 文理融合、産学官連携が必須

**ご静聴ありがとうございました。**

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY

スマートグラスを使えば講義を受けながら文字を見るのも楽ですね。

GLASS  
ENTERPRISE EDITION

Google Glass

こんなことも簡単に出来そう。



### 支援障害学生在籍校数

(単位：校)

	大学	短大	高専	計	在籍校率
全体	607	128	47	782	87.1%
うち 聾	101	4	2	107	90.7%
難聴	254	24	13	291	68.3%

平成28年度(2016年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書(P105)  
平成29年3月 (後)日本学生支援機構

### 障害学生数

(単位：人)

	大学	短大	高専	計	構成比
全体	24,686	1,413	1,158	27,257	100%
うち 聾	568	5	2	575	2.1%
難聴	1,158	58	47	1,263	4.6%

平成28年度(2016年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書(P110)  
平成29年3月 (後)日本学生支援機構

### 学科別障害学生数(大学)

(単位：人)

学科	人数	計
理学	4,630	24,686
工学	5,651	
農学	864	
経済学	4,402	
法学	905	
文学	638	
教育学	2,331	
看護学	4	
芸術学	539	
体育学	1,803	
歯学	1,138	
薬学	1,781	
その他	1,781	
計	24,686	

平成28年度(2016年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書(P111, 291)  
平成29年3月 (後)日本学生支援機構

### 障害学生在籍校数

(単位：校)

	大学	短大	高専	計	在籍校率
全体	667	179	52	898	76.7%
うち 聾	111	5	2	118	10.1%
難聴	361	44	21	426	36.4%

平成28年度(2016年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書(P110)  
平成29年3月 (後)日本学生支援機構

### 障害のある学生の在籍学校数

学校種別	学校数			障害学生在籍学校数			障害学生在籍率(※1)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
全体	1,185	1,182	1,171	833	880	898	70.3%	74.5%	78.7%
大学	780	782	778	519	550	567	76.4%	83.1%	85.7%
短期大学	348	342	338	160	177	179	46.0%	51.6%	53.3%
高等専門学校	57	57	55	54	53	52	94.7%	93.0%	91.2%

※1 障害学生在籍率 = 障害のある学生の在籍学校数 ÷ 学校数 × 100(%)  
※2 障害学生支援率 = 支援障害学生在籍学校数 ÷ 障害学生在籍学校数 × 100(%)

### 支援障害学生数

(単位：人)

	大学	短大	高専	計	障害学生支援率
全体	12,761	549	538	13,848	50.8%
うち 聾	530	4	2	536	93.2%
難聴	622	25	20	667	52.8%

平成28年度(2016年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書(P101, 211)  
平成29年3月 (後)日本学生支援機構

### 障害のある学生の在籍者数(内訳)

学校種別	学生数			障害学生数			障害学生在籍率(※1)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
全体	3,189,744	3,185,767	3,184,169	14,127	21,721	27,207	0.44%	0.69%	0.86%
大学	2,975,588	2,977,704	2,980,658	13,043	19,591	24,888	0.44%	0.66%	0.83%
短期大学	166,544	159,493	148,826	533	1,240	1,412	0.34%	0.83%	0.96%
高等専門学校	57,611	57,570	56,687	547	884	1,107	0.95%	1.54%	2.04%

※1 障害学生在籍率 = 障害のある学生数 ÷ 学生数 × 100(%)  
※2 支援障害学生数 = 学校に支援の申し出が認められ、それに対して学校が何らかの実施を行っている障害学生数  
※3 障害学生支援率 = 支援障害学生数 ÷ 障害学生数 × 100(%)

### 障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → 「**取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理**」
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布  
9月 「第9次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を閣内に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別的解消の推進に関する基本方針」閣議決定  
10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要綱」雛形の作成・提供  
11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省委発令における障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法の施行」
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ → 「**取組の具体的な進め方と留意事項を整理**」

文部科学省 48

### 障がいのある学生の修学支援に関する検討会(平成24年度)

○ 審議の経緯  
審議の経緯については「検討会報告(第一次まとめ)」を参照してください。

**大学等における障がいのある学生の状況**

- 障がいのある学生の増加  
障がいのある学生の増加は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 障害の種類  
障害の種類は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 学業上の困難  
学業上の困難は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 社会的孤立  
社会的孤立は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。

**大学等における障がいのある学生の支援策**

- 支援策の種類  
支援策の種類は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 支援策の効果  
支援策の効果は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。

文部科学省 49

### 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)

○ 審議の経緯  
審議の経緯については「検討会報告(第二次まとめ)」を参照してください。

**大学等における障がいのある学生の状況**

- 障がいのある学生の増加  
障がいのある学生の増加は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 障害の種類  
障害の種類は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 学業上の困難  
学業上の困難は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 社会的孤立  
社会的孤立は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。

**大学等における障がいのある学生の支援策**

- 支援策の種類  
支援策の種類は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 支援策の効果  
支援策の効果は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。

文部科学省 49

### 第二次まとめのポイント(1)

- 教育環境の調整**
  - ✓ 配慮等に際し、教育の目的・内容・評価が維持されることが必要
- 大学等における実施体制**
  - ✓ 規模や特色、取組の状況を踏まえた体制とする。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教員任せにならないことが重要
  - ✓ 単独の大学等で整備が困難な場合は、複数の大学等での資源の共有を図る
- 大学等から就労への移行(就職)**
  - ✓ 早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行うとともに、利用できる地域資源や諸制度の存在、活用方法についての障害学生自身の理解を促進することが必要

文部科学省 42

### 第二次まとめのポイント(2)

- 大学間連携を含む関係機関との連携**
  - ✓ 合理的配慮の提供範囲を超える部分は、福祉行政・事業者等との連携による地域ボランティアや公的サービスの活用も言及した幅広い支援の推進が望まれる。
- 障害学生支援人材の育成・配置、研修・理解促進**
  - ✓ 障害学生個々のニーズを把握、的確なアセスメント、関連部局との連携等を通じ、支援を実質的に進められる人材を確保することが必要。
  - ✓ 専門人材を配置困難な大学等の支援担当者が相談できる体制を整備することが必要。
  - ✓ 教職員、支援補助学生を含めた学生全体の理解を促進するための研修等を実施する。

文部科学省 43

### 第二次まとめのポイント(3)

- 社会で活躍する障害学生支援センターの形成**
  - ✓ 障害学生支援の取組には多くの関係者の共通理解と努力が必要であり、各大学独自の取組だけでは達成が困難。
  - ✓ 支援手法に関する調査・研究・開発・蓄積を行うための連携体制、即ちネットワークを構築することが必要。
  - ✓ このため「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成し、以下の取組を実施する。
    - ① 大学等からの相談に対する専門的助言
    - ② 支援人材の養成・派遣
    - ③ 支援補助学生の養成・組織化等
    - ④ 点字等各種メディア変換教材等の作成・共有
    - ⑤ 障害学生対象のインターンシッププログラムの開発・実施 等

文部科学省 44

### 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

平成28年4月の障害者差別解消法施行を踏まえ、各大学等において障害のある学生の修学支援の取組が進展してきた。この取組を更に進展させること、つまり、障がいのある学生の修学支援の取組を更に進展させること、である。

**全体的な取組の概要**

- 全体的な取組の概要  
全体的な取組の概要は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 障がいのある学生の状況  
障がいのある学生の状況は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 支援策の種類  
支援策の種類は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。
- 支援策の効果  
支援策の効果は、大学等における障がいのある学生の増加を意味しています。

文部科学省 45


### 第二次まとめの構成・主な内容


本文は、以下の構成で構成されています。


- 1. はじめに
- 2. 大学等における障害学生の状況
- 3. 障害学生支援の取組
- 4. 支援策の種類
- 5. 支援策の効果
- 6. 社会で活躍する障害学生支援センターの形成
- 7. 今後の取組
- 8. おわりに


文部科学省 45






「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方(第二次まとめ)	
<b>不当な差別的取扱い</b>	
正当な理由なく、障害を理由として各種サービスの提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては行わない条件を付すこと。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。</li> <li>○ <b>【観点例】安全の確保 / 制度の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 障害発生時の防止</b> 等</li> <li>○ 事故の危険がある、危険が想定されるなどの一時的・拍動的な理由に基づいての対応は適当ではない。</li> <li>○ あらゆる場面で発生しうるという認識が不可欠。</li> <li>○ <b>【観点例】入学前の相談・入試 / 授業(助教・実習・演習・実技・実験) / 研究室の選択 / 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加</b> 等</li> <li>○ 関連して障害を理由としたハラスメントが発生することがある。</li> <li>○ 防止するための取組の徹底も重要。</li> </ul>	
<b>合理的配慮</b>	
「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適切な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に差別に必要とされるもの(かつ「大学等」に対して、体制面、財政面において、負担を要した又は過度の負担を要したもの)(第一次まとめ)	
障害者差別解消法は、障害者が受ける制約は、社会における様々な障壁(「社会的障壁」と理解すること)によって生ずるという「社会モデル」の考え方を取り入れている。	
→ この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる。	
 <b>文部科学省</b> MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT) 46	


各大学等が取り組むべき主要課題とその内容(第二次まとめ)	
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育環境の調整                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育の目的・内容・評価を維持することが重要。</li> <li>・ 大学のホリ・シラやシラパス等の公開により、教育の本質を可視化し、合理的配慮における変更可能性の明確化につなげる。</li> </ul> </li> <li>(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報連携強化が重要。</li> </ul> </li> <li>(3) 大学等から就労への移行(就職)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早い段階から多様な職業種に関する情報や機会を提供を行いつつ、関係機関とのネットワーク作りを促進。</li> <li>・ 利用できる地域資源や支援制度の存在、活用方法についての障害学生自身の理解促進。</li> </ul> </li> <li>(4) 大学間連携を含む関係機関との連携                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合理的配慮の提供範囲を超える部分は、福祉行政・事業者等との連携による地域ボランティアや公的サービスも含めた幅広い支援の推進が望まれる。</li> </ul> </li> <li>(5) 障害学生支援人材の育成・配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害学生個々のニーズを把握、的確なアセスメント、関連部局との連携等を通じ、支援を実質的に進めていく人材の確保。</li> <li>・ 専門人材配置困難な大学等の支援担当者が相談できる体制整備。</li> </ul> </li> <li>(6) 研修・情報促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの教職員に対する取組促進の取組が重要。加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対して障害への理解を促進。</li> </ul> </li> <li>(7) 情報公開                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援に関する情報を、アクセス可能な形で提供すること。</li> </ul> </li> </ol>	
 <b>文部科学省</b> MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT) 50	

第二次まとめの検討の対象範囲	
<b>○「学生」</b> ・大学等に入学を希望する者及び在籍する学生 ・科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む	
<b>○「障害のある学生」</b> ・障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生	
<b>○「学生の活動」</b> ・入学、学籍編成、転学、降格、復学、卒業に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動(サークル活動等を含む)への参加、就職活動等、教育に関する全ての事項 ・上記とは直接に関係しない学生の活動や生涯への配慮(留学、学内介助(食事、トイレ等)、兼生活等)に関する事項	
→ 参考になると考えられる取組や支援・配慮事例を別紙に記録	
<b>○その他</b> ・学生に関係する関係者や介助者(支援補助学生を含む)等への配慮に関する事項	
※ 障害者差別解消法等において、大学等に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等の提供が求められている障害者の範囲は、障害学生以外の、例えば、大学等が主催するシンポジウムや学会への参加者、附属学校に在籍する児童生徒、病院等の附属施設への訪問者等、大学等が提供する事業に参加するすべての者が含まれ、本検討会の対象範囲より広くなっていることに留意が必要。	
 <b>文部科学省</b> MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT) 47	

おわりに(第二次まとめ)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少子・高齢化や社会・経済状況の変化</li> <li>○ グローバル化の急速な進展</li> <li>○ 大学等が置かれている環境は大きく変化</li> <li>○ 様々な考え方、様々な人種、国籍・宗教を持つ外国人留学生、学び直しのための様々な年齢層の学生等、これまでになく多様な学生が在籍</li> <li>○ 障害学生もこの多様な学生の一つの形として位置づけられる</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本まとめは、</li> <li>・ 大学等における全ての教職員が障害学生支援に関する理解を深め、</li> <li>・ より適切で効果的な支援を行なえるようになること</li> <li>を目的に、取り組むべき事項や考え方について参照できるようまとめたもの</li> <li>○ 本まとめで全ての課題が解決できるわけではない</li> <li>○ 全ての大学等において直ちに実施できることばかりではない</li> <li>○ 一つ一つの大学等が、自分と工夫を積み重ねていくことで、障害学生支援は大きく進んでいく</li> </ul>	
十分に議論できなかった課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある障害学生への支援</li> <li>○ 障害学生支援に積極的な大学等の評価</li> <li>○ 障害学生がいることを前提にした災害対策</li> <li>○ 障害のある教職員への支援の在り方</li> </ul>	
→ 主として大学等において障害のある学生への支援の取組を精進していくことにより、障害学生支援が特別なことではなくなるよう社会に浸透していくことを期待	
 <b>文部科学省</b> MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT) 51	

実施体制(第二次まとめ)	
体制整備に当たっては、それぞれの大学等の規模や特色、他組織の状況を踏まえると共に、単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の共有を図るなどの工夫が重要	
<b>専断的取組の推進</b>	
不特定多数の障害者のニーズを念頭に、予め、施設・設備のバリアフリー化や、学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面で進める環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害学生の心理的負担を軽減、合理的配慮等、個別の障害者のニーズに対応する機会や負担の軽減、必要かつ十分な情報・外部化に資する。</li> <li>○ 施設・設備は、中長期的な計画・取組が重要。</li> </ul>	
<b>学内規程</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立大学・高等・障害者差別解消法に基づき、平成27年度までに国等職員対応要領を策定・公表(義務)。</li> <li>○ 公立大学・高等、努力義務。</li> <li>○ 私立大学・高等、国公立大学等と同じ教育機関という位置づけに鑑み同様の対応が望まれる。</li> <li>○ 職員対応多量に限らず、障害学生支援の姿勢・方針、様々なルールでの対応・公表が望まれる。</li> </ul>	
<b>組織</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会・大学等における障害学生支援に関する意思決定を行う組織。</li> <li>○ 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口 支援の申し出や問い合わせに対応する部署・窓口、これらの推進を中心に、学内の関係部署や障害学生への情報提供・生活支援が連携、専門性のある教職員(障害学生支援コーディネーター等)やボランティア、手話通訳等の専門技術者等を配置することが望ましい。</li> <li>○ 前号解説のための第三者組織、障害学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者機関に立ち回しを行なう組織、類似の組織としてハラスメント防止委員会。</li> </ul>	
 <b>文部科学省</b> MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT) 48	

社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業	
平成30年度予算(総額) 40,000万円 (H29年度額:45,000万円)	
<b>【背景】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある学生の急増                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年から平成28年の間で5倍以上(約5,000人→27,000人)に増加。</li> <li>○ 「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)</li> </ul> </li> <li>● 全ての大学等において障害者への不平等な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務化し、努力義務とされた。</li> <li>● 「フロンティア・創発型プラットフォーム」推進実行計画「導入促進」等</li> <li>● 閣議決定された政府提案等において障害のある学生支援の取組が求められている。</li> <li>● 障害のある学生の進学支援に関する検討会(平成28年度)</li> <li>● オールジャパンの取組を促進するための、本施策が創設された。</li> </ul>	
<b>【取組】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台として大学等の連携プラットフォームを形成する取組を支援(注:東京大学と京都大学がそれぞれ推進の中心となる取組を予定)</li> <li>● フォトプラットフォームでの取組内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大学等、福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等との組織的ネットワークを構築する。</li> <li>② 障害のある学生への支援における課題の解決に向けて、職員や研究者その他の関係者の有識者の連携を促進する。</li> <li>③ 障害のある学生への支援の手法の開発・調査や、人材・設備・教材などの支援ニーズの共有手段の開発など、これらへの支援方法を調査・検証を行う。</li> <li>④ 採られた取組等の成果を系列し、全国の大学等に普及・展開を行う。</li> </ul> </li> </ul>	
オールジャパンの取組を促進し、社会課題の克服を目指す	
関係者や学生への教育普及の推進 関係機関・企業等との連携・協働 大学等の取組への移行・継続的な推進 情報収集、情報公開、情報の活用	
	
 <b>文部科学省</b> MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT) 52	

紛争解決のための第三者組織(第二次まとめ)	
障害のある学生が、	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合</li> <li>○ 合理的配慮を含む支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合</li> </ul> に備え、大学等は、	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人からの不服申し立てを受け受理し、</li> <li>○ 紛争解決のための調整を行なう学内組織を整備</li> </ul> することが望ましい。	
↓ その際、	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある学生支援を行なう部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる組織とする。</li> <li>○ これらの組織の委員等には障害者が参加していることが望ましい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学内に第三者組織が整備されていない場合、</li> <li>○ 第三者組織で調停ができなかった場合、</li> </ul> → 障害者差別解消法に基づいて、障害のある学生は学外の相談・調停窓口相談を行うことができる。	
・ 権利保障に関する学外の相談窓口の存在を、障害学生に通知すること。	
<b>【お問い合わせ先】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省障害政策推進課(障害学生・障害学生支援)</li> <li>・ 法律個人権利課</li> <li>・ 障害政策に関する案件を決定する地方自治団体</li> <li>・ 障害政策推進支援協議会等</li> </ul>	
 <b>文部科学省</b> MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY (MEXT) 49	

## 二神／

ありがとうございました。

ちなみに余談ですが、事業仕分けで「2位じゃダメですか」というのがありました。指を指された張本人です。

当時、テレビにアップで写っていて、YouTubeにも関連動画がたくさんあったそうです。私も探したのですが、今はもうなかったです。

「よかったです」とおっしゃっていました。

このようにスーパーコンピュータを担当されたご経験もおありなそうで、AIが手話通訳を担えるかという話がありましたが、そのあたり、やはり井上課長ならではの、井上ワールド全開だったと思います。

これについては、手話学関係者の中でも、話題になっていて、賛否両論あるとは思いますが、刺激的な問題提起をいただいたと思います。

では続いて、群馬県健康福祉部障害政策課の課長補佐、野中 博幸氏から群馬県手話言語条例と手話施策実施計画についてお話しさせていただきます。

よろしくお願いたします。

学術手話通訳養成の背景となる行政説明

群馬県手話言語条例と手話施策実施計画について

野中 博幸 氏

群馬県 健康福祉部 障害政策課 課長補佐 兼 地域生活支援係長

# 学術手話通訳養成の背景となる行政説明

## 群馬県手話言語条例と手話施策実施計画について

野中 博幸 氏

群馬県 健康福祉部 障害政策課 課長補佐 兼 地域生活支援係長



皆さん、こんにちは。

ただいま紹介いただきました群馬県 健康福祉部 障害政策課 地域生活支援係長の野中です。

前3つは厚生労働省、文部科学省、国の施策、取り組みについてご説明をしたかと思いますが、私からは県の手話施策に関することについて、群馬県手話言語条例と手話施策実施計画をお話させていただきます。

ちなみに、私はお酒のほうは結構いけます。

ということで、2対2になります。

それはさておきまして。

まず、群馬県手話言語条例についてです。

私などは、自分のやりたいこと、して欲しいことを相手に伝えるには言葉を通じて行います。

ところが、言葉が聞こえにくい聴覚障害者は、言葉を通してのコミュニケーションがしづらいという特性があります。

そこで目で見てわかる言葉である手話がコミュニケーション手段として登場するわけです。

手話は英語やハンゲルといった外国語と同じで言語ということです。

本県では手話は言語であるという認識に基づき、手話の普及や手話施策をきちんと実施するために条例を定めて推進することとしております。

その群馬県手話言語条例ですが、平成27年3月に議員提案により制定されました。

本日も議会から小川議員が来られています。

議員提案として同年4月1日に施行となっています。

都道府県条例としては、鳥取県が最も早く、平成25年10月11日施行、そしてその次が神奈川県、次、全国で3番目として群馬県が条例を施行しました。


群馬県はやるのが遅いというか、あまり他の県に先駆けてやることはないのですが、この手話言語条例については全国で3番目です。誇れるものであると思います。

本県の後にも条例施行が続き、現在では15府県が施行しています。

条例では手話は言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話に関する施策推進を図ることを目的としており、これをもって

### 群馬県手話言語条例

- ・障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会を実現していくには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保が重要です。
- ・群馬県では、平成27年3月に議員提案により「群馬県手話言語条例」が制定され、平成27年4月1日に施行されました。
- ・都道府県としては、鳥取県・神奈川県に次ぐ全国で3番目に制定しました。
- ・本条例では手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話に関する施策の推進を図ることなどを目的としており、ろう者とうろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ることとしています。



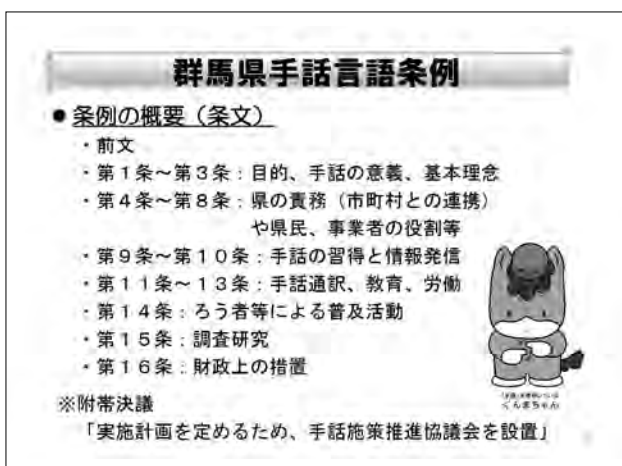
ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ること、としています。

群馬県手話言語条例は全部で16条からなっています。

第1条に目的、第2条に手話の意義、第3条に基本理念、第4条～8条までは県の責務、県民の役割、事業者の役割など、それぞれの立場における手話への関わり方を規定しています。

そして9条以降は手話を学ぶ機会の確保や学校における手話の普及など、具体的内容を規定した条文を掲げています。

また、下の※の通り、制定時に手話の普及と啓発に資する環境を整備するため、必要な施策にかかる実施計画を定めることを目的とした群馬県手話施策推進協議会の設置を要望する附帯決議がありました。



この附帯決議を受けて、手話の普及・啓発に必要な施策にかかる実施計画の策定に向け、平成27年11月、群馬県手話施策協議会を作りました。

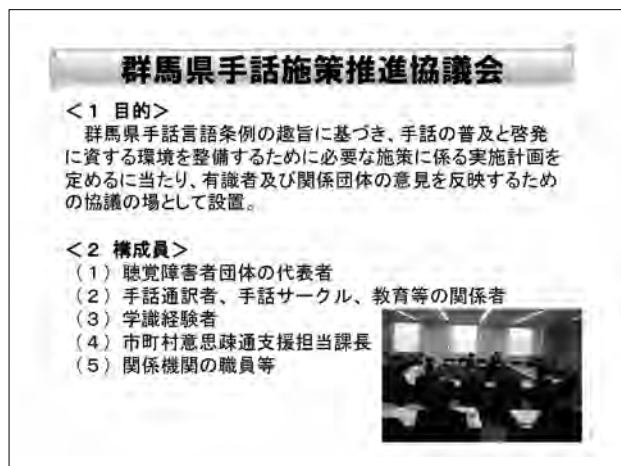
第1回を平成27年12月に行い、これを皮切りに5回開催し、実施計画の策定に向けた話し合いを重ねてきました。

なお、この協議会の会長は、当事者団体でもある群馬県聴覚障害者連盟の理事長に就任をいただいています。

また、今回のシンポジウムを主催し、このあと本事業の説明をする予定の群馬大学の金澤教授にも副会長にご就任いただき、多大なるご尽力をいただいています。

この他、委員には手話に関わる様々な関係者に参加いただき、それぞれの立場から意見が出され、活発な議論が行われました。

下のほうに写真がありますが、協議会の様子です。真ん中に2人の姿があります。この2人は手話通訳者です。



委員に聴覚障害当事者を選任したこともあり、各委員の発言内容を手話で通訳することで、コミュニケーションを図るようにしました。

5回の協議会を経て、群馬県手話施策実施計画を平成28年10月に策定しました。計画期間としては28年度から31年度までの4年間としています。

これは、県の総合計画である「はばたけ群馬プラン」と同じです。

この4年間でどのような施策に取り組むか、記載しています。

なお、計画期間終了後、平成32年度以降も、内容を見直し、新たな計画を作成する予定です。

まず計画の作りは3つの基本方針として、手話の環境整備、手話の社会啓発、手話の教育環境の整備を立てています。

そしてこの基本方針の下、項目を設定し、具体的施策を掲げています。

これは群馬県手話施策実施計画に掲げている主な具体的施策です。

手話の環境整備としては今年度から新規事業として行っていますが、県庁職員のうち窓口業務に従事する職員に手話の研修を行います。

県内10か所ある各地域の合同庁舎を会場として行いました。


**群馬県手話施策実施計画**

・群馬県手話言語条例の規定を実現するため、具体的な施策を展開する計画を、平成28年10月に策定しました。

**<計画期間>**  
平成28年度から31年度までの4年間

**<構成>3つの基本方針の下、施策を展開**

1. 手話の環境整備
  - ・手話を学ぶ機会の確保
  - ・手話を用いた情報発信
  - ・手話通訳者等の派遣体制の整備
2. 手話の社会啓発
  - ・県民への手話の普及・啓発
  - ・事業者への手話の普及・啓発
  - ・手話に関する調査研究への支援
3. 手話の教育環境の整備
  - ・適に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備
  - ・ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援
  - ・ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実



また、引間係長からも話がありました。遠隔手話通訳サービス事業を群馬県も始めています。

今年の1月からスタートしたところです。

県庁窓口の他、障害者が運動するために作った施設、ふれあいスポーツプラザ、ゆうあいピック記念温水プールにタブレット端末を置いて、県が指定管理している群馬県コミュニケーションプラザと繋いで、聴覚障害者が来庁した際に、画面を通して手話通訳者により対話できるようにしています。

イメージしづらいと思いますので、是非一度、県庁にも遠隔手話通訳端末を置いているので、見に来ていただき、実際に使っていただければ有り難いと思っています。

手話の社会啓発としては、県民向けに手話の普及、啓発を図るフォーラムを開催します。

昨年度は群馬会館で行いました。今年は伊勢崎のスマークで行っています。年度毎に、各地域で開催します。

この他、企業等が従業員向けに手話講習会や要約筆記講習会を開催する場合の、費用助成も行っています。

手話の教育環境整備では、ろう学校において手話を用いて各教科指導を行ったり、ろう学校内に設置している聴覚障害者支援センターで、地域の方を対象に、聞こえに関する相談・支援を行っています。

なお、数値的な目標として、2点掲げています。

1つは群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザで、計画最終年度の平成31年度、手話通訳を挿入したビデオ・DVD貸し出し件数を計画策定以前の平成27年度実績280件と比べて25%

増の350件とするものです。

もう1つは同じく群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザにおける31年度の手話通訳者の派遣人数を平成27年度の135人から50%増の200人にすることを目標としています。

計画は以上の通りです。


**群馬県手話施策実施計画**

「群馬県手話施策実施計画」に基づき、施策を展開する。  
 <主な施策は以下のとおり>

- 1 手話の環境整備
  - ・窓口業務に従事する県職員向け手話研修の実施
  - ・遠隔手話通訳サービス事業
  - ・聴覚障害者コミュニケーションプラザ運営
- 2 手話の社会啓発
  - ・手話普及啓発推進フォーラム開催
  - ・手話講習会・要約筆記講習会開催費補助
- 3 手話の教育環境の整備
  - ・塾学校における手話に関する指導等の充実
  - ・聴覚障害支援センターでの相談・支援

**<数値目標>**

- 1 手話通訳等を挿入したビデオ・DVDの貸出件数25%増  
 【平成27年度実績280件→平成31年度目標350件】
- 2 手話通訳者の派遣人数50%増  
 【平成27年度実績135人→平成31年度目標200人】



県としましても、今回のテーマの学術手話通訳を含めた手話通訳に関する施策について、今後もしっかりと取り組んで参るつもりです。

よろしく願いいたします。

寺本参事官から、来年度、障害者基本計画を国でも策定されるというお話がありました。県といたしましても、国の計画に沿って、現在次期計画を策定中です。

パブリックコメントを実施したところでありませんが、皆さんの中にもご意見をいただいた方もいらっしゃると思います。

今、次期計画を策定中であることについてもご承知いただければと思います。

私からは以上です。

ご清聴ありがとうございました。

**ご清聴ありがとうございました**



「手話」を表現している  
くんまちゃん

## 二神／

ありがとうございました。

野中さんとは、この事業が始まる前からいろいろやり取りをしていて、県との共同で本事業ができるのは課長補佐のお陰です。

それから、皆さんの今日の資料や、自由にお取りいただいた事業紹介のパンフレットとファイルの目立つところにぐんまちゃんが載っています。

これは野中さんのお陰で、載せることができたと言っても過言ではないと私は思っています。

以上をもちまして、行政説明は終わりますので、司会を川端に返します。





日本財団助成  
「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」  
事業説明

金澤 貴之  
群馬大学教育学部 教授

## 本事業の説明

### 日本財団助成

### 「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」

### 事業説明

金澤 貴之

群馬大学教育学部 教授



群馬大学の金澤です。

本事業についての説明をいたします。

先ほど、二神からお話があったように、我々がいろいろなポスター発表やプレゼンテーションをする時には、群馬大学、日本財団とあわせて、群馬県の県章ではなく、手話でしゃべっているぐんまちゃんを使っています。手話をするときだけ、指が出るぐんまちゃんです。

本事業の目的ですが、大きく2点あります。

まず1つが、学生に手話を身に付けさせ、学生を手話通訳者として育てることです。

そして、もう1つが、群馬県との共同事業となりますが、地域の手話通訳者に大学での講義に対応できるよう修研をすることです。

地域通訳者に対して、学術手話通訳の研修の機会を提供する。

この2点ですが、端的に申し上げますと、よく言われることなのですが、まず、学生を手話通訳者として養成することについては、国立障害者リハビリテーションセンターほど高度なことはいたしません。

そして、地域通訳者に学術手話通訳を研修をすることは、しばしば混同されますが、日本財団の助成を得て、学術手話通訳の養成を進めているもう1つ、民俗学博物館という所がありますが、民族学博物館のような立派な事は、いたしません。

じゃあ、群馬大学は何をするのか。

群馬大学が目指すのは、他所で真似できることです。つまり、全国を見ると全ての県に、福祉系の大学は必ずあります。

もし全国にある福祉系の大学が、3～4年間で地域手話通訳養成でやっているような基本・応用・実践コース、厚生労働省が定めているカリキュラムに則ったものをできれば、手話通訳の養成が大きく変わるのではないかと。

ということは、群馬大学がやっていることが、よそで真似できないことをしても意味がないということです。

以上、言い訳です。

本事業の背景は、いくつか行政説明でやっていただいたこと重なりますので手短にします。

### 本事業の目的

「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」が目指すもの

- ※ 学術的な内容に親しんでいる学生を養成し、手話通訳技術を身につけさせる
- ・ 1年次に手話の習得
- ・ 2～3年次に手話通訳技術と資格取得
- ・ 4年次に手話通訳者として学内の情報保障に
- ※ 地域通訳者が大学での講義に対応できるようにする
- ・ 県との連携による、研修の場の保障

井上課長の話とも重なりますが、手話でなければ満たされないニーズは確かにあります。

更にはそれが「学術手話通訳」であることの意味は、この後の中野 聡子先生の基調講演や後藤睦さんのパネルディスカッションでより詳しく話していただけたと思うので割愛します。

いずれにしても、活きた講義に参加するために、手話通訳者が必要だと私どもは考えています。

一方、手話通訳ニーズに応えることの困難さ。

とにかく、人手やお金が足りなさすぎる。井上課長の話にもありました。

手話通訳ニーズに応えることの困難さ

- ※ 潜在的ニーズ把握の困難さ
  - ・ ニーズ把握及びニーズ喚起ができるスタッフが必要
  - ・ 聴覚障害学生自身の手話習得の環境も必要
- ※ 潜在的ニーズを顕在化させることの困難さ
 

本当は手話通訳を望んでいたとしても、通訳者の技術に左右される手話通訳より、誤解が生じるリスクの少ない文字による情報保障を選ぶ。
- ※ ニーズへの形式的な対応の困難さ
 

手話通訳を常時利用できる形で導入する際のコスト高・人材不足の困難な課題の対処
- ※ ニーズへの実質的な対応の困難さ
 

聴覚障害学生の手話通訳ニーズ、手話通訳者の特性、授業の性質の3点のマッチングが必要。日々の「メンテナンス」ができるかどうか。

ただ、障害学生の支援をする立場からすると、聴覚障害学生にどんなニーズがありますか？どんな支援が必要ですか？と聞くだけでは、手話通訳のニーズは掘り起こせない、ここに注目していただきたい。

この詳細についても資料に目を通していただければと思います。

ニーズを喚起して、潜在的ニーズを顕在化することが難しい。

言い方を変えると、障害学生支援について義務的に、学生が機械的に聞かれるままに答えるだけでは、聴覚障害学生の持っている潜在的能力を活かすことはできないということです。

誤解を招かないように補足すれば、群馬大学は手話通訳だけで支援しているわけではありません。基本的には文字通訳の方が、全体的には圧倒的に多いのです。

ただ、手話通訳の派遣コマ数だけでも、井上課長に示していただいた数くらいはしているということです。そう考えると、もし学生が全てを手話通訳でやって欲しいといえ、あの数を圧倒的に超えてしまいます。

ここに書いてある内容のほとんどは、先ほどの引間係長の行政説明があったと思います。

堀米さんからの補足説明も後ほどあるかと思いますが、先に進みたいと思います。

課題を解決するために、群馬大学でどんなことをしてきたのか。

平成16年度から手話通訳技術のある職員を採用しました。

この時点で、情報保障のために手話通訳技術のある職員を採用したのは、全国初でした。この時

本事業の背景

聴覚障害学生の手話通訳ニーズ

- ※ 聴覚障害学生の手話通訳ニーズ
  - ・ 手話は双方向性のある情報保障手段のため、ディスカッション形式の授業形態で最大の効果を発揮する。
  - ・ 手話を母語とするろう学生にとって最もストレスなく理解できる言語。
  - ・ 音声言語の韻律的要素（イントネーション、アクセント、ポーズ）も視覚的に変換して表現できるため、相手の感情をつかんだ上で対話に「参加」できる
- 「活きた講義」に参加するために手話通訳が必要！

代から井上課長が仰るように「時代はかわる」です。これもお読み下さい。

**群馬大学の実践から見てきた課題**

- ④ 群馬県を含む全国的な手話通訳者の実数不足
  - ・ 20～30代の有資格者の合格率の低迷
  - ・ 手話通訳者養成の課題（週1回の講座を細々と続けるカリキュラム）
- ④ 高等教育機関の情報保障に耐えうる手話通訳者不足
  - ・ そもそもがコミュニティ通訳を想定した手話通訳者養成
  - ・ 学術的な内容に対応するための研修の不足
- ④ 学生テイカーとのコスト差
  - ・ 学生テイカーによるPCテイクと外部の有資格者である手話通訳者の配置のコスト差→10倍程度にも！

いずれにせよ、群馬大学なりに手話通訳ニーズに応える取り組みはしてきましたが、絶対数が不足しているという問題は否めません。

そのための解決策として、学生を手話通訳として養成できないかということに注目しました。

とはいえ、それができれば苦労はないわけです。

「私たちはどんな思いで、何年もかけて手話通訳者になったとおもっているのだ」と、地域の通訳者に怒られそうなことに挑もうとしています。

そこの大変さは自覚した上でです。

例えば文字通訳、パソコンテイクですが、この場合、地域でも専門的な養成カリキュラムはあります。

ただ、一方で大学の場合、学生がパソコンを入力できるスピードを持っていて、学生が日々聞いている授業のテイクをするという意味で、アドバンテージがある。そこを活かして学生がパソコンテイカーをしている状況です。

それと同じと言うと言い過ぎですが、群馬大学が目指す学術手話通訳の意味は、日々聞き慣れて

**課題解決のための群馬大学の実践**

- ④ 手話通訳の専門技能を持つ職員の雇用
  - ・ 平成16年度から原則2名を雇用
  - ・ 国リハ学院手話通訳学科の卒業生らを中心に
- ④ 大学が直接手話通訳者と契約する体制の構築
  - ・ 地域の派遣事務所と直接協議
  - ・ 手話通訳者の収入面の保障を削らずに
- ④ 手話を母語とする聴者職員の雇用
  - ・ 平成22年度から1名を雇用
  - ・ 「手話サロン」、「手話ランチ」を実施
- ④ 「手話サポーター」制度の導入
  - ・ 年間数名、突出して高い手話通訳スキルを身につける学生の存在
  - ・ 養学生と同級生があつという間に手話が上達した現実
  - ・ 比較的軽微な手話通訳を学生が担当（体育や美術の実技系の授業等）

→ 一定程度手話通訳ニーズに応えつつも、絶対数は不足

**課題解決の活路**

- ④ 学生を手話通訳者として養成
  - ・ 「手話サポーター」制度の拡充→「学術手話サポーター」
  - ・ 手話習得のあり方の見直し。毎日手話を使う環境を整備
  - ・ 学術用語に日々触れている学生が手話通訳技術を身につける意義
- ④ 地域の手話通訳者向けの研修
  - ・ 学術手話通訳に長けた手話通訳者の母数を増やす

→ 日本財団助成事業「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」へ

- ④ 学生が手話通訳スキルを身につけることの意義
  - ・ 聴覚障害学生の手話通訳ニーズに応えることができる
  - ・ 手話通訳資格を取得した学生が一般企業や学校に就職すれば、それぞれの職場に手話通訳資格を持った社員や教員が増加
  - ・ 手話通訳者を、派遣型から雇用形にシフトさせていくべき、という全国手話通訳問題研究会の今後の方向性にも合致
  - ・ 障害者差別解消法や手話言語条例による手話通訳者不足への打開策

いて、理解し易い内容を、聞き慣れている学生が手話通訳することに注目しています。

そういう細かい意義をここに羅列していますが、省略します。

この説明は、この後の休憩時間、外にパネル展示があるので、それもお覧下さい。

これはある学生の例です。群馬県の場合、「手話を学ぶ」から数えると、5年かかります。奉仕員養成から数えると、ということです。

5年もかかると、学生は卒業しちゃうわけです。この学生は大学院まで行って、東京と群馬で、引っ越してもなおかつ繋がって行って、6年かけて資格を取得しました。

言い方を変えると、こういうトリッキーなことをしないと学生が手話通訳資格が取れないというところに課題があるのではないか。

**全国手話通訳者統一試験の受験資格を取得したある学生の例**

学部				大学院	
1年	2年	3年	4年	1年	2年
手話を学び始める	養成講座入門講座	手話専任職員養成講座基礎講座	手話専任職員養成講座基本コース	手話通訳者養成講座応用コース	手話通訳者養成講座
手話技術の習得期間				手話技能の技術習得期間	
地域・大学の手話サークルに通う、友人関係など				講座は週1回 8割以上の出席が必要	

全国手話通訳者統一試験の受験資格を得るために、最低6年は必要。大学在籍中の4年間で手話通訳資格を習得することは不可能。  
群馬大学の教育学部は、他大学に比べて教育実習期間が長く、その間は実習に専念しなければならないため、講座の出席数が足りず、途中で断念したケースも。

**現行の制度では大学在学中に手話通訳者受験資格を取得することは非常に困難**

本事業としては、まず1年目に手話を身に付ける、このために週3コマの手話の講義を行います。それぞれ3コマは特徴がありますが、とにかく受ける。

そして地域で言うところの手話通訳養成講座、基本・応用・実践に相当するものを2年生、3年

生で受講します。

現時点では、例えば群馬大学で基本コース担当の講義を受講した学生が、地域の養成講座の「応用」からスタートする。

あるいは群馬大学で基本・応用を終えた学生が、地域の「実践」からスタートする。

こういうところまでは、地域の、つまりコミュニケーションプラザとも相談が済んでいます。

今、「調整中」と書いてあるところは、全て群馬大学で授業を終えた場合、全国统一試験の受験資格を付与できるかどうかということ。それができる方向で相談を進めています。

その上で3年生の後期、12月に試験を終えた場合、そこで全国手話通訳統一試験を受けて、合格すれば一応、資格取得に繋がるということです。

それがうまく行けば、4年生になった時に、大学内で手話通訳者として情報保障の活動に参加できることとなります。

こういう学生が今までいなかったかと言えば、まあ、いたんです。いたのですが、個人的にろう学生と仲良くなった学生が、無茶苦茶うまくなるという例なわけです。

ところが、そうではなく、授業として行おうとすると、結構、難しいです。

やってみて分かったのですが、学生に怒られそうなことを言ってしまうと、みんなにセンスがあるわけじゃないんです。

そう言うと、「誰？」となってまたここにいる学生に怒られてしまいそうですが。

でも、大学の授業で仮に50人受けている授業で単位、出せたの10人で、40人にDを付けましたと言ったら、学長に怒られそうです。まあ学長が見ているかはわかりませんが、窪田理事には怒られるかもしれませんね。

冗談はさておき、大学の授業として成り立たせるには、Dを出すのはちゃんとやってない学生だけです。

少なくともちゃんとやっている学生に対して、ちゃんと上達できるような方法を用意しないといけない。

地域通訳でも、みんなを上手くするというのが確実にできているのかという点は課題だろうと思

いますが、「全員上達させる」ということは、大学がある意味取り組まないといけない責務だと思います。

それは同時に「興味が無くても」「センスがなくても」ということになります。

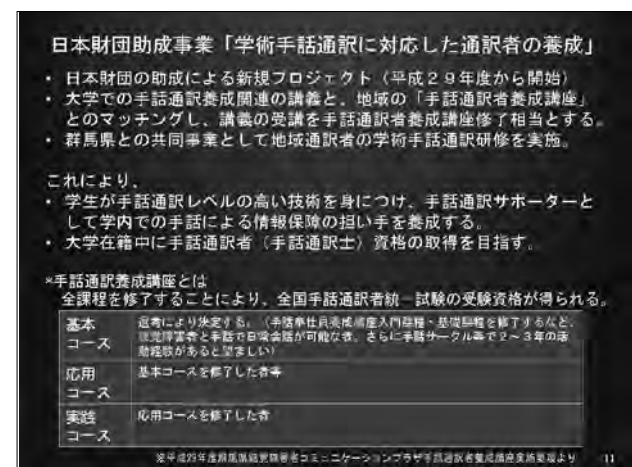
どの学生でも、できるようにする。

言い方を変えると「国リハ」のようなものを目指さないと行ったところに繋がるのですが、手話通訳学科があり、朝から晩まで手話、手話、手話。タイガーマスクの「虎の穴」みたいな。

それぞれ専門を持っていながら手話の勉強もできるという横断的コース。

群大の場合はそうではなく、誰でも取れるようなコースにする。

特別支援学校の聴覚障害領域、いわゆるろう学校の教員免許を取る学生には、指導上は「必修」だよと言っているところにも特徴があります。



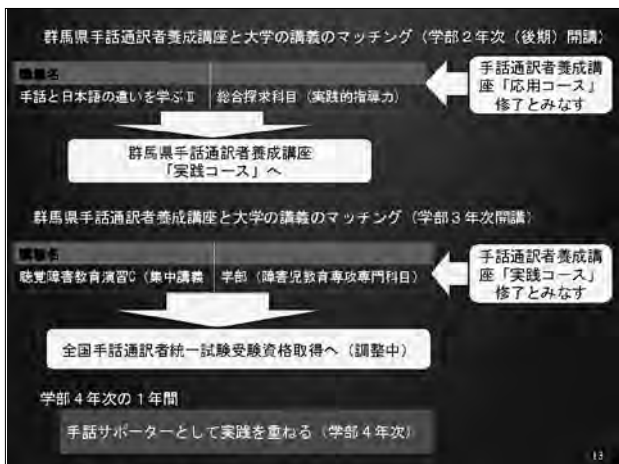
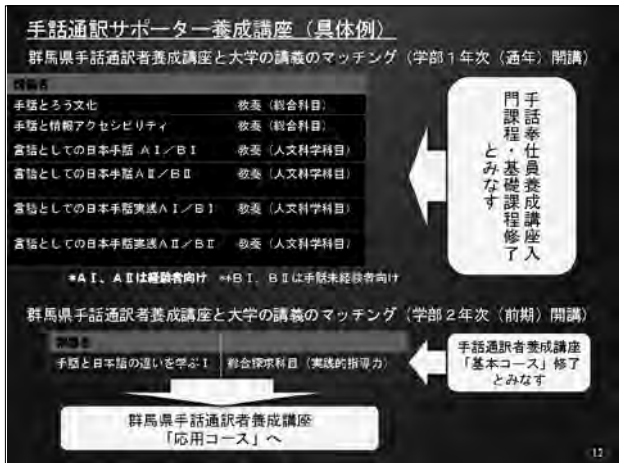
実際の様子です、細かい説明は省いて。

大教室で行う授業もあります。

全部「語学」として開講すると学生が取れなくなってしまふんです。なので、例えば総合科目で

あったり、人文科学であったりと、分散させておく。少人数の授業もあります。

金沢大学の武居 渡先生にも非常勤をお願いしました。NHKの「みんなの手話」の監修者から直々に文法解説を受ける授業です。



そして、研究員の川端が直接教授法で授業している様子。

週3回の手話の授業の特徴を「紐付け」という言葉で説明しました。

例えば情報アクセシビリティの授業で、災害時の障害者の問題を取り上げて講義をしたとします。

災害時、炊き出しがどこで行われているか分からなかったという例。

そうするとそういうテーマを元にダイアログを作って、文法解説をし、そのテーマのディスカッションをする、あるいは直接教授法でもこの話題についてコミュニケーションを行う。

そうやって、3つの授業が関連している形をとる。そういう「紐付け」です。

本当に短いダイアログを作ったりします。

こういうダイアログを用いて、この時はロールシフトの練習をしてみました。

実際のろう者の日本手話のロールシフトはkおこまで分かりやすくはなかったりもしますが、敢えて1年生の学生には、分かりやすいところから入っています。

2年生以上から手話通訳の講義が始まります。

ただ、今年度から始めてますので、2年生以上の本格実習は来年度以降です。

少しやってみた時の印象を手短に話します。

これ、また思いも寄らないところで人は躓くものだと感じました。

逆に地域の手話通訳養成だと、「さあ、通訳をやってみよう」と入ります。

けども、実際に手話で覚えたことを何とか表すことができた。

「じゃ、その場で聞きながらやってみましょう」と言うと、聞いた途端に手が止まるとか。

聞いて覚えたことを表す際に日本語音声聞こえるだけでも、手が止まる人もいました。だから、全員が上達するためには、かなり細かく段階を踏

### 講義の実際の様子

#### 基本方針と、直面した問題

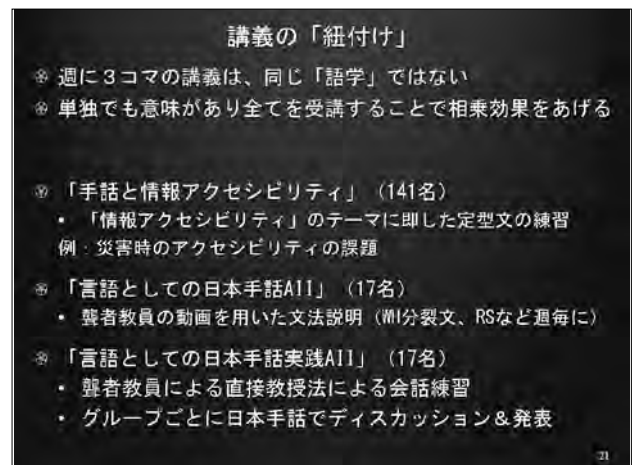
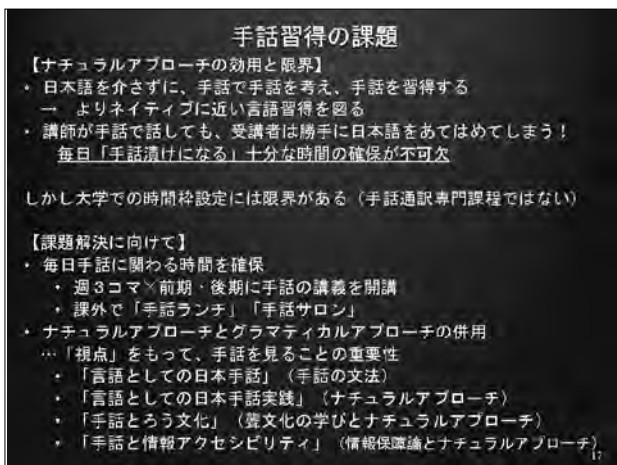
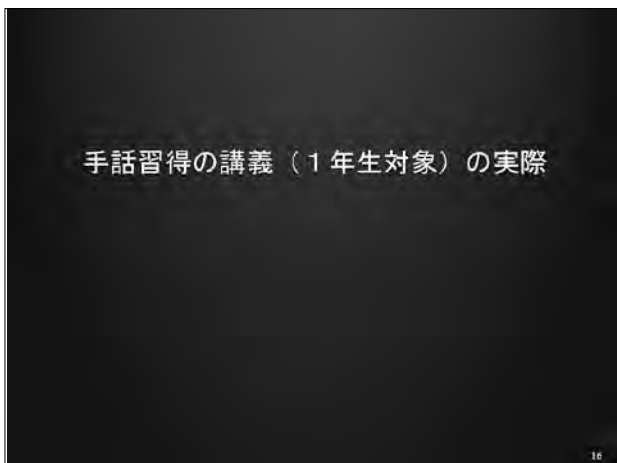
- ※ 専攻を立ち上げるのではなく、横断的コースとして開設
- ※ 特別支援学校（聴覚障害）免許取得者には指導上の「必修」
  - ・ どの学部生でも受講できる形態で
  - ・ 障害児教育専攻は必修の講義だけでも履修可能な上限ギリギリ
    - 一 必修選択の範囲で履修できるよう、領域を分散させる
  - ・ 手話習得および手話通訳技術のことだけにかかりきりにはならない
- ※ 段階に分け、その積み上げで最終目標の講義に到達
  - ・ 落伍者がでない（出にくい）授業設計が必要
  - ・ 興味が薄くても、「センス」がなくても上達するように

むことが必要だと感じました。

時間的に厳しいところがありますので、このあたりは休憩時間にポスターを見て下さい。

そんなところで事業説明を終わりにします。

ご清聴ありがとうございました。



授業の様子（後期の「紐付け」）

言語としての日本語AII



23

【中級】

相談  
あの、先生、ちょっと相談があるんですけど、聞いてもらえますか。私ね、祖母と、私の夫、私、それと3歳の息子の三世代で同居しているんですよ。太郎って言うんですけどね、で、先日、太郎が風邪を引いてしまったんです。ゴホゴホと咳が出て、でも、熱を測ってみたら、まあ、平熱なので、それならいいかなと思って、お風呂に入れようとしたんですよ。そしたら祖母から、「おやおまえ、なにやってるんだい。太郎は風邪ひいているんだらう。風邪ひいてるのに風呂に入れるなんて、おかしいよ。よけい悪くなったらどうするんだい。」って、反対されてしまったんです。本当のところはどうなんでしょうか？

回答  
ああ、なるほど。そんなことがあったんですか。確かに、昔から、風邪をひいたときはお風呂に入らない方がいいよって、言われていましたよね。でもそれには今は違う理由があるんですよ。昔は家にお風呂がない家が多かったんです。だからみんな、銭湯にいったらお風呂に入ってたんですよ。そうすると、銭湯から家に帰ってくる間に湯冷めしてしまいがちだったんですよ。だから風邪をひいたときにはお風呂に入らない方がいいよって言われてきたんですよ。でも今は、みんな自分の家にお風呂がありますよね。だから、寒い夜道を歩くこともないわけで、湯冷めすることもないわけですよ。なので、その心配もいらないわけで、熱がないんだらうらむしろゆっくりにあった方がいって、身体を清潔にした方がいいですよ。でも、お風呂からあがったら、裸で歩きまわらないで、すぐに服を着て、そしてすぐに寝た方がいいと思います。医師の立場としては、むしろお風呂に入ることをお勧めしますよ。

22

手話通訳技術習得の講義（2年生以上対象）の実際

\*ただし、本格実施は来年度から…

24

【上級】（最終目標とする学術的な内容の手話通訳のイメージ）

相談  
風邪をひいた時、入浴は避けたほうが良いかどうかについては肯定的な見解と否定的な見解とどちらもあるかと思います。私としては、入浴による体温上昇が行われた直後に発汗により気化熱が奪われる点について危険なのですが、先生のご見解をお聞かせいただけますか。

回答  
確かにそれも一理ありますが、逆に発汗によってウイルスを積極的に体外に輩出させる効果もあります。特に東洋医学的な観点からは、風邪の初期症状で大事なものは、むしろ熱を上げて発汗を促し、積極的に体内の毒を排出させることなんです。西洋医学的な発想では、熱があれば下げ、喉が痛ければ痛みを和らげようとして、風邪の諸症状を緩和させることを重視しますが、東洋医学はそれとは逆の発想なわけです。風邪の初期症状に飲む葛根湯は、積極的に発汗を促しますからね。ただ、仰ることもあながち間違いではなく、風呂上がりに裸で歩き回っていたりすると、むしろ体温を下げちゃうので、身体の免疫力が奪われますので、逆に悪化させてしまうのです。大事なことは、風呂あがりにはずすぐに身体を拭き、ハンカチを着て、すぐに床に入ること。温かい飲み物を飲むとか、葛根湯を飲むのもお勧めです。そして睡眠中に発汗が促されることで、自然な体温上昇も起き、免疫力が上がる中でウイルスが体外に排出されます。ただ、もう一つ大事なものは、着替えを枕元に用意しておくこと。汗びっしょりかいてしまったままにしてしまうと、必要以上の体温低下を招き、むしろ悪化させてしまうので。汗をかいた不快感で目覚めたら、すぐに着替えることが大事ですよ。

25

手話通訳技術習得のために

【「手話通訳が難しい」理由を切り分ける】

- ・ 単語の繋がりが分解できない（音韻の同定、切り分けができない）
- ・ 単語を知らない
- ・ NMM（非手指動作）を知らない、読み取れない
- ・（手話表現はできるが）日本語を聞きながら、日本語を同期できない
- ・ 日本語を聞き、適切な日本語を構築できない
- ・ …これらを分解し、段階的にプログラムを設定

【課題解決に向けて】

- ・ 週3回、撮影した動画を提出（回数をこなしつつ、自分で進歩を実感）
- ・ できたところを褒め、欠点の指摘を最小限に（モチベーションを保つ）
- ・ 文脈を提示し、手話を見る
- ・ 単語を十分に学習し、知っている単語ばかりの中で読み取る
- ・ 十分に練習し、表現できるようになった手話を、日本語と同期する
- ・ 提示する日本語を3段階で変えていく（タイミングをずらす、内容や順番を少し替える、より専門性の高い内容に替える）
- ・ 1つのテーマを十分に習得してから次の課題に。かつ、前の課題は何度も復習

25

授業の様子



「手話と日本語の違いを考えるI」（2年生以上対象）

29

提示日本語の例（「手話通訳レッスン 初心者コース 9」より）

相談  
三世代同居の3歳の男の子の母です。子どもが風邪を引き、熱はありませんでお風呂に入れようとしたら、祖母から風邪をひいているのに入れるのはおかしいと反対されました。本当はどうなのでしょう？

回答  
昔から風邪をひいたときはお風呂に入らない方がいいよって、言われていました。それは、一説には、昔は家にお風呂がない家が多かったため、銭湯での入浴が湯冷めしやすかったからと言われてきました。今は家で入浴がほとんどで、湯冷めすることなく、熱がないときは身体を清潔にする意味でも、ゆっくりに入浴し、すぐ、寝たほうがいいと言われるお医者さまもいますので、お医者さまに聞いてみたらどうでしょうか？

【初級】

相談  
私、三世代で同居している、3歳の男の子の母なんです。子どもが風邪を引いてしまいました。それで、熱はないので、お風呂に入れようとしたんですよ。そしたら祖母から、「風邪をひいているのに入れるのはおかしいよ」って、反対されてしまったんです。本当はどうなのでしょう？

回答  
昔から、風邪をひいたときはお風呂に入らない方がいいよって、言われていました。それは、一説には、昔は家にお風呂がない家が多かったため、銭湯での入浴が湯冷めしやすかったからだとされてきました。今は、家で入浴がほとんどで、湯冷めすることなく、熱がないときは身体を清潔にする意味でも、ゆっくりに入浴し、そしてすぐに寝たほうがいいと言われるお医者さまもいます。なので、お医者さまに聞いてみたらどうでしょうか？

26

授業の様子



「手話と日本語の違いを考えるII」（2年生以上対象）

30



現任手話通訳者向け研修の実際

31

授業の様子



32

授業の様子



日本手話による絵本の読み聞かせ

33

ありがとうございました。  
ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

34



## 学術手話通訳と聴覚障害学生支援をめぐる諸課題

中野 聡子 先生

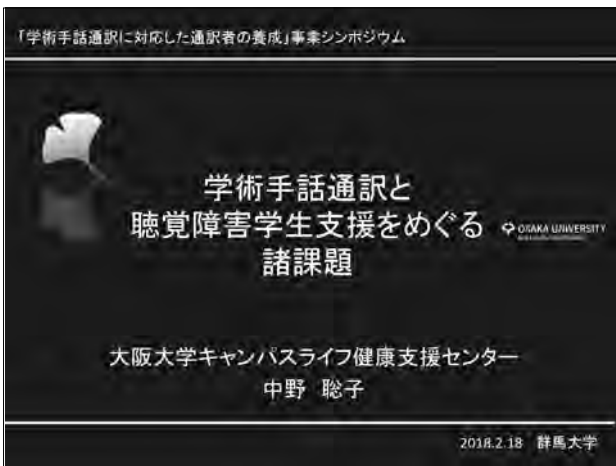
大阪大学キャンパスライフ健康支援センター 相談支援部門 講師

## 基調講演

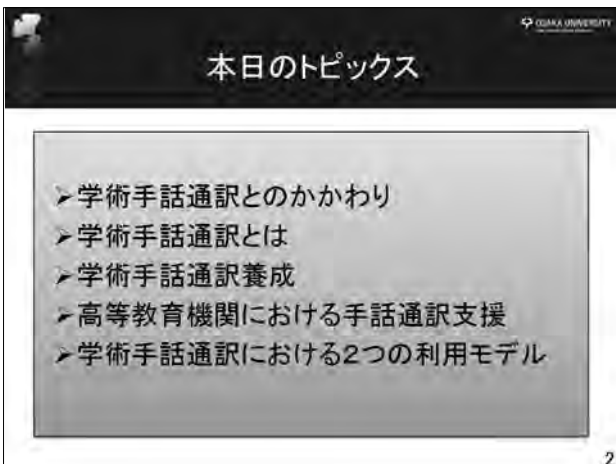
### 学術手話通訳と聴覚障害学生支援をめぐる諸課題

中野 聡子 先生

大阪大学キャンパスライフ健康支援センター 相談支援部門 講師



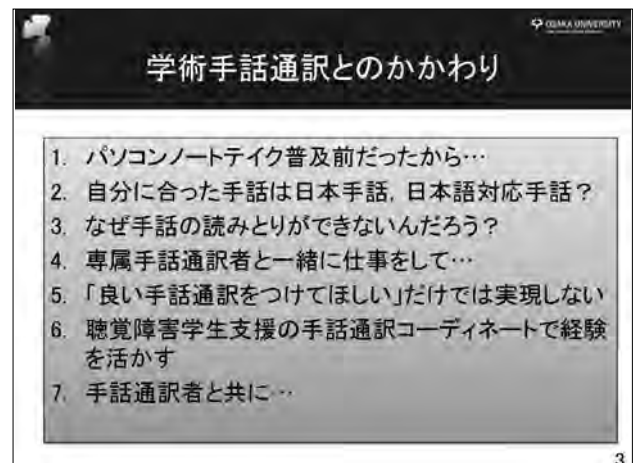
本日は、「学術手話通訳とはどういったものか」「養成における現状と課題」「学術手話通訳を利用するフィールドとしての聴覚障害学生の現状と課題」を中心にお話させていただきます。



まず、私自身の学術手話通訳との関わりについてご紹介したいと思います。

5歳の時から少しずつ聴力が低下しましたが、一般校に通っていたので大学に入学するまで手話や手話通訳というものを見たことがありませんでした。学術手話通訳について、私のターニングポ

イントになったことを2点取り上げます。1つめはPPT3の4番目、研究職として仕事をするときに質の高い日本手話の専属手話通訳者をつけていただいたことです。学術手話通訳とはこうあるべき、というイメージが持てたと思います。もう1つはPPT3の5番目、広島大学で障害学生支援の仕事に就くことになったときです。大学教員として職務を果たすにあたり、広島ではそのような通訳経験、ノウハウをもつ手話通訳者がいませんでした。広島県ろうあ連盟の手話通訳派遣担当コーディネーターの方が、とても柔軟に対応して下さる方で、はじめは「どうして日本語対応手話でなく日本手話が必要なのか」といったようなところから説明して、中野用の派遣リストを作成してくださいました。そのような中で、高等教育の手話通訳技術を通訳者も身につけていくべきということで、地域の通訳者やコーディネータと話し合いながら、研修会を開催するなどの取り組みを行いました。それが現在の養成のための研究及び実践に結びついています。



## 学術手話通訳とは

さて、「学術手話通訳」とはなんでしょうか。「特定の専門分野において共有される知識や概念、理論などに基づいて伝達される発話や議論の手話通訳」と定義できるかと思います。特定の専門分野において共有されているものの例をPPT4にあげています。「レジスター」は「言語使用域」「位相」などと言われるものですが、特定の目的や社会的場面において言葉の使い方が変わることを言います。

学術手話通訳とは

特定の専門分野において共有される知識や概念、理論等に基づいて伝達される発話や議論の手話通訳

【特定の専門分野において共有されているものの例】

- 専門用語
- 専門知識
- 理論
- 仮説
- 推論
- 研究手法
- レジスター
- 先行研究・学説史

通訳では、一般的に言語間、言語使用者間の文化的な差異に考慮して使わなくてはならないとされていますが、学術手話通訳の場合は、特定の専門分野の中で共有されるレジスターに忠実であることが、ろう・聴の文化的差異の考慮よりも優先されると考えられます。しかし、実際に行われている学術手話通訳を見ると、手話通訳者は、研究者ではなく一般のろう者に向けて行うような文化的考慮を含む通訳を行いがちであると感じます。

学術手話通訳と一般通訳の言葉の違いの例を2つあげます。

1つめは、IBS(過敏性腸症候群)についての話で、PPT5の上にあるのは教員の発言、下は事務補佐員の発言です。この2つの発言は、だいたい同じ内容です。気になるのは、「器質性」「機能性」の部分です。どんな病気でも「検査をして異常が出たら器質性疾患」と言えるのかいえば、そんなことはありません。「器質性」というのは、症状や疾患が臓器・組織の形態的異常に基づいている

例1: 専門用語を用いた表現

(障害学生支援室メンバーのミーティングで...)

IBSは器質性疾患じゃなくて機能性消化管疾患だね。

過敏性腸症候群って、いろいろ検査をしても異常が出ないけど、下痢とか便秘、腹痛があるときに診断がつくらしいですよ。

状態のことを言うのですが、そもそも検査が、臓器・組織の形態的異常を調べるものなのか、機能面を調べるものなのか、この事務補佐員の発言からはわかりません。そのため、教員と事務補佐員の発言は、全く同じとはいえません。専門用語というのは、その一言で、幅広い概念を伝えられる言葉なのです。「器質性」「機能性」という専門用語は、IBSの場合がどうこう、を超えたより広い概念を含んでいます。

専門分野の人々にとっては、専門用語を使うことで、よりわかりやすくなります。

専門家にとっては、その言葉を使うことで、より分かりやすくなるというものです。

もし通訳者が、この専門用語を分かりやすいようにと、簡単な言葉で言い換え、事務補佐員の発言のように手話通訳してしまうと、正確な通訳ではないということになってしまいます。

例2: 日常的に使用する表現

「質問項目の2, 3, 4, 6については、聴覚障がい学生と支援学生の評価には、差がありませんでした。」

表2 聴覚障がい学生と支援学生の質問項目別評価

質問項目番号	質問項目	平均ワラック		p値
		聴覚障がい学生	支援学生	
1	授業前に配布される資料に目を通していますか	23.28	15.28	.018 *
2	資料中にノートと連絡の方法について打ち合わせしましたが	21.91	17.25	.185
3	アイブミスなく、入力できましたか	21.91	17.25	.185
4	すべての欄をバックスよく埋めて、入力できましたか	22.07	17.03	.113
5	権利にくい姿勢で、入力できましたか	24.78	13.13	.001 **
6	ノートと文に文を入力できましたか	22.17	16.66	.107
7	ノートと内容の裏取りをすることなく、入力できましたか	23.80	14.53	.006 **
8	ノートに合わせ、自然で間違いのない文章を入力できましたか	25.02	13.78	.001 ***

2つめは、日常的に使う言葉でも、専門的な場面では使われると違った意味になるという例です。PPT6の表は、パソコン文字通訳における聴覚障

害学生と支援学生の評価を示しています。数値だけ見ると、聴覚障害学生のほうが、すべての質問項目で高くなっています。一般の方は、差があるかないかと言えば数値の高低で判断されると思います。手話通訳者が聴覚障害学生の方が高い評価だと思いついて通訳に臨むと、「2、3、4、6については差がありませんでした」と言われて理解が混乱してしまい、通訳が意味不明のものになってしまいかねません。研究者は粗データにある数値の高低で差をみることはしません。統計学的に処理し、偶然や誤差ではない有意差であることが確認されて初めて「差がある」といいます。この表で「差がある」といえるのは、p値が0.05以下のものだけです。

なぜ学術手話通訳は難しいのか

次に、ふだん私たちろう者が受けている学術手話通訳がどんなものであるか、みなさんに見ただけだこうと思います。PPT7に、これまで様々な学術場面で手話通訳を受けてきてよくあった表出パターンを組み合わせ、「あるある」の例を作ってみました。原文はウィキペディアから引用してきたものです。講義などでこういう談話があったとして、手話に訳出したものを日本語に再翻訳したら、こんなイメージになるかなという例です。

分からないですよね？ 発達障害を専門とされている方ならわかるかもしれませんが。いかがでしょうか？

あるある“学術手話通訳”

(「日本語→手話」の訳出再翻訳)	(原文)
えー、SDと、しーんだあん、のキ。 じゅん。 じゅん、社会的コミュニケーションと決定、興味。 2つのDS…。きめた形、うまれる。 わかる。 病気。 割合。 0.651%である。 男児より女、児4倍である。	ASDの診断基準は、「社会的コミュニケーションの障害」と「限定された興味」の2つを満たすとDSM-5では定められている。典型的には生後2年以内に明らかになる。 有病率は0.65～1%とされる。 性差は男児において女児よりも4倍とされる。

8

では、原文は見てみましょう。PPT8をご覧ください。みなさん、笑われていますね。「こんな、わかるわけないやろ～」っていう感じでしょうか。通訳者が専門用語をつかめておらず、内容もつかめていないため、非常に意味の分からない、脱落の多い訳出になっています。しかも、最後の文章は全く逆の意味になっています。また、語句や文の切れめがおかしくなっていることがわかるかと思います。このような通訳は本当によくあります。こうした通訳で大学の授業を受けたり研究発表ができるかという、とうてい無理だということがおわかりになるとと思います。

あるある“学術手話通訳”

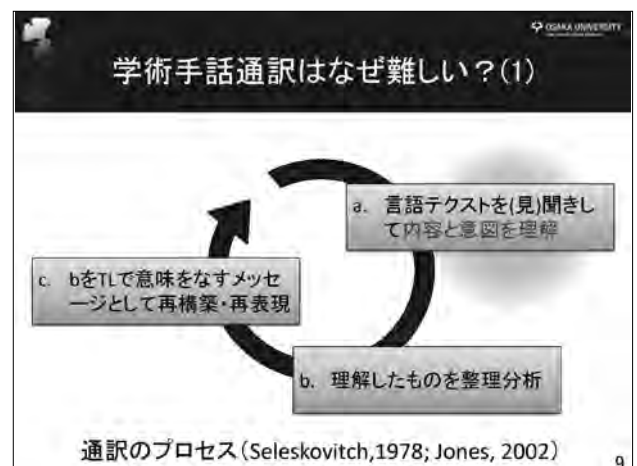
(「日本語→手話」の訳出を、日本語に再翻訳したイメージ)

えー、SDと、しーんだあん、のキ。  
じゅん。  
じゅん、社会的コミュニケーションと決定、興味。  
2つのDS…。きめた形、うまれる。  
わかる。  
病気。  
割合。  
0.651%である。  
男児より女、児4倍である。

7

まだ手話・手話通訳を学習中の人の通訳だろうと思われるかもしれませんが、手話通訳士の資格を持った方でも、こういう訳出をされる方は少なくありません。

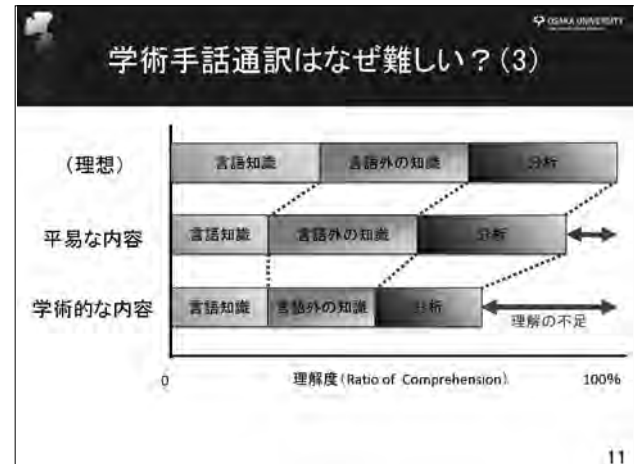
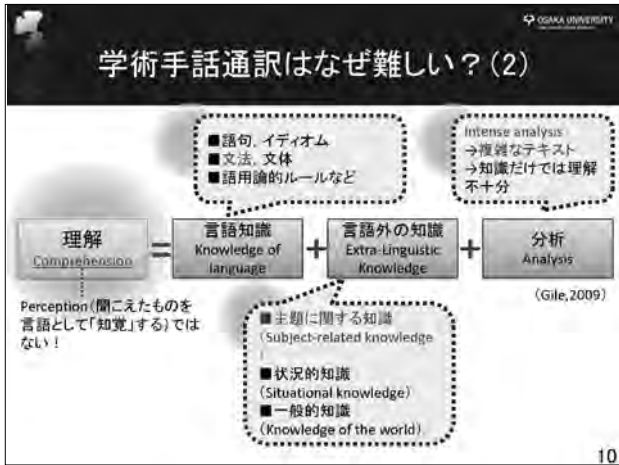
この内容が分かる方はいらっしゃいますか？



なぜ、学術手話通訳は難しいのでしょうか。PPT9の図で、通訳者がまず言語テキストを(見)聞きして内容と意図を理解するのがaです。その理解したものを整理分析するのがb、そしてcで改めて目標言語で意味をなすメッセージとして再

構成・再表現するというのが通訳のプロセスです (Seleskovitch, 1994; Jones, 2002)。学術手話通訳において、ハードルが高いのはaの部分です。内容の理解ができなければ、先ほどの例のように意味不明な訳出になってしまいます。

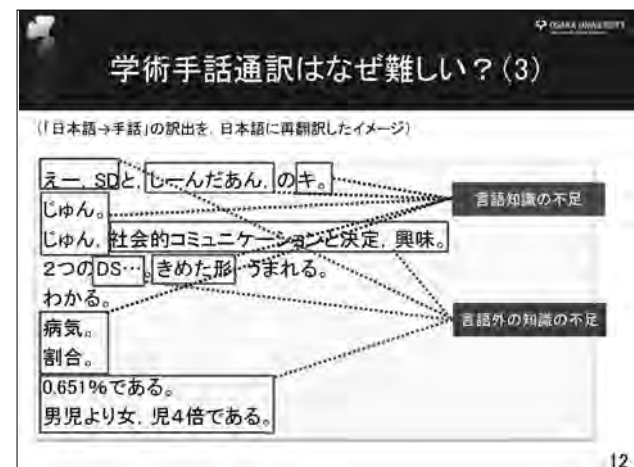
が深くできている理想的な形です。



aの内容と意図の理解について、もう少し詳しく掘り下げてみます。PPT10は、Gile (2009)が、「理解」(comprehension)を構成する要素について公式にしたものです。「理解」は「言語知識」(knowledge of language)、「言語外の知識」(extra-linguistic knowledge)、そして「分析」(analysis)の和から成り立っています。

このような状況を100とします。真ん中のグラフが平易な内容における「理解」です。「言語外の知識」や「分析」は理想の状態と同じです。けれども、「言語知識」が少し減少しているため、トータルの「理解」は理想の状態に比べて少し落ちます。これはどういうことかと言うと、金澤先生には、基調講演でここまで言ってもいいのか確認をしたのですが(笑)、現在の日本の手話通訳養成では、日本手話の文法や表現を体系的に習得・指導できていないことによります。一番下のグラフは、学術的な内容における「理解」です。「言語知識」に加えて「言語外の知識」が少ないため、「分析」も落ちてしまいます。学術的内容の「理解」は、理想の状態や平易な内容の「理解」に比べると、理解不足の幅が大きくなってしまっています。

ここで皆さんにご注目いただきたいのは、理解についてです。英語は、comprehensionです。ただ聞こえたものを言語として知覚するperceptionではありません。perceptionではきちんとした理解とは言えないということです。起点言語の言語テキストの内容や意図まで理解をする、つまり英語でいうcomprehensionまで達した理解が必要だということです。理解を構成する要素として3つ挙げましたが、「言語知識」における「文法」、「言語外の知識」における「主題に関する知識」、「分析」における「複雑なテキスト」などが、手話通訳者にとって学術手話通訳における言語テキストの理解を難しくさせている要素になるかと思われます。



では、理解を構成する3つの要素、これらを実際の通訳場面に当てはめて考えてみましょう。PPT11をごらんください。

PPT12は、先ほど示したあるある通訳の文章です。「言語知識」と「言語外の知識」をクリアに区別するのは難しいのですが、どちらがより大きく影響しているか考えて、分けてみました。

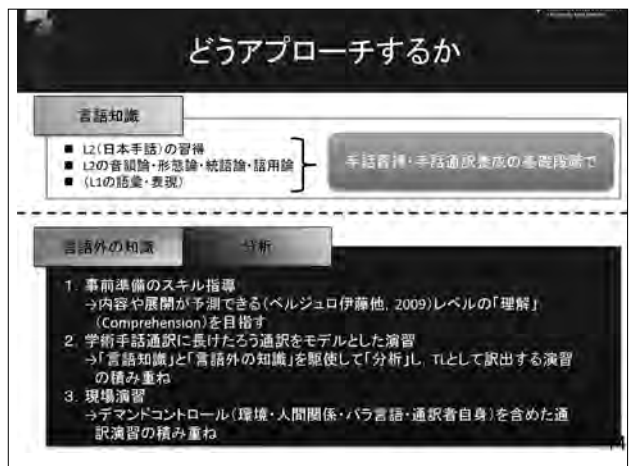
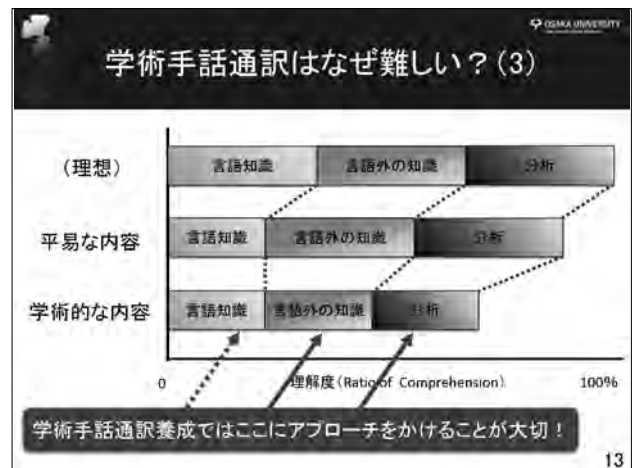
3つのグラフの一番上が、「言語知識」「言語外の知識」「分析」とも十分に備わっていて「理解」

「しーんだあん」「キ」「じゅん」「きめた形」「病気」「割合」など四角で囲ったところは、「言語知識」の不足によって起こっていると考えられます。日本手話と日本語のリズムの違いが深く身につけていなかったり、手話の形態論的な知識の不十分さ、また語句や文章の切れ目、日本語で言うところの「てにをは」を、日本手話でどう表すのかという文法知識の不足として現れています。例えば、1行目最後の「キ」と2行目頭に「じゅん」は、本来は「基準」という1語としてリズムをもって表されるべきものですが、2つの別々の単語のように表される、それは日本手話の音韻リズムの習得の問題や知識不足から生まれるものだと推測できます。次に「えー、SD」「社会的コミュニケーションと決定、興味。」「0.651%である。」「男児より女、児4倍である。」と四角で囲ったところは、「言語外の知識」の不足が影響していると思われる部分です。例えば、冒頭。起点言語は「ASD」ですが、ASD（自閉症スペクトラム）のことを知らないため、目標言語では、「えー」というフィラーと「SD」（標準偏差）という2つに切れています。この他にも、専門用語を知らないというだけでなく、内容そのものに関する下調べなどが無いために、全く理解が追いついていないことがわかります。

### どのようにアプローチするか

このように考えてくると、学術手話通訳の養成では、起点言語の内容や意図をしっかりとつかめるようにするためのスキルを磨く指導が大切ということになります。つまり、「言語外の知識」の蓄積の仕方、「分析」力を高めるトレーニングが重要です（PPT13参照）。

PPT14をごらんください。「言語知識」というのは、語句やイディオム、文法や語用論ルールなどですが、これらは学術だから難しくなるというものではありません。「言語知識」は学術手話通訳として学ぶというよりは、手話習得・通訳養成の基礎段階で身につけるべきこととなります。現在、学術手話通訳ユーザーの立場で申し上げますと、厚労省委託事業として行われている手話通訳養成では、特に日本手話に関する音韻論・形



態論統語論・語用論的観点からの指導が不十分であるという印象があります。

さて、「言語外の知識」と「分析」力、ここをどう高めるかが、学術手話通訳スキルの真髄ということになってくるのだと思います。資料 p.44 に参考資料としてあげている「学術手話通訳のための実践セミナー」では、PPT14 にかかげる 1、2、3 に重点をおいています。このセミナーでは、学術手話通訳に長けたろう通訳（日本手話母語話者のろう者による通訳）をモデルに学びます。なぜならば、複雑な因果関係を含む起点言語の訳出には、日本手話の要素が不可欠だからです。

### 高等教育機関における手話通訳支援の課題

次に、高等教育機関の手話通訳支援における問題を考えます。

PPT15 では、障害学生支援における手話通訳サービスの利用について、「人材」「予算」「知識・経験」の3つのカテゴリーに分けて問題を整理しています。





例えば、大学院博士課程レベルの聴覚障害学生から手話通訳の希望が出たとします。大学の支援室や地域のコーディネーターが学術手話通訳の実態やレベル、ニーズの把握をできないまま、通訳者を手配・派遣してしまうと、当然ながら現場では、先ほど例にあげたようなどうてい役に立たない通訳がなされることとなります。そうすると、聴覚障害学生は「やっぱり手話通訳は専門的な内容に対応できないだ。手話通訳はやめよう。」となります。つまり、学術手話通訳のニーズがないというよりも、ニーズをつぶしてしまっているということになります。

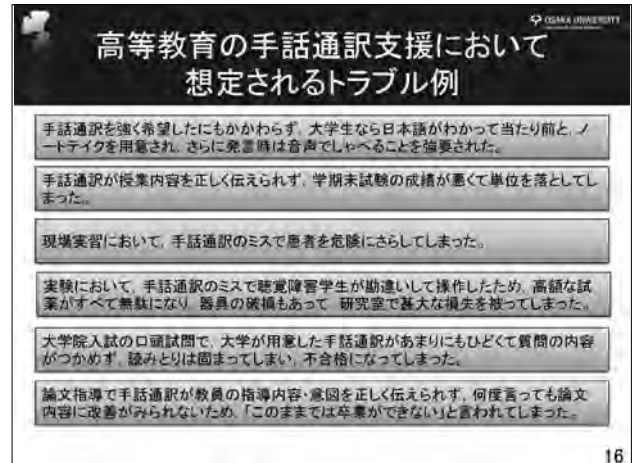
大学院入試や学会発表に関しては、学術手話通訳スキルが厳しく問われます。後ほど大阪大学の博士課程大学院生の後藤さんからも具体的な話があると思いますが、彼女が研究会や学会に参加、発表するとき、安心してお願いできる手話通訳者は関西では2名ほどしかいません。この2名の都合がつかなければ首都圏しかありません。阪大では障害学生教育支援経費だけで足りない場合は、部局の研究科長に諮って部局の経費からも補填してもらうなどして対応していますが、かなりコストがかかります。

このような状態で、大学の手話通訳支援が増えていったときに起こりうるトラブルの例をあげました (PPT16 参照)。

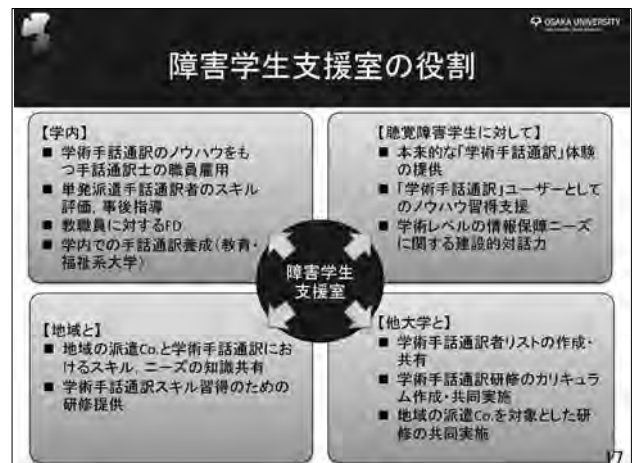
1つめの事例は、聴覚障害学生にとって最も意思疎通しやすく理解しやすい言語が、大学側の過重な負担とされ、合理的配慮のメニューに全く入ってこないという問題です。

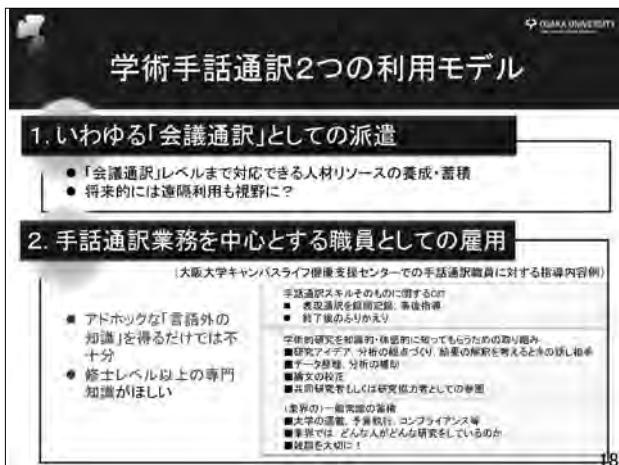
2つめ以降の事例は、通訳のミスや脱落が原因

で、単位を落とす、卒業できない、あるいは安全性がおびやかされるといったことが起きるといった問題です。通訳の内容がどうなのかといった問題は大変難しく、ある一定水準が満たされていないと、通訳のせいなのか本人の能力のせいなのか、紛争が泥沼に陥ることになってしまいます。



大学は学術手話通訳を最も利用するフィールドの1つです。障害学生支援室として、高等教育のなかで学術手話通訳がもっと活用できるサービスになっていくようにするため、どんな取り組みが必要なのか4つに分けて整理しました (PPT17 参照)。1つめは聴覚障がい学生を学術手話通訳のパワーユーザーにするための支援です。2つめは学術手話通訳が合理的配慮として重要なメニューのひとつであり、それを運用していくための学内のコンセンサスを形成していくことをあげています。3つめ、4つめは、ひとつの大学の支援室だけで取り組むというよりも、地域で他大学や派遣団体と連携しながら、学術手話通訳ができる人たちを育てていくこと、活用することです。





最後、PPT18 に学術手話通訳を利用する際の2つのモデルを示しました。

1つめは、これまで見られたように必要に応じて通訳を配置する会議通訳としての単発派遣です。これは今日お話しましたように、地域の手話通訳者を学術手話通訳として養成していくことが重要になってくると思います。

2つめのモデルは、手話通訳業務を中心とする職員としての雇用です。以前、東京大学先端科学技術研究センターの熊谷先生と、障害研究者の情報アクセスにかかわる支援は、果たして単発派遣だけで可能なのだろうかという議論をしたことがあります。熊谷先生はご自身小児科医でもありますが、医学部のケースなどをふまえ、結論はやっぱり専属でなければ無理でしょう、とおっしゃいました。その専門のことを知らない人に開始前に20分ほどの短い打ち合わせをして、それだけで通訳をこなしてもらうのには限界があります。そうすると、やはり職員として手話通訳者を雇用することが重要になってきます。黄色の部分、現在仕事をしている大阪大学で雇用している非常勤職員の手話通訳者に対して、私が行っている研修や指導の内容です。一緒に仕事をする中で、様々な知識、或いは専門的な内容を日々蓄えてもらう。そういった形で手話通訳を行ってもらうこともこれから必要になるのではないかと考えています。もちろん、場面に応じて、1つめと2つめの使い分けも必要です。

現在、政府は一億総活躍社会を目指そうとしています。学術分野で聴覚障害を持った研究者が手話通訳と一緒に雇用される、そういったことが当

たり前になる社会が来ることを願っています。ご静聴ありがとうございました。

(引用文献)

Gile, D. (2009) *Basic Concepts and Models for Interpreter and Translator Training*. Revised edition. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins

Jones, R. (2002) *Conference Interpreting Explained*. 2<sup>nd</sup> edition. Manchester, NY: Routledge.

Seleskovitch, D. (1994) *Interpreting for International Conferences : Problems of Language and Communication*. Revised edition. Washington: Pen and Booth.

パネルディスカッション

学術手話通訳ニーズに応えることの意義と課題

石川 芳郎 氏

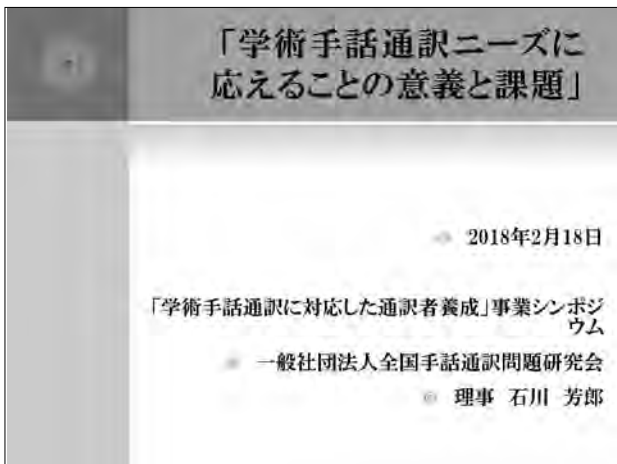
一般社団法人 全国手話通訳問題研究会 理事

## パネルディスカッション

### 学術手話通訳ニーズに応えることの意義と課題

石川 芳郎 氏

一般社団法人 全国手話通訳問題研究会 理事



こんにちは。全国手話通訳問題研究会理事の石川です。

私は、手話通訳制度は、一般的に当事者であるろうあ者の要望が中心になって論議されていますが、手話通訳制度を担う者も制度の当事者の1人という立場で、手話通訳者が置かれている現状について、少しでも問題提起できればいいなと思っております。

全国手話通訳問題研究会を会場の皆さんはご存知だと思いますが、ちょっとだけご紹介させて下さい。全国手話通訳問題研究会を略して全通研と言っています。1974年に結成されました。当時は278名でしたが、現在は1万人を超える会員さんが全国各地でろうあ者問題や手話通訳問題についての論議、研究、活動をしています。

これが全通研結成時の写真です。

「全通研」と言うと「手話通訳者の専門集団」と理解される方がいますが、全通研は聴覚障害者や手話に関わる様々な問題を一緒に考えようという組織ですので、誤解の無いようにお願いします。

全国に支部があり、日常的な学習や活動をしています。群馬県にも群通研があります。群馬県手話言語条例のパンフレットを見ましたが、県サ連の名前はありましたが、群通研がなく、残念でした。

年に1回、大きな研究集会を全日本ろうあ連盟と共催で開いていますが、今年は8月に沖縄で行います。また、「手話通訳問題研究」誌を年4回発行し、会員に届けています。



では、本題の手話通訳者の問題を報告するにあたり、2つの調査報告をもとに問題を提起したいと思います。

1つは全日本ろうあ連盟が行った「意志疎通支援者養成研究事業」、2つ目は全通研が行った「雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査」です。この2つを基本に問題提起します。

意志疎通支援者養成研究事業は、先ほどの報告にもあったように今、意志疎通支援というのは、ろうあ者だとか、難聴者等の聴覚障害者という範囲だけでなく、失語の方、発達障害の方等、様々な

人々が含まれており、それを対象とした調査を行いました。今回はこのシンポジウムの性格上、手話通訳、またはろうあ者に関わる範囲でご報告します。

これが意志疎通の支援養成研究事業の報告書です。全日本ろうあ連盟のホームページで全文を見ることができます。

### 手話通訳保障の現状

- 手話通訳制度を担う者の現状について
- 意志疎通支援者養成研究事業概要  
この部分については、本調査の委員を務められた故林 知樹先生作成のスライドを一部利用させていただきます。
- 雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査概要

### 意思疎通支援者養成研究事業を平成27年度から実施する

全日本ろうあ連盟 8年受賞  
「意思疎通すべき支持」  
手話通訳者・脳性養成人

厚生労働省 平成28年度 障害者総合支援法推進事業  
意思疎通支援者養成研究事業  
報告書

「視覚障害支援者」の

一財団法人 全日本ろうあ連盟

### 調査結果 手話通訳事業にしほって

市町村調査・聴覚障害者情報提供施設調査よりわかったこと

- 1) 10年間で、手話通訳派遣依頼は1.5倍から3倍に増加している。
- 2) 登録手話通訳者の数は、10年間で1.3倍に増えている。

しかし、手話通訳者の絶対数は足りない！と8割の市町村、すべての聴覚障害者情報提供施設が回答

手話通訳事業に絞ると、手話通訳要求はこの10年で1.5倍から3倍に増えていて、手話通訳者は1.3倍に増えています。

しかし、市町村、情報提供施設に活動状況を聞くと、市町村の8割が活動する手話通訳者が足りないと、また、全ての情報提供施設で登録者が足りないという報告がされています。

ただ、なぜ足りないのか。登録していても実働は30%、ですから年間派遣依頼に応えた回数がゼロの人があれだけの人数います。残り6～10回などをずっと集めても、実働が30%という状況です。

後で論議になると思いますが、登録制度による手話通訳保障は、どこまで現実性があるのか論議したいと思います。

#### 資料1-① 平成27年度聴覚障害者情報提供施設の行った手話通訳派遣事業・登録手話通訳者の実働状況

年間派遣件数(件)	登録手話通訳者数	
	(人)	(%)
0	7652	36.9
1~5	447	27.3
6~10	132	8.0
11~20	141	8.6
21~30	54	3.3
31~50	53	3.2
51以上	57	3.4
合計	1056	11施設回答

手話通訳者が足りない理由①  
登録していても実働は約30%  
半数は通訳件数0

2つ目は、様々な場所で言われていますが、手話通訳者に登録しているのは50歳代が圧倒的です。20代、30代は10%より少ないです。当然年代は10年後、10歳上がります、そうすると、この年齢構成はどうなるのかと危機感で一杯です。

#### 資料1-② 平成27年度聴覚障害者情報提供施設の行った手話通訳派遣事業・登録手話通訳者の実働状況

年代	派遣人数割合 %
20代	1.4
30代	9.6
40代	25.9
50代	38.2
60代	22.3
70代	2.7

平均年齢52.1歳 9施設回答

手話通訳者が足りなくなる理由②  
50歳代が中心  
若い世代が育っていない  
→10年後は?!

金澤先生は手話通訳制度をコミュニティ手話通訳という言葉を使っていましたが、コミュニティ

手話通訳の問題ですら制度存続が危機的状況にあることを押さえておきます。

では、なぜ通訳者が増えないのか。

昔は手話講習会を開く時、抽選をして受講生を決定する必要なぐらい多数の応募がありました。のりピー（酒井法子）がテレビ放送で「星の金貨」をやった頃、あの頃は受講定員の2倍、3倍、4倍の応募者がいましたが、現在は募集しても定数に満たない。そのために残念ながら講座そのものを1年間止める、という自治体もあります。

登録通訳者の年齢が高くなったことにより、家族介護の問題が発生するとか、自分自身も長時間立って通訳が難しくなってきますので、受講者が少ない上に高齢化。益々、実働できる人間がいなくなっているという問題があります。

先ほど、手話通訳士の人数の発表がありました。あれも、制度開始の平成元年に受かった人を含めての数字です。ですから平成元年に受かった人というのは、その時30歳だったら、もう60歳、その人も含めて、3500名くらいという数字です。

**手話通訳者が増えない理由**

手話通訳者養成講座に受講者が集まらない

- ・手話奉仕員養成講座から手話通訳者養成講座への移行が進まない
- ・手話通訳者養成講座の受講者が高齢化(若い受講者が少ない)

実働する手話通訳者が減少する理由

- ・手話通訳者の高齢化(本人の体調や病気等)
- ・家族の介護・育児・本人の就労

長時間に手話通訳ができる人が限られている現状

◆市町村や情報提供施設は、現状の1.5倍から2倍の手話通訳者が必要と回答

私はやはり登録制度による手話通訳保障には、限界があるのではないかと思います。それは実は、この登録制度が生業の存在、言い換えれば自分が食べていける職業を持っていることを前提としている制度なのです。

地域の登録手話通訳者試験の面接の段階で、よく「あなたは、依頼があった時、自分の仕事があったら、その場合どうしますか？」という質問を受けます。模範解答は「仕事を調整し、通訳に行きます」というものです。その時はそう言いますが、実際に受かっていても実働にはなりません。

現在の手話通訳依頼は医療とか学校とか日中のものが多いのですが、登録している人は職業を持っていて、夜なら登録手話通訳者として動ける条件の人です。手話通訳要求と担い手のミスマッチがあると思います。

**登録制度による手話通訳保障の限界**

- 生業の存在を前提とした制度設計
- 本来の仕事の後回しにした手話通訳実践はなかなか困難
- 手話通訳要求は日中が多い
- 手話通訳要求と担い手のミスマッチ

私は今後について必要数を確保するためには、先ほど提起もありましたが、大学等での手話通訳養成をどうするのか、これを真摯に考えないといけないと思います。

そのためには近接領域の資格所持者に対して、手話通訳に関する試験ではそれを免除することも必要です。保育士、介護福祉士、看護師の場合、何らかの資格があれば共通する領域の試験は免除するという動きがありますので、それを手話通訳領域でもやらなくてははいけないだろうと思います。

やっぱり青年層に手話通訳資格をとってもらおう、そういう目指す人をどう作っていくか。

これは、くどいようですが、資格を持って、仕事として関わるという場合は青年層をターゲットにしないとどうにもなりません。

その場合、出口はどうなっているのか。出口というのは、仕事として、誇りと夢を持って働ける職場の確保です。3年学んだ後に学んだことを生かせる場が無い、食べることが保障される所も無いというなら、当然、応募者はいなくなります。この意味では養成と同時に出口の問題をどうするのかが大変な問題です。

出口の問題については、今後、地域包括支援の問題も出てきます。そういう地域包括支援の場所の職員配置基準の中に社会福祉士等々が入ってい

ますが、地域で一緒に生きている聞こえない人がいる。これを前提とするなら、包括支援の職員配置基準の中に、手話通訳者や手話通訳士を入れていく必要があると思います。

次に全通研が行った「雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査」について報告します。これは全通研のホームページで見ることができます。

先ほど、厚労省の係長から全通研データを引用したお話があり、大変嬉しく思いました。

今まで厚生労働省が全通研のデータを使ってくれたことがなかったので、それだけでも本日来た甲斐がありました。

11 手話通訳者を必要数確保するには

- 大学等での養成課程の設置・・・履修した者には手話通訳者試験の受験資格を与える
- 近接領域の資格保持者に対して、手話通訳者試験の際、受験を免除する科目を設定する
- 青年層に手話通訳者資格取得を目指す人を拡大していく

11 手話通訳者を必要数確保するには

- 資格取得後の「出口」が用意されること
- 手話通訳労働を夢と希望が持てる職業として成立させる(身分保障)
- 障害者権利条約、障害者差別解消法の広がり→合理的配慮、環境の整備として手話通訳者の配置

これは年齢構成です。先ほどの表は年次比較でしたが、それを棒グラフにしてみると、危機感が増してきます。40代、50代の層がズーッと増加を続けています。

最初は1990年から始めたので、その頃は20代の人はいました。その後、2015年の調査では、一番下の20代は皆さんのところから見えなんでしょう。そういう状況になりました。比較的年齢

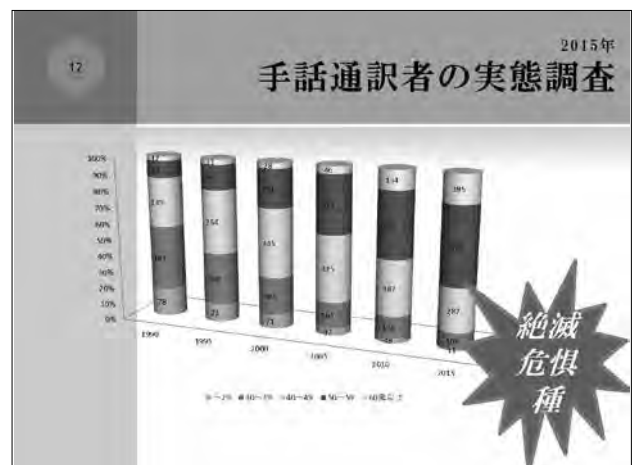
の高い方が頑張っている。これが大きな問題です。

確かに手話通訳者数は様々な法改正で、増えてはいますが、青が正規職員、他の色が非常勤職員です。ですから、増えているけれど、正規職員が増えていない。増えているのは非常勤のみです。

これは支給されている給与のデータです、給料20万未満が圧倒的に多い。20万以上の人はほとんどいない。そうなるとう話通訳というのは暮らすことのできる仕事ではない、ということになります。制度的には残念ながらそうなっています。

その結果、今回の調査で雇用されている手話通訳者の平均年齢が51.3歳です。厚生労働省の調査では、平均年齢が50歳を超えている職業は5つです。大学教授あたりだと50歳を超えるのは当然だと思いますが、手を動かさなければならぬ手話通訳の平均年齢が50を超えた6番目の職種になりました。

これを私は、手話通訳者は絶滅危惧種の恐れありといっています。早いこと、新潟県の佐渡のトキではないですが、放鳥して、ちゃんと育つようにしないとダメだというのが私の気持です。



教育機関で働く手話通訳者の実数は少ない。その意味では1人でも訴えがあればパーセンテージが上がる可能性があります。頸・肩・腕の痛みの訴え率は非常に高いです。

常時こういう身体部位に痛みがある人を自覚症状者率といいますが、これは大学等で通訳をやっている方の40%を超えています。この中には90分授業を1人でやっている、これは考えられない労働環境です。厚生労働省の手話通訳者養成力

リキュラムには、ちゃんと健康管理も含まれています。

この問題を大学等で学生さんが手話を修得して、大学の中で、聴覚障害学生さんの通訳を担当する場合は、その学生さんの健康管理も課題として存在することを提起しておきたいと思います。

### 教育機関に働く手話通訳者の問題

- 実数が少ないのでデータ解釈には注意が必要
- 頸・肩・腕の痛みの訴え→高い比率を示す
- 危険自覚症状者率・・・40%を越える高率
- 90分の講義を一人で担当
- 厚労省カリキュラム・・・健康管理が含まれている
- 手話通訳連続時間の制約・・・複数配置

手話通訳者養成カリキュラムの中にも長時間通訳ではこれぐらいで交代しましょう、と書かれています。ただ、残念ながら交代しないこともあるというのが、51%もいるという問題があります。電話通訳は、昔は首に受話器をかけて、手話をやっていた。この方法は健康障害発生に大きく関係することがわかり、問題になりました。現在は少なくともヘッドホンやイヤホンを使うようになってきました。しかし、残念ながら、ここでも「ないので使用してない」という回答が63%もあります。そんなに高いものではないのです。

### 健康を守る取り組み

#### 長時間通訳、電話通訳でのルールの実施

長時間通訳（電線30分を越える）の交代について

いつも交代している	39%
交代していない	9%
交代しないことがある	51%

(2015年調査)

電話通訳で、ヘッドホンやイヤホンの利用

使用している	16%
あるが使用していない	6%
ないので使用していない	63%
電話通訳の経験はない	14%

(2015年調査)

調査からの課題は繰り返しになりますが、手話通訳の高齢化、男女間の偏り、女性は98%です。さらに健康問題の未解決問題です。

手話通訳制度を抜本的に変えて、登録から雇用型に、金澤先生からの提起もありましたが、その方向に変えるような手話通訳制度の改革が必要だと思っています。

### 調査から見えた課題

- ◎ 手話通訳者の高齢化
- ◎ 男女間の偏り
- ◎ 健康問題の未解決
- ◎ 手話通訳制度の抜本的改善の必要性
- ◎ 正規職員雇用の確立

手話通訳の健康障害、頸肩腕障害は残された課題になっています。全通研は「みんなでめざそうよりよい手話通訳」の内容を世界の手話通訳者協会にもキチンと伝えていこうと、英語版を作って、全世界の手話通訳者に渡して、それぞれの国でも同じような問題が起きていることを警告し、学習を提起しています。こういう形で世界の手話通訳者の健康問題についても、一定の役割が果たせたらいいと思っています。



日本の手話通訳制度について総括的に整理し、報告いたします。

手話奉仕員養成講座が始まったのが昭和45年です。この時に厚生省が出した文書に、「養成対象者は聴覚障害者に理解と熱意を有する家庭の主婦」とあります。ですから、奉仕員を前提として制度が進み変化していったので、残念ながら奉仕

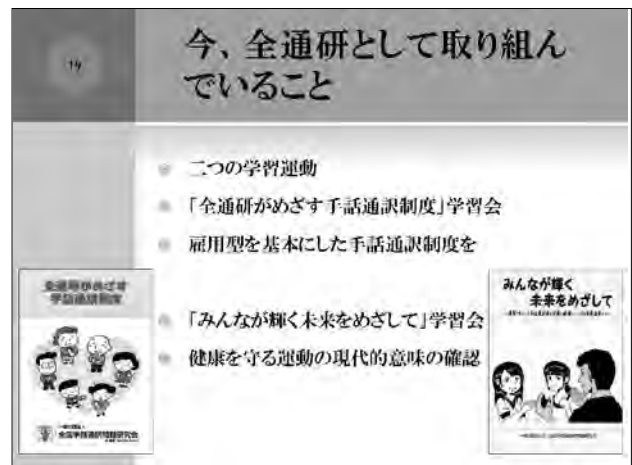
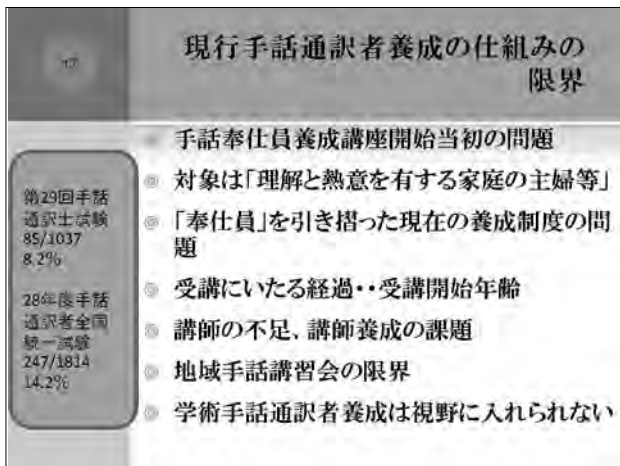
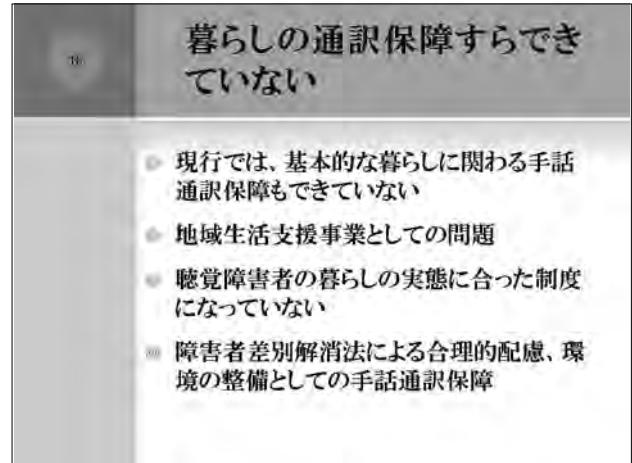


員を引きずったまま、日本の手話通訳制度は変化していきま

その意味では受講に入る年齢も……あとで生々しい養成現場の話があると思いますが、育児が一段落した段階あたりから学習に入ってきて、一生懸命勉強して、手話通訳士や他の資格をとって、現場で数年間頑張ってお父さん、お母さんの介護の問題でこれ以上頑張れません、という繰り返しになっているのではないかと思います。

地域講習会にも限界はあります。学術手話通訳者養成を、地域講習会での養成目標として視野に入れるのは困難であろうと考えます。そういう意味では別枠の形での養成システムを作っていくと思います。

らには、手話はろうあ者の専有物ではないと思います。国民共有の財産として、それを豊かに開花させる、そういう方向で手話や手話通訳養成に関わる国民的な論議が進められたら幸いです、これで問題提起を終わりたいと思います。



時間がないので、もう1つだけ提起し、検討していただきたいことがあります。手話通訳養成というのは、聴覚障害者団体の専売特許じゃない、これを私は声を出して言いたいのです。先ほど提起されたように、資格取得等の問題があります。

地域の手話講習会を出ていないと手話通訳者統一試験が受けられないダメ、これでは大学等での手話通訳者養成は出来ません。また地域の手話講習会はどこまで科学的にキチンと整理して養成を進めているのか、内容・進行は本当に手話通訳者養成に対応できているのか、残念ながら私は疑問を感じています。その意味で改めて地域講習会を洗い直し、地域での手話通訳者養成と教育機関での手話通訳者養成の役割分担をしていく必要があると思います。

「手話は言語」と障害者基本法で定められたか

ありがとうございました。



パネルディスカッション

**県内の手話通訳者の養成・派遣事業の現状と課題**

堀米 泰晴 氏

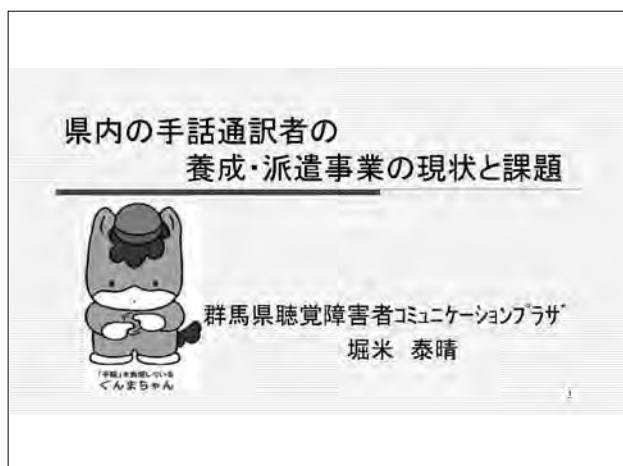
群馬県聴覚障害者情報提供施設コミュニケーションプラザ職員

# パネルディスカッション

## 県内の手話通訳者の養成・派遣事業の現状と課題

堀米 泰晴 氏

一群馬県聴覚障害者情報提供施設コミュニケーションプラザ職員



皆さんこんにちは。群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの堀米と申します。

ろう者です。

簡単に私の自己紹介から始めます。

私は実は出身は群馬ではありません。

細かく言うと東京で生まれて、3歳で新潟に移りました。

失聴したのも3歳の頃です。ちょうど引越の頃だったと聞いています。そこで、新潟県の長岡ろう学校に通いました。

高等部卒業後は現在の筑波技術大学、まだ筑波技術短期大学だったころ入学して、勉強しました。

その後、群馬に参りました。大泉町に住んでいました。

三洋電機で14年間働き、7年前から現職に移りました。

私自身もろう協での活動をしていますし、群馬県聴覚障害者連盟の副理事長という立場でもあります。

けれども本日は、群馬県聴覚障害者コミュニ

ケーションプラザ職員としての話をさせていただきます。

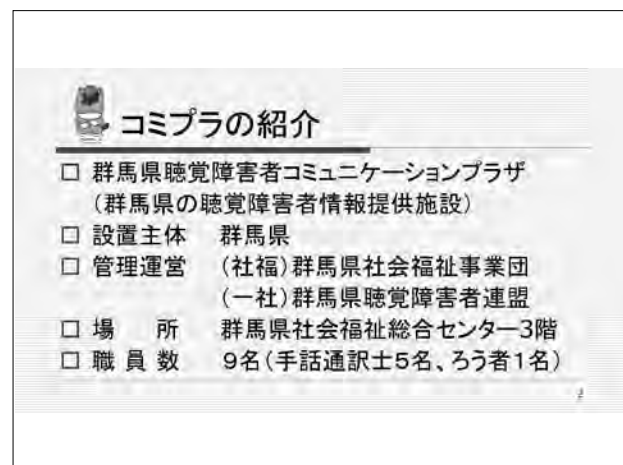
「県内の手話通訳者の養成・派遣事業の現状と課題」と題して話します。

まず私の職場にあるコミプラとはどういう所なのかお話しします。

元々の名前が長いので、普段はコミプラと言って、手話ではこんなふうになります。

群馬県から指定管理を受けています。

群馬県社会福祉法人社会福祉事業団、一般社団



法人群馬県聴覚障害者連盟が共同で運営をしております。

業務内容は字幕・手話入りビデオテープやDVDの貸し出し、本日のテーマである手話通訳者や要約筆記者の養成及び派遣、研修事業も担っています。

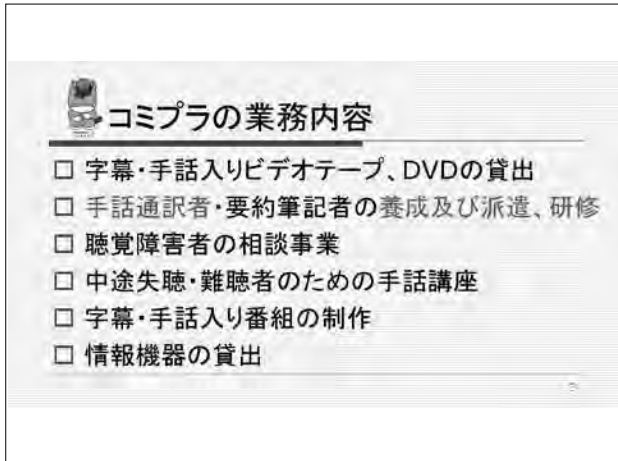
手話通訳者の派遣は意思疎通支援事業で、市町村からの受託を受けてやっているのと、もう1つ、群馬県からの依頼による派遣をを行っています。

また、群馬県手話通訳派遣事務所というのがあ

りますが、ここは企業や団体に対する有料派遣を行っています。

意志疎通の派遣事業は私の職場が、企業団体への有料派遣はそちらの事務所が担うとして棲み分けています。

3つ目にある聴覚障害者への相談事業、中途失



聴・難聴者のための手話講座、字幕・手話入り番組の作成、情報機器の貸し出しも行っていきます。

こちらは群馬県における手話通訳者養成事業の流れです。

群馬県では前橋市、高崎市、また、県からの委託も受けて実施をしています。

この図を見ると、各地域、市町村において手話奉仕員養成講座が開催されています。

入門課程、基礎課程です。

それを修了した方たちが、手話通訳者養成の事業に上がってきます。

養成事業の基本コースに入るための選考があります。

手話通訳者になるための技術的な指導をうけることとなりますので、

基本コースに入る条件としては、聴覚障害者とコミュニケーションがきちんと取れること。

そういった技術面の習得の有無について、選考を行います。

それに合格した人のみが、基本コースを受講できます。

これが1年間で33講座です。1つの講座を2時間で行っています。

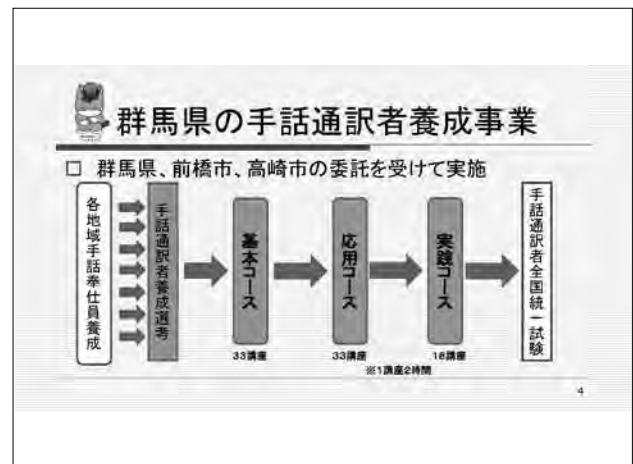
その後、応用コースに進み、実践コースに進むという流れです。

これらのそれぞれのコースは、厚生労働省作成の手話通訳養成のカリキュラムに則ったものです。

実践コースまで修了した方については、全国统一試験という形で、手話通訳者を担えるかどうかの試験を受けていただきます。

基本コースに入ってから手話通訳者の試験を受けるまで、短くても3年かかります。

けれども、私が講座を受け持ってもう7年になりますが、最短コースの3年で統一試験に合格



したのは、本当にわずかで、2人だけだと思います。

では、ここから手話通訳養成講座の受講生の年代別のグラフをご覧ください。

3年間の実施をグラフにまとめています。

一番多いのは50代です。受講者の年代が50代です。



20代のところは大変少ないです。

過去3年間でも毎年2～3人という状況です。

基本コースに入る前に選考試験があると言いま

したが、その申し込みの年代は、これもやはり50代が大多数です。

20代の方は選好試験に申し込んだ時点から、大変少ないことが分かります。

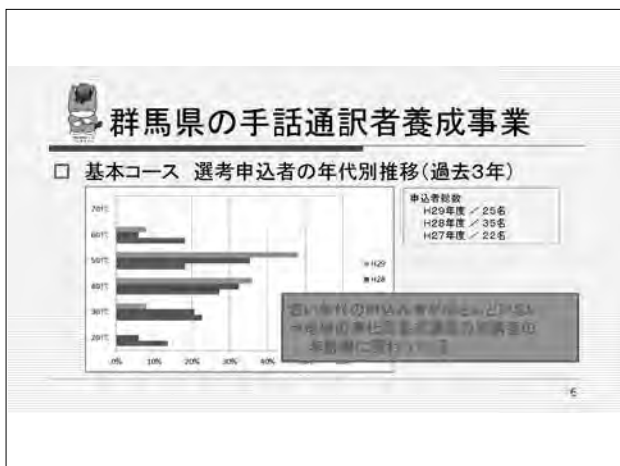
今年度は20代の申し込みはありませんでした。

こういう状況を考えると、市町村における地域の手話講習会と選考コースへの申込み者に、強い関わりがあることも想像できます。

先ほど全通研の石川さんからもお話がありましたが、まず奉仕員の講座からして若い受講生が大変少ない。

そうすると、その後の通訳養成を受けにくる受講生も少なくなってきました。

この7年間、私も手話通訳者の養成講座に関わってきました。



その中で私的感想と書いていますが、事業の課題はこういうところにあると思います。

まず手話通訳者の養成に関して、受講する前にろう者とのコミュニケーションがきちんとできることが前提になるかと思っています。

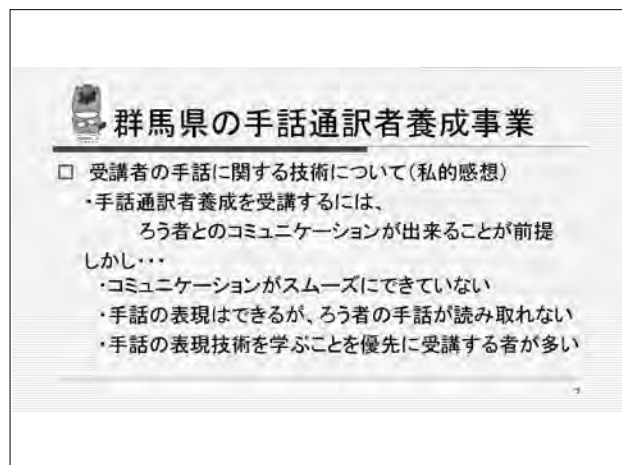
けれども、通訳者の養成でありながら、受講生はきちんとしたコミュニケーションが取れるレベルに至っていないことが多いです。

また、手話の表現はできるが、ろう者が何を言っているのか、きちんと読み取ることができない方が大変多いです。

それだけではなくて、一番悩みどころと考えていますが、受講生の中には手話の表現技術を学ぶこと、それを最優先に考えている方からの申込みが大変多いということです。

つまり、奉仕員の講座で入門と基礎をやり、そ

の後もう少し何か学びたいということで、その受け皿としての手話通訳の養成講座ということで、通訳を目指していなくても、奉仕員よりレベルの



高い手話の学習の場として、基本コースの申込みをしている人が多いということです。

そこで、こちらに挙げているのが群馬県における手話通訳養成の課題です。

まず1つ目は受講生の手話技術の問題です。

奉仕員養成コース修了後の受け皿がない「学習環境の課題」と言えると思います。

本来なら、奉仕員講座を修了した後、手話サークルに加入する、或いはろう協のメンバーと様々な活動を共にすることで、自身の手話技術を磨いていく方法があります。

そういった経験をしてから、手話通訳者の養成講座に申し込むのが理想だと思います。

しかし、そういった状況にないまま、養成講座に進んでくるのが大きな課題だと思います。

実際に養成講座に通っている方々は、先ほど言ったように、コミュニケーションレベルではまだうまく手話が使えていない人もいます。

定員割れという状況が起こると、そういった人も養成講座に入らせていただくことになります。

そうすると、講師陣は熱心に授業を行いますが、まだまだ通訳としての技術を十分に育てていけない。

養成講座だけでは技術面を上げていくことができないことは、大変大きな課題だと感じています。それによって統一試験の合格率も低くなってしまいます。

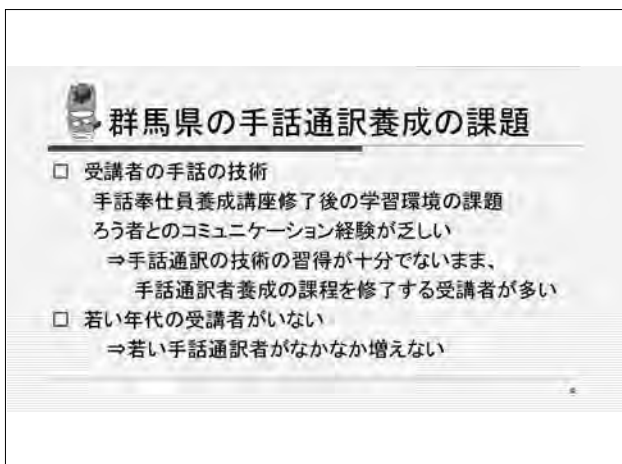
また、もう1つの大きな課題としては、若い年

代の受講者がいないということです。

手話通訳を目指して手話を勉強しようという人が、なかなか増えない状況にあります。

この養成講座の課題だけを見て、これを解決していくのは難しいと思います。

そこで、奉仕員の講座、または各地域のろう協、



**群馬県の手話通訳養成の課題**

- 受講者の手話の技術
  - 手話奉仕員養成講座修了後の学習環境の課題
  - ろう者とのコミュニケーション経験が乏しい
  - ⇒手話通訳の技術の習得が十分でないまま、手話通訳者養成の課程を修了する受講者が多い
- 若い年代の受講者がいない
  - ⇒若い手話通訳者がなかなか増えない

様々な立場の人たちが、一緒になって大きな課題に取り組まなくてはならないと考えています。

こちらは群馬県の手話通訳の派遣の現状です。

現在コミプラに登録していただいている手話通訳者は、平成29年度の時点で105名です。

先ほど石川さんのお話にもありましたが、このうち実際に稼働している人は少ない、全員ではないという状況です。

ご覧いただくと分かるように、平均年齢は



**群馬県の手話通訳派遣の現状**

- コミプラの登録手話通訳者(年代別)

年代	登録者数
10代	0
20代	1
30代	10
40代	15
50代	25
60代	30
70代	20
80代	10
90代	5

平成29年度登録者総数 105名 (内、手話通訳士 51名)  
平均年齢 50.7歳

20代の登録手話通訳者がほとんどいない

50.7歳、これが10年～20年後になると更に減っていくことは容易に想像できます。

また、手話通訳の派遣実績を挙げています。

市町村からの委託、県の派遣を合わせると、現在1年間に870件の派遣を行っています。

そのうち、大きな大会や会議、講演等の通訳依頼は109件、全体の12%です。

これを見ると、地域の派遣の件数はほとんどが医療関係等のコミュニティ通訳です。

講義や講演の場で手話通訳の依頼があるのは、10%に満たない状況です。

登録通訳者が学術手話通訳の経験をする機会は、たいへん限られています。



**群馬県の手話通訳派遣の現状**

- 手話通訳派遣実績(平成28年度)の内容
  - 依頼件数 870件 (市町村受託、県派遣含む)
  - 大会・会議・講演等 109件(全体の12%)
- 医療関係等の通訳(コミュニティ通訳)がほとんど
  - 講義、講演での通訳実績は10%を満たない
  - ⇒学術手話通訳の経験が少ない
  - = 学術手話通訳の技術習得の機会がほとんどない

更に学術手話通訳の技術習得をする場もたいへん限られていると。

派遣の課題としては、医療関係等の通訳は、依頼者と通訳者の信頼関係が重要で、大切な部分だと思います。

養成講座に通う以外に手話サークルやろう協の方との関わりが重要ですが、それなしで、養成講座のみを受けていることも大きな課題だと思います。

また学術手話通訳の技術修得の必要性も課題です。

現在ろう者の進学率もたいへん増えていて、それに伴い、学術手話通訳のニーズも増加します。

そこで、コミュニティ通訳だけでなく、学術手話通訳の技術習得が求められる、そういう機運が高まっていると考えられます。

もう1つ、手話通訳の高齢化も大きな課題です。

現在、群馬大学で学術手話通訳の研修事業がされています。

群馬県からの紹介を受けて、私たちコミプラの登録通訳者にも案内を出しています。

コミプラで学術手話通訳の研修は難しいので、そこを群馬大学に担っていただけると、大きな役

割をお願いできることとなります。

このように群馬県という地域が一丸となって、手話通訳全体の底上げに繋がるよう、大きな期待を抱いているところです。

また、群馬大学で学術手話通訳、或いは手話通訳の高いレベルの学生を養成していただくことで、その後、その学生たちが将来、学校の先生になる、すると手話で授業を持つことができる先生も増えることにも繋がるでしょう。

短時間でできるものでは決してありませんが、

**群馬県の手話通訳派遣の課題**

- コミュニティ通訳の技術習得の課題  
医療関係等の通訳は依頼者との信頼関係が関わってくる  
⇒養成講座以外(手話サークルやろう協)での活動が重要
- 学術手話通訳の技術習得の必要性  
ろう者の進学率向上による学術手話通訳のニーズの増加  
⇒コミュニティ通訳だけではなく  
学術手話通訳の技術習得が求められる
- 手話通訳者の高齢化

14

けれども、将来的にはそういう期待も込めた大きな事業だと思います。

本日はどうもありがとうございました。



学術手話通訳を利用する当事者の立場から

後藤 睦 氏

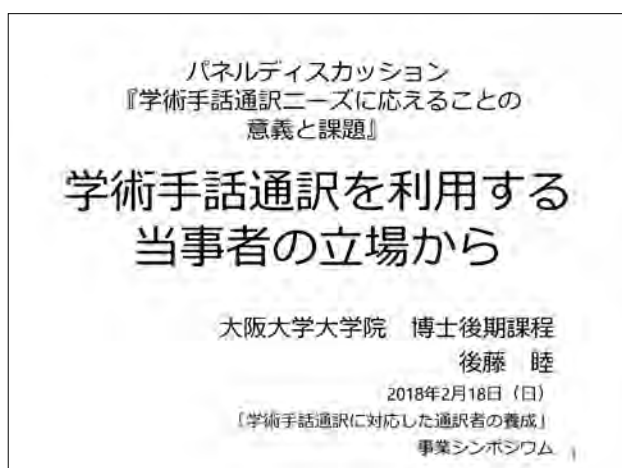
大阪大学大学院博士後期課程

# パネルディスカッション

## 学術手話通訳を利用する当事者の立場から

後藤 睦 氏

大阪大学大学院博士後期課程



ただ今ご紹介いただきました、後藤と申します。私からは、「学術手話通訳を利用する当事者の立場から」ということでお話します。

### 自己紹介

**所属**  
大阪大学大学院 文学研究科 博士後期課程3年  
専門は日本語学（日本語の歴史的变化）

**障害**  
両耳平均100dBの感音難聴（4歳からの中途失聴）

**コミュニケーション手段**  
日本語（第一言語）の口話・日本手話（約8年）

**利用している情報保障**  
PCノートテイク・手話通訳

まず、簡単に自己紹介をします。スライドには4点挙がっておりますが、時間がないので割愛いたしまして、最後の4点目だけ補足します。

私が日常的に利用している情報保障は、パソコンノートテイクと手話通訳の2つです。基本的にはパソコンノートテイクを利用しています。手

話通訳は実は、昨年利用し始めたばかりです。昨年、学会で発表する機会があり、質疑応答で手話通訳を介して質問を理解するために、初めて利用しました。それ以来、手話通訳を利用し始めて1年近くになりますが、学会や研究会などで何度か利用を積み重ねる中で、自分が発表するときは手話通訳とパソコンノートテイクが両方必要だと感じたので、両方を使っています。

### 本日の内容

- ① 学術手話通訳の利用状況
- ② 事例提供  
学術手話通訳をおこなう上で必要なことは？
- ③ さらなる課題・問題点
- ④ まとめ

本日、私からお話する内容は、このスライドに挙がっている4点です。ご覧下さい。

### ① 学術手話通訳の利用状況

まず、1点目の学術手話通訳の利用状況についてお話しします。

### 学術手話通訳が必要な場

**学術的な手話通訳を利用した経験**

**(1) 研究会や学会（自分の発表時を中心に）**

- ・自分が発表する際の質疑応答で、質問の聞き取り通訳を依頼
  - ※自分の発表自体は音声日本語による
- ・発表を聞くときの通訳を依頼した経験もあり

**(2) ゼミ（演習）**

- ・発表を聞くときの通訳

学術手話通訳が必要な場は、私の場合、研究会・学会、大学のゼミが中心になります。

実際にどういう場面で使うかという、自分の発表の時を中心に、研究会や学会の最後の質疑応答の時間に手話通訳を使います。また、自分の発表の時ではなく、他の人の話や発表を聞く時にも手話通訳を使ったことがあります。

### なぜ手話通訳を利用するか？

**同時性（リアルタイム性）**

ノートテイクだけではリアルタイム性に欠ける  
→質疑応答は可能な限り即時的に答える必要がある

**言外の要素の反映（イントネーション）**

ノートテイクはイントネーションを反映できない  
例：「この論文には、『〇〇の新しさを示す』と書いてあります。この『新しさ』って、一体何ですかね。一言で言うと何ですか？」  
→普通の質問に見せかけて……？

なぜ手話通訳を利用するのかということですが、この理由は2つあります。

1つは、手話通訳には同時性があるからです。特に質疑応答の場合は即時性が求められます。つまり、質問に対してすぐに答える必要があるのですが、パソコンノートテイクですと、どうしてもタイムラグが生じます。ですので、質疑応答の場合は手話通訳が合うと思われるということがあり、手話通訳を利用しています。

次に、もう1つの理由です。

音声言語の場合は、イントネーションも意味を

把握するための重要な要素になります。スライドに例文を出しておりますので、読んでみてください。どんなイントネーションで話しているかイメージできますでしょうか？ これだけ読むと普通の質問のように思うかもしれませんが、ですが、実際にこの時のイントネーションを含んだ言い方は何かというと、「(あなたの論に) 新しさなどない！」というかなり厳しい指摘を含む言い方だったのです。

パソコンノートテイクの場合、イントネーションまで表現することはできません。音声コミュニケーションの場合、こういったイントネーションに話者の意図が大きく反映されますので、そこも含めて通訳する必要があります。

このようなイントネーションの点からも、手話通訳が必要であると考えられるので、手話通訳を利用しています。

### ② 事例提供

学術手話通訳をおこなう上で必要なこととは？

2点目の事例提供です。

### 学術手話通訳のために必要なこと

**専門性のマッチング**

- ・学会・研究会でおこなわれる内容の予習
- ・利用者との事前打ち合わせも含む

**話者の意図の正確な把握・伝達**

- ・質疑応答での質問の意図の把握・正確な伝達
  - 日本語と日本手話の文法を正確にとらえ、適切な手話表現に翻訳することで日本語の意図を正確に伝える

学術手話通訳のために必要なことは主に2つあると思っています。

1 点目は専門性です。専門性が大事なことはいうまでもありません。

次に 2 点目は、話者の質問の意図を通訳者が正確に把握して、それを確実に利用者に伝達することです。これが必須だと考えています。

以下の事例提供では、専門性の話よりも 2 点目の正確な伝達と把握に絞って話を進めます。

**話者の意図を伝える意義**

**なぜ、話者の意図を伝えるのが大事なのか？**  
学術的な議論では他者の考え・意図を汲み取って自分の考えを述べることが重要

- 他者の考えは言語によって表現される
- 表現ひとつで手話通訳利用者が受け取る「話者の考え」が変わり得るので、表現を正確に通訳する必要がある

では、なぜ話者の意図を伝えることが大事なのでしょうか。

話者の微妙な細かな意味をきちんと把握して利用者に伝えることで、通訳利用者は通訳を介して相手の意図を汲み取ることができ、相手の意図に合わせて自分の考えを述べるのが可能になります。ですから、そこに通訳が介在する場合は、的確に意味や意図を把握する力が欠かせません。

**話者の意図の伝達のために(1)**

「このまとめ方は良くないです」  
「このまとめ方は良くないと思うんですが……」

ここで例を示します。

スライドに例文を 2 つ挙げています。

この 2 つの文は似ているようですが、文末がちょっと違います。

**話者の意図の伝達のために(1)**

「このまとめ方は良くないです」  
「このまとめ方は良くないと思うんですが……」

・内容は同じ（「良くない」と言っている）だが、話者の確信度が異なる。  
・質疑応答では、この「確信度」に合わせて自分の主張をうまく伝える必要がある。

赤い部分だけが違いますが、これを比較したいと思います。この日本語文を川端さんに手話モデルとしてやっていただきます。

まず 1 つ目の文章です。表出をお願いします。（川端さんの表出）

2 つ目です。（川端さんの表出）

ありがとうございました。

手話の例をみると、特に口元が大きく異なっていたと思います。口の形でその話者の意図の違いを表しています。

この 2 つの文章は、どちらも「よくない」と言っており、意味としては同じです。ただ、「よくないこと」に関する話者の確信度が異なっています。1 つ目の「このまとめ方は良くないです」は確信度が高いです。2 つ目の「このまとめ方は良くないと思うんですが……」はそれよりも低い。つまり、よくないとは思っているけれど、はっきりとは言えないということです。

利用者は、これらの話者の意図をきちんと捉えて、反論なり主張をする必要があるので、この意図をきちんと通訳として表出し分けられないといけないのです。

**話者の意図の伝達のために(2)**

たしかに、おっしゃるとおりだと思います  
たしかに、おっしゃるとおりだとは思いますが……

では、次にいきます。例の2つ目です。

**話者の意図の伝達のために(2)**

たしかに、おっしゃるとおりだと思います  
たしかに、おっしゃるとおりだとは思いますが

- ・下の発話は、全面肯定しているわけではない。
- ・下のように言われたら、発表者は、**「内心『違う』と思っている」**人に向けて説得する必要があり、それを聴衆も期待する。
- ・通訳者は利用者が役割を完遂できるように通訳しわけける必要がある。

ここにも、似たような文章が2つ載っています。日本語の違いは、後半にある助詞の「は」があるかないかです。

川端さん、モデル表現をお願いします。

1つ目をお願いします。(川端さんの表出)

2つ目をお願いします。(川端さんの表出)

ありがとうございました。

違いは見ていただくと明らかですね。こちらも口形が異なっています。

例文の2つ目の、「は」が付いているほうは、全面肯定ではないんです。「おっしゃるとおりだとは思いますが」と言われたら、その意味をきちんと汲み取って主張しないとイケません。

似たような文章でも意味はまったく違っており、そこをしっかりと理解しなくてはいけないので、手話通訳の役割は非常に大きいのです。

### ③ さらなる課題・問題点

3点目、更なる課題、問題点です。

## 学術手話通訳の限界

### 発話の意図が途中で変わる質問の通訳

質問の意図が理解できず、とんちんかんな返事をしてしまった。

- 聴者の先輩に聞くと「最初は質問だったけど、途中からアドバイスに変わった」
- 質問者の問題なのか、通訳の問題なのか？

### 情報保障のための環境にできない場面

特にゼミでは、荒れたときに議論が早くなる。

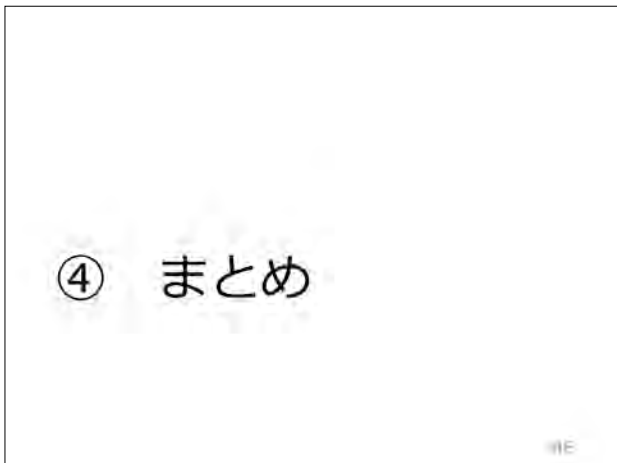
- 情報保障のための環境ではないが制止できない

タイトルには「限界」と書きましたが、むしろ、学術手話通訳における悩みと取っていただいたほうがよいかもしれません。

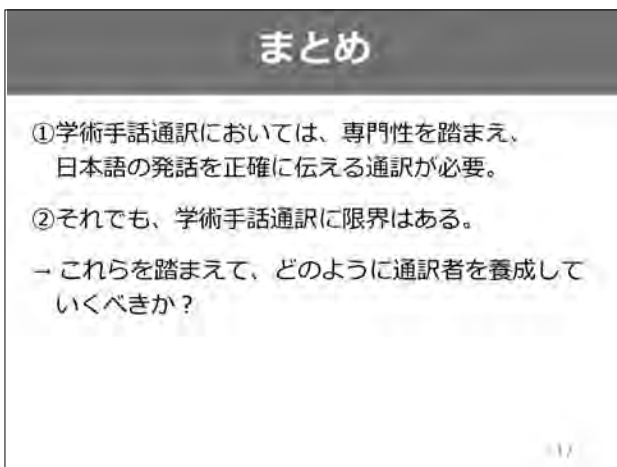
スライドにあるように、私が研究会で発表したとき、質問の意図が理解できなかったことがありました。最初は質問だったのですが、途中からそうでない方向に行ってしまったんです。私は、最初は質問だと思っていたので、通訳を介して、その話をずっと聞いていました。ですが、途中から話が逸れたことで話の意味が分からなくなってしまい、結局私はその場で答えられなかったんです。終わった後で、聞こえる先輩に確認したら、「アドバイスになっていたから、無理に答える必要はなかったんだよ」と教えられました。これはどこに問題があるのか、どのように解決したら良いのか悩ましいところです。

もう1つの例です。学術的な場では、情報保障のための環境にできない場面があります。例えば、議論が白熱して、議論の発言が重なったり、盛り上がってくる場面です。特にゼミでは、先生が非常に怒ったりする場面もよくあります。怒りながら激しく話していて、議論が飛び交っている場面があります。これは明らかに情報保障のための環境にはなっていませんが、私には静止できません。先生も怒っているので、学生の立場では止めるなんてことはできません。こういう時、どうしたら良いのかと悩むことも多いです。

大きくこの2つが今の私の悩みです。



最後にまとめです。



本日お話ししたことは2つあります。

1つ目は、学術手話通訳では専門性を踏まえていることと、相手の発話の意図を正確に捉えて利用者に伝えるという必要性があるということです。

そして、もう1つは、それができたとしても、やはり学術手話通訳には先ほどお話ししたような問題や限界があるだろうと思っています。

それを踏まえて、どのように学術手話通訳を養成していくのか、またそういう通訳者を確保していくかが、私の感じている課題です。

私からのお話は以上です。ありがとうございました。



【来賓紹介】

日本財団 筒井 智子 様  
群馬県議会議員 小川 晶 様  
東京都北区議員 斉藤 里恵 様  
厚生労働省障害福祉専門官 秋山 仁 様  
参議院議員 薬師寺 道代 様  
参議院議員今井絵理子 様 秘書 戸部新也 様  
高崎市議会委員 小野 聡子 様

(順不同)

【来賓コメント】

**群馬県議会議員 橋爪 洋介 氏**

皆さん、こんにちは。

ご紹介いただきました群馬県議会議員の橋爪 洋介です。今日のシンポジウムにこれから参加させていただきます。日頃より金澤先生はじめ、大変お世話になっております。

群馬県手話言語条例もできて、お陰さまで順調に進行中ですが、まだまだ伸びしろもたくさんありますので、これからもご指導いただければと思っています。

学術手話通訳につきましては、これからどんどんニーズが広がっていく分野だと認識しています。

群馬県におきましても、コンベンション施設が再来年オープンしますが、様々な学会や専門知識、専門分野、それにおける歴史、いろいろなことが必要になってくると思いますが、是非ともそ野を広げていただき、ご活躍いただければと、今日のシンポジウムを楽しみにしております。

よろしく願いいたします。

**参議院議員 薬師寺 道代 氏**

皆さま、こんにちは。

参議院議員の薬師寺 道代と申します。

今日はシンポジウムおめでとうございます。

私も勉強いたしました。

手話通訳の養成は、たくさんの方の問題を抱えております。

来年度、厚生労働省でも専門性の高い手話通訳の必要性について、調査・研究事業がスタートします。

例えば病院、法廷で、国際的にはいろいろな専門を持った手話通訳が必要です。

本日の学術手話通訳もその中の1つだと私は思っています。

皆さま方の協力をいただきながら、未来の聴覚障害者の子どもたちが、大学で、大学院で学ぶことができる環境を整備していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日は誠にありがとうございました。





## 閉会あいさつ

### 川端／

最後に本学教育学部長齊藤 周より閉会のご挨拶をします。  
よろしく願いいたします。

### 齊藤／

本日は大変充実したシンポジウムとなり、嬉しく思っています。  
金澤さんを含め9人の方に登壇いただき、それぞれの立場からお話いただき、今後について多面的な理解ができたと思います。  
理解ができたと言いましても困難な課題がいろいろあることが理解できました。  
先行きが明るいわけではないですが、でもその困難さを共有できたことが、新しい出発点になると思います。  
私自身は金澤さんの同僚で教育学部の教員ですが、これまでに4人の聴覚障害学生が授業に出席してノートテイクをつけています。  
学生に発言してもらった場合には、手話を介して通訳をしてもらいました。  
それ止まりでしたが、今日の話聞いていくつも学びました。  
改めて私が言う必要はないかもしれませんが、3点だけ振り返ります。  
1つは、絶滅危惧種というのは非常にインパクトのある言葉でした。  
つつい、金澤先生の尽力により、ノートテイク、手話が広げられているので全国的に手話通訳が広がっていると思っていました。  
でも、現状がそうであることを聞いて、きちんとした取り組みが必要だと理解しました。  
それから、後藤さんの話を伺って、なるほどなと思ったのは、手話は「手の話」と書きますが、口をはじめとする顔の表情も大切だと初めて知りました。  
これは、私にとっては新しい発見でした。  
中野先生には学術手話通訳を分かりやすく話していただき、その養成の課題とポイントを話していただきました。  
私が申し上げるまでもなく、今日の参加者の皆さんは、それぞれ今の点を含めて共通認識ができたと思います。  
今日ここで学んだことを、それぞれの立場で議論して深められたら、よりシンポジウムの意義になるかと思います。  
今日集まっていたいただいた皆さん、ご登壇いただいた皆さん、本当にどうもありがとうございました。  
簡単ですが、私からの挨拶とします。

---

---

## アンケート集計結果

## アンケートの結果から

総じて参加された方々から意義を感じていただけたことがうかがえた。また、その関心のポイントは多様であり、本事業の目的自体に多様な観点が含まれていることを反映させている。

事業テーマが「学術手話通訳」であることから、手話通訳者の参加が最も多く、次いで学術関係者となっていた。手話通訳者の参加が多い中で、全体の1/4が障害当事者であり、本事業が障害当事者にとっても深い関心を持たれる問題を含んでいると考えられる。

告知媒体については、口コミ、紙媒体、ネット媒体のいずれもほぼ均等であったことから、様々な媒体で発信していくことの必要性がわかった。

### 参加者の立場（重複回答あり）

手話通訳者	学術関係者	行政関係者	教育関係者	福祉関係者	議員	その他
25	9	7	6	6	2	18

### 参加者の「障害」の有無

聴覚障害者 (手話話者)	聴覚障害者 (非手話話者)	聴覚以外の 障害者	その他
7	2	3	48

### シンポジウムを知ったきっかけ

友人・知人からの 口コミ	紙媒体のチラシ	Facebook 等の インターネット媒体	その他
29	21	20	13

### どの観点からシンポジウムに関心を持ったか

聴覚障害学生 支援	学術手話通訳	手話通訳養成 全般	障害者支援 全般	手話言語条例 の具体的施策	その他
35	43	42	25	22	4

### シンポジウムの内容についての評価

有意義だった	やや 有意義だった	どちらとも 言えない	あまり有意義では なかった	有意義では なかった
50	10	2	0	0



# 大 聴覚障害 学内で支援

群

## 手話通訳の講座拡充

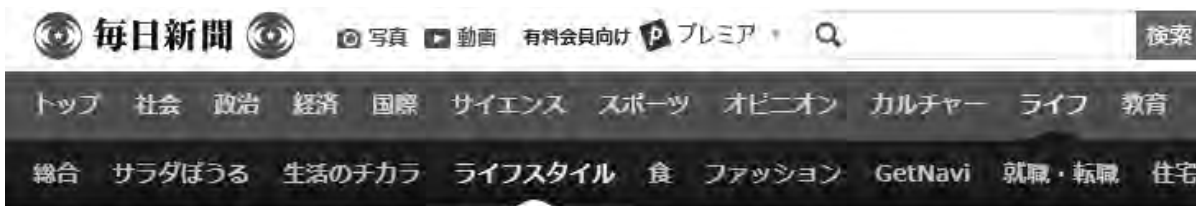
群馬大は本年度、手話に関する講義を大幅に拡充した。学術分野で活動するための技術を身に付ける講義を新設し一般にも公開するほか、入学直後から手話を

学べるよう1年生向けの講義を増やした。聴覚障害のある学生への支援態勢を強化し、県内の手話通訳士の技能向上にもつなげる。専門技術を学ぶ講義は主

に教育学部の2、3年生向けで、厚生労働省が定める手話通訳養成講座の基本、応用、実践の各コースに準拠した内容。学生が在学中に手話通訳士の資格を取得

できるよう、後押しする。実践コースは手話通訳士の資格を持つ人の受講も認められる。県内には104人の有資格者がおり、県が参加希望者を募る。

全ての学部の1年生向けの手話関連講義も増やす。総合科目の「手話と情報アクセシビリティ」と、少数で受講する人文科学科目の「言語としての日本手話」と「言語としての日本手話



## シンポジウム

学術手話通訳者養成 現状と課題探る きょう群馬大 / 群馬

毎日新聞 2018年2月18日 地方版

社会一般 > 介護・福祉 > 群馬県 > ライフ > ライフスタイル >

学校や大学などで聴覚障害者を支援する「学術手話通訳者」の養成に関するシンポジウムが18日午後1～5時、群馬大荒牧キャンパス（前橋市荒牧町4）で開かれる。手話の普及や啓発を掲げる手話言語条例が全国127自治体で制定され（2月8日現在）、今後、特に教育分野で手話ができる人材が必要とされる中、養成の現状と課題を議論する。

シンポジウムでは、今年度から手話通訳者の養成のための授業を始めた群馬大が、その狙いや1年間の成果、今後の課題などを発表するほか、内閣府▽厚生労働省▽文部科学省▽県――の担当者がそれぞれ養成の取り組みの現状と課題を説明する。

さらに、手話研究者で大阪大キャンパスライフ健康支援センターの中野聡子さんが「学術手話通訳と聴覚障害学生支援をめぐる諸課題」と題して講演する。中野さんは聴覚障害者で、さまざまな手話通訳養成プログラムの開発に取り組んでいる。

県内で手話言語条例を制定しているのは県と、前橋、中之条など11市町。施策方針として、小中学校での手話に関する授業や教職員向け研修を計画している自治体もある。

シンポジウム会場は教養教育G B棟155教室。問い合わせは群馬大手話サポーター養成プロジェクト室の電話兼ファクス（027・220・7157）。【鈴木教子】

## 上毛新聞

ニュース

スポーツ

特集・連載

ライフ・カルチャー

トップ > ニュース > 県内ニュース > 社会・話題 > 養成 大学が主導を 群大で手話通訳シンポ 前橋

### 養成 大学が主導を 群大で手話通訳シンポ 前橋

[2018/02/19]

シェア 115 ツイート 0 LINEで送る



手話通訳の養成について考えたシンポジウム

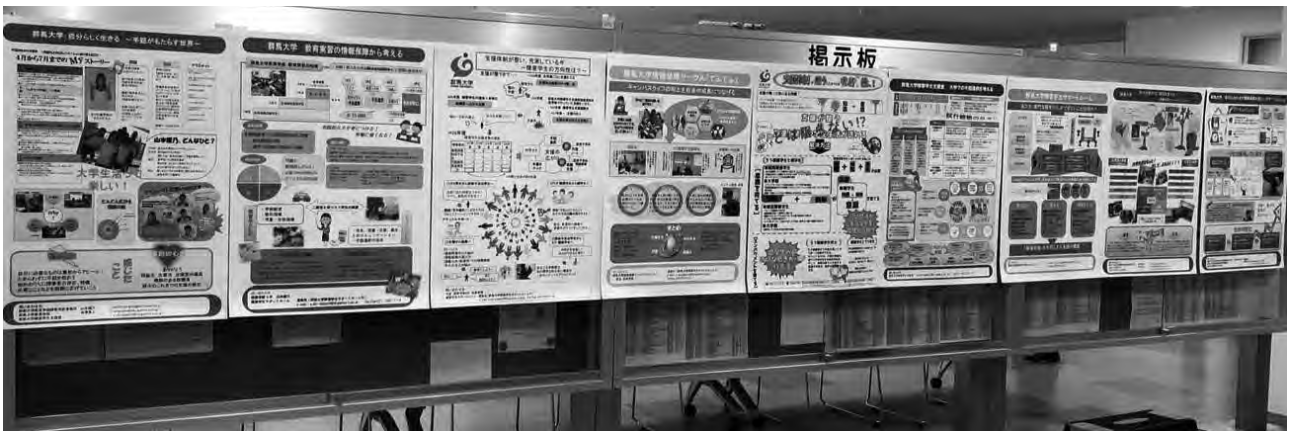
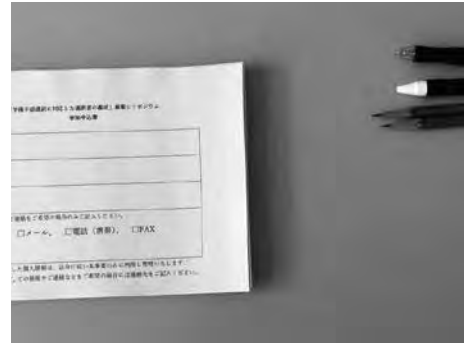
聴覚障害者の学びを支援する手話通訳の養成をテーマにしたシンポジウムが18日、前橋市の群馬大荒牧キャンパスで開かれ、学生ら約70人が関係者の発表を通じて理解を深めた。

専門家ら3人がパネルディスカッションと銘打って発表した。全国手話通訳問題研究会理事の石川芳郎さんは「必要な人数の手話通訳者を確保するには、大学などが手話通訳養成を真剣に考えなければならない。学んだ後の『出口』

となる就労の確立も不可欠だ」と指摘した。

シェア 115 ツイート 0 LINEで送る





---

**群馬大学**  
**手話サポーター養成プロジェクト室**

〒 371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目 2 番地

<http://sign.hess.gunma-u.ac.jp/>

<https://www.facebook.com/gunmasign/>

TEL & FAX 027-220-7157 (直通)

---



